

第七十五回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第七号

昭和五十年三月二十七日(木曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

三月十九日

辞任

補欠選任

山崎 竜男君

鍋島 直昭君

最上 進君

大谷藤之助君

竹田 四郎君

加瀬 完君

三月二十五日

辞任

補欠選任

井上 吉夫君

嶋崎 均君

三月二十六日

辞任

補欠選任

嶋崎 均君

井上 吉夫君

三月二十七日

辞任

補欠選任

岩男 頼一君

青井 政美君

出席者は左のとおり。

委員長

原文兵衛君

理事

金井 元彦君

安田 隆明君

野口 忠夫君

神谷信之助君

委員

安孫子藤吉君

井上 吉夫君

岩男 頼一君

夏目 忠雄君

橋本 繁蔵君

小山 一平君

国務大臣

運輸大臣

和田 静夫君

自治大臣

阿部 憲一君

政府委員

上林繁次郎君

通商産業政務次官

市川 房枝君

運輸省自動車局長

福間 知之君

自治大臣官房審議官

木村 睦男君

自治省税務局長

福田 一君

事務局側

嶋崎 均君

常任委員会専門員

高橋 寿夫君

建設省道路局局長

石見 隆三君

建設省道路局政課長

首藤 堯君

建設省道路局高速国道課長

伊藤 保君

自治省財政局財政課長

加瀬 正蔵君

自治省税務局固定資産税課長

山根 孟君

参考人

石原 信雄君

全国乗用自動車連合会会長

川俣 芳郎君

川鍋 秋蔵君

本日

の会議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

○委員長(原文兵衛君) たいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月十九日、山崎竜男君、最上進君及び竹田四郎君が委員を辞任され、その補欠として鍋島直昭君、大谷藤之助君及び加瀬完君が選任されました。

○委員長(原文兵衛君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。福田自治大臣。

○国務大臣(福田一君) たいま議論となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみ、住民負担の軽減合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引き上げ、事業税の事業主控除額の引き上げ、料理飲食等消費税の免税点の引き上げ、ガス税の税率引き下げ等を行い、また、都市環境の整備に要する費用に充てるため、目的税として事業所税を創設する必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、住民負担の軽減を図るため、課税最低限の引き上げを行うこととし、基礎控除の額及び配偶者控除の額をそれぞれ一万円、扶養控除の額を三万円引き上げ、老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除の額をそれぞれ三万円引き上げることとしたことをい

ました。また、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額についてもそれぞれ三万円引き上げるとともに、生命保険料控除の控除対象限度額を七万円に引き上げることとしたことをい

さらに、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である給与所得等の限度額を二十万円に、扶養親族のない寡婦についての所得限度額を三百万円に、それぞれ引き上げることとしたことをい

なお、障害者、未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲を年所得六十万円までに拡大するとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を三十万円に引き上げることとしたことをい

このほか、土地に係る短期譲渡所得については、昭和五十六年度まで現行の分離課税制度を継続するとともに、長期譲渡所得については、現行の分離比例課税制度を適用期限の到来を待って廃止し、五年度間の時限措置として、特別控除後の譲渡益二十万円以下の部分については、道府県民税二%、市町村民税四%の税率により、特別控除後の譲渡益二十万円を超える部分については、譲渡益の四分の三を総合課税した場合の上積み税額により、それぞれ課税することとしたことをい

その二は、事業税についてであります。個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減を図るため、事業主控除額を百八十万円にするとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を三十万円に引き上げることとしたことをい

また、小規模な水産動植物の採捕事業については、非課税とすることとしたことをい

なお、個人の事業税及び法人の事業税について制限税率を設けることとし、標準税率に一・一を乗じて得た率を超える率で課することができないこととしたことをい

その三は、料理飲食等消費税についてであり、料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の軽減を図るため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を三千四百円に、飲食店等における飲食の免税点を千七百円に、それぞれ引き上げることとした。

その四は、自動車取得税についてであり、自動車取得税につきましては、低公害車の開発及び普及を促進するため、昭和五十一年四月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車について、その税率を、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで取得されたものにあつては百分の二、昭和五十一年四月一日から保安基準の適用猶予期間終了六カ月前までに取得されたものにあつては百分の一、それぞれ現行税率から引き下げることとした。なお、この期間内に取得された電気自動車については、百分の二引き下げることとした。

その五は、電気税及びガス税についてであり、電気税及びガス税につきましては、住民負担の軽減を図るため、ガス税の税率を三%に引き下げ、ほか、紡績糸、燃糸及び織物の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率を一律二%として、軽減措置の適用期間を延長する等の措置を講ずることとした。

なお、産業用電気に係る電気税の非課税措置については、現行基準に基づき、ベンゾール、塩化ビニール等二十四品目に係る措置を廃止することとした。

その六は、入湯税であります。入湯税につきましては、鉱泉浴場所在市町村におけるごみ・尿尿処理施設、消防施設等の整備の促進を図るため、税率を百円に引き上げることとした。

その七は、事業所税の創設についてであり、大都市等における都市環境の整備に要する費用に充てるため、市町村の目的税として、事業所税を次の要領により創設することとした。

人の行う事業または事業所等の用に供する家屋の新増設に対し、指定都市等が、当該事業を行う者または当該家屋の建築主に課することとした。この場合において、国、公共法人、公益法人等に係る事業所等、あるいは農林漁業の生産の用に供する施設等については、非課税とする。また、その指定都市等ごとの床面積または従業者数の合計が、資産割りにあつては床面積千平方メートル以下、従業者割りにあつては従業者数百人以下、事業所等の新増設に対して課する事業所税にあつては床面積二千平方メートル以下である場合は、課税しないこととした。

事業所税の課税標準は、資産割りにあつては床面積、従業者割りにあつては従業者給与総額、事業所等の新増設に対して課する事業所税にあつては床面積とし、その税率は、資産割りにあつては一平方メートルにつき三百円、従業者割りにあつては百分の〇・二五、事業所等の新増設に対して課する事業所税にあつては一平方メートルにつき五千円とする。

なお、この税の趣旨に照らして所要の課税標準の特例措置を設けることとした。

このほか、地方税制の合理化を図るための規定の整備等所要の規定の整備を行つております。

以上の改正により、昭和五十年度においては、個人の住民税におきまして四千四百九十九円、個人の事業税におきまして九十九円、料理飲食等消費税におきまして三百五十九円、ガス税その他におきまして七十一円、合計四千八百八十四円、平年度五千五百三十六円の減税を行うこととなりますが、一方、事業所税の創設により二百二十一億円、入湯税の引き上げその他により五十三億円、合計二百七十四億円の増収が見込まれますので、差し引き四千六百十億円、平年度四千六百六十八億円の減収となります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(原文兵衛君) 次に補足説明を聴取いたします。首藤税務局長。

○政府委員(眞藤君) ただいま説明されました地方税法の一部を改正する法律案の内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

まず、総則の改正であります。

二ページの第五条の改正は、市町村の目的税として、新たに事業所税を創設しようとするものであります。

三ページから六ページの第十五条の三の改正は、会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため納期限の延長を認められている法人が、事業年度終了の日から二カ月以内に法人税割額または事業税額の一部を見込み納付し、かつ、徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該見込み納付をした税額を限度として、一定期間徴収を猶予しようとするものであります。

次に、道府県民税の改正であります。

八ページから九ページの第二十三条の改正は、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者または扶養親族の給与所得等の限度額を現行の十五万円から二十万円に、寡婦控除の適用要件である所得限度額を現行の百五十万円から三百万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

九ページから十ページの第二十四条の五の改正は、障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額を現行の年所得五十万円から六十万円に引き上げようとするものであります。

十ページの第三十二条の改正は、白色申告者の専従者控除の控除限度額を現行の二十万円から三十万円に引き上げようとするものであります。

十一ページの第三十四条第一項第五号の改正は、生命保険料控除の控除対象限度額を現行の四万円から七万円に引き上げることとし、四万円を超える部分についての控除率を四分の一としようとするものであります。

十一ページから十二ページの第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ現行の十三万円から十六万円とし、特別障害者控除額を現行の十六万円から十九万円に引き上げようとするものであります。

十二ページの第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに同条第二項及び第三項の改正は、基礎控除額及び配偶者控除額を現行の十八万円から十九万円に、扶養控除額を現行の十四万円から十七万円に、老人扶養親族及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除額を現行の十六万円から十九万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

なお、基礎控除額等の引き上げによって、住民税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、現行の百一十六万円から百二十一万八千円に引き上げられることとなります。

次に、事業税の改正であります。

十七ページから十八ページの第七十二条の十七第三項の改正は、個人事業税の事業専従者の控除限度額を現行の二十万円から三十万円に引き上げようとするものであります。

十八ページの第七十二条の十八の改正は、個人事業税の事業主控除額を現行の百五十万円から百八十万円に引き上げようとするものであります。

十八ページの第七十二条の二十二第八項の改正は、事業税について制限税率を設けることとし、標準税率に一・一を乗じて得た率を超える税率で課することができることとしようとするものであります。

なお、この改正は、昭和五十年十月一日から施行することとしております。

二十ページ及び二十四ページの七十二條の二十五第三項の改正は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため法定納期限までに申告納付することができない法人については、道府県知事の承認を受け、各事業年度終了の日から三カ月以内に申告納

付することができることとするもの
り、第七十二条の四十五の二の改正は、これに伴
い本来の期限から延長された納期限までの間、年
七・三％の割合で延滞金を課せようとするものであ
ります。

次は、不動産取得税の改正であります。
二十五ページから二十六ページの第七十三条の
四第一項第十二号の改正は、雇用促進事業団が移
転就職者のために設置する宿舍の用に供する不動
産の取得を、第七十三条の六第一項の改正は、農
用地開発公団の事業の施行に伴う換地または交換
分合による土地の取得を、同条第三項の改正は、
地域振興整備公団の行う換地処分による保留地等
の取得を、それぞれ非課税としようとするもので
あります。

次は、道府県たばこ消費税の改正であります。
二十六ページの第七十四条第七項の改正は、製
造たばこの本数の算定をする場合において、刻み
たばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこについては、
それぞれその一グラムをもって紙巻たばこの一本
に換算しようとするものであります。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。
二十六ページから二十七ページの第十四条の
四第一項及び第二項並びに第十四条の五第一項
の改正は、飲食店等における飲食の免税点を現行
の千二百円から千七百円に、あらかじめ提供品目
ごとに料金を支払う飲食の免税点を現行の六百円
から八百五十円に、旅館における宿泊及びこれに
伴う飲食の免税点を現行の二千四百円から三千四
百円に、それぞれ引き上げようとするものであり
ます。

なお、この改正は、昭和五十年十月一日から施
行することとしております。

次は、市町村民税の改正であります。

二十七ページから三十三ページの第二百九十二
条から第三百十四条の二まで及び第三百二十七条
の改正は、道府県民税と同様でありますので説明
を省略させていただきます。

次は、固定資産税の改正であります。

三十四ページから三十六ページの第三百四十八
条第二項第二号の改正は、農用地開発公団が直接
その本来の事業の用に供する固定資産を、同項第
二十号の二の改正は、年金福祉事業団が診療施設
の用に供する固定資産を、同項第二十八号の二の
改正は、国際協力事業団が研修、訓練施設の用に
供する固定資産を、同条第四項の改正は、厚生年
金基金及び厚生年金基金連合会が所有し、かつ、
使用する事務所及び倉庫を、それぞれ非課税とし
ようとするものであります。

三十六ページから三十八ページの第三百四十九
条の三第二項の改正は、地方鉄軌道の新線建設に
係る道路との立体交差化施設のうち高架橋等を、
同条第三項の改正は、中小企業等協同組合等が一
般ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に
供する償却資産を、それぞれ課税標準の特例措置
の対象とし、同条第六項の改正は、外国貿易船に
ついての非課税措置を廃止するとともに、課税標
準の特例措置を設けようとするものであります。

次は、市町村たばこ消費税の改正であります。
三十九ページの第四百六十四条第四項の改正
は、道府県たばこ消費税と同趣旨の改正でありま
す。

次は、電気税及びガス税についてであります。
三十九ページから四十ページの第四百八十九条
の改正は、産業用電気に係る電気税の非課税措置
のうち、ベンゾール、塩化ビニール等二十四品目
に係る措置を廃止しようとするものであります。
四十一ページの第四百九十条第二項の改正は、
ガス税の税率を現行の四％から三％に引き下げよ
うとするものであります。

なお、これらの改正は、昭和五十年六月一日か
ら施行することとしております。

次は、特別土地保有税の改正であります。

四十一ページの第五百八十五条第五項の改正
は、土地区画整理事業の施行に係る土地について
仮使用をする場合に、仮使用地の使用または収益
の開始をもって土地の取得と、仮使用地の使用者
をもって土地の所有者等とみなすことができるも

のとしようとするものであります。

四十一ページから四十三ページの第五百八十六
条第二項第五号の二の改正は、厚生年金基金また
は厚生年金基金連合会が基金の加入員等の福祉を
増進するための特定の施設の用に供する土地を、
同項第五号の三の改正は、年金福祉事業団が特定
の保養のための総合施設の用に供する土地を、同
項第二十一号の改正は、新住宅市街地開発事業の
用に供する土地を譲り受けた特定の者が公益的施
設の用に供する土地を、同項第二十二号の二及び
第二十二号の三の改正は、日本住宅公団等が法律
に基づき工業団地造成事業または流通業務団地造
成事業の用に供する土地を、それぞれ非課税とし
ようとするものであります。

次は、入湯税の改正であります。
四十五ページの第七百一条の二の改正は、入湯
税の税率を現行の四十円から百円に引き上げよう
とするものであります。

次は、事業所税についてであります。

四十五ページから九十一ページの第五節、第七百
一条の三十から第七百一条の七十四までの規定
は、事業所税の創設に伴う規定であります。事業
所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に
要する費用に充てるため、都、地方自治法に規定
する指定都市、首都圏整備法に規定する既成市街
地または近畿圏整備法に規定する既成都市区域を
有する市及び政令で指定する人口五十万人以上の
市（以下、「指定都市等」と略称させていただきます）
が課する目的税であります。以下その概要
について御説明申し上げます。

四十八ページから五十一ページの第七百一条の三
十二は、事業所税の納税義務者等の規定でありま
す。事業所税は、事業所等において行い事業また
は事業所用家屋の新増設に対し、指定都市等が、
当該事業を行う者または当該事業所用家屋の建築
主に課することとしております。この場合、
事業に係る事業所税は、資産割額と従業者割額
の合算額によることとしております。

第七百一条の三十四は、事業所税の非課税の規
定であります。

五十一ページの第一項は、国及び公共法人につい
ての人的非課税の規定であります。

五十一ページの第二項は、公益法人等の収益事業
以外の事業についての人的非課税の規定でありま
す。

五十一ページから五十四ページの第三項は、都市
計画法に規定する都市施設で一般的に市町村が行
うものと同種のものまたはきわめて収益性の薄
いもの、福利厚生施設、農林漁業の生産の用に供す
る施設、法令をもって明定された国の施策に従っ
て実施する中小企業の共同化等の事業に係る施設
等についての非課税の規定であります。

五十四ページの第四項は、公害防止施設及び消
防設備等に係る資産割額及び新増設に係る事業
所税の非課税の規定であります。

五十七ページから五十九ページの第七百一条の
三十五から第七百一条の三十九までの規定は、徴
税吏員の質問検査権及び納税管理人に関する規定
であります。

五十九ページから六十ページの第七百一条の四
十は、事業所税の課税標準の規定であります。事
業に係る事業所税の課税標準は、資産割りにあつ
ては課税標準の算定期間の末日現在における事業
所床面積、従業者割りにあつては課税標準の算定
期間中に支払われた従業者給与総額とし、新増設
に係る事業所税の課税標準は、新増設事業所床面
積とすることとしております。

六十ページから七十一ページの第七百一条の四十
一は、事業所税の課税標準の特例の規定でありま
す。課税標準の特例については、たとえば第一項
の表の第六号等に規定する広大な床面積を有する
ことが不可欠な業種で税負担が一般的に著しく過
重となると考えられるものについて、資産割りを
二分の一ないし四分の一に軽減する等所要の特例
を設けることとしております。

七十一ページの第七百一条の四十二は、事業所税
の税率の規定であります。事業に係る事業所税の
税率は、資産割りにあつては一平方メートルにつ

き三百円、従業者割りにあつては百分の〇・二五とし、新増設に係る事業所税の税率は、一平方メートルにつき五千円とすることとしております。

七十三は、事業所税の免税点の規定であります。事業に係る事業所税については、事業所床面積の合計面積が千平方メートル以下である場合には資産割りを、従業者の数の合計数が百人以下である場合には従業者割りを課することができないこととし、また、新増設に係る事業所税については、新増設事業所床面積が二千平方メートル以下である場合には課することができないこととしております。また、これらの免税点以下であるかどうかの判定は、事業に係る事業所税については、課税標準の算定期間の末日の、新増設に係る事業所税については、申告納付すべき日の現況によるものとすることとしております。

七十二ページから七十四ページの第七百一条の四十五から第七百一条の四十八までの規定は、事業所税の徴収の方法についての規定であります。事業所税の徴収の方法は、申告納付の方法によるものとし、事業に係る事業所税のうち法人に対して課するものについては各事業年度終了の日から二カ月以内に、個人に対して課するものについては翌年三月十五日までに申告納付しなければならぬこととし、また、新増設に係る事業所税については、新増設の日から一カ月以内に申告納付しなければならぬこととしております。

七十四ページから七十八ページの第七百一条の五十五及び第七百一条の五十一の規定は、事業所税の納税義務の免除等の規定であります。その一は、建築主が事業所用家屋を新増設してから一年以内に当該事業所用家屋と対応する従前の事業所用家屋について取り壊し等の事情が生じたときは、当該新増設事業所床面積のうち、従前の事業所用家屋の床面積に相当する部分に係る新増設に係る事業所税を免除しようとするものであります。その二は、新増設された事業所用家屋が申告納付期限後一年以内に非課税用途に使用され、かつ、非課

税用途として使用が開始されたことにつき指定都市等の長の確認を受けたときは、その部分に係る新増設に係る事業所税を免除しようとするものであります。

七十八ページから七十九ページの第七百一条の五十二から第七百一条の五十四までの規定は、指定都市等の区域内における事業所等の新設、廃止等について、申告義務を課する規定であります。八十九ページから九十一ページの第七百一条の七十三は、事業所税の使途に関する規定であります。事業所税の収入額は、道路、都市高速鉄道等の交通施設、学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業等、本条に掲げる事業に要する費用に充てなければならないこととしております。その他、第七百一条の五十五から第七百一条の七十二まで及び第七百一条の七十四においては、事業所税の賦課徴収に関し必要な事項について規定してあります。

なお、事業所税に関する改正は、昭和五十年十月一日から施行することとしております。九十一ページから九十三ページの第七百三十五條から第七百三十七條までの改正は、特別区の存する区域について都が事業所税を課することができるようにならうとするものであります。次は、附則の改正であります。

九十三ページの附則第三条の二の改正は、第十五条の三の徴収猶予等を受けている法人に対して課する延滞金の年七・三%の割合を、日本銀行の基準割引歩合の引き上げに依り、年二・七五%の割合の範囲内で定める割合としようとするものであります。九十六ページの附則第十二条の二の改正は、昭和五十年度分及び昭和五十一年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、課税標準算定の基礎となる額に乘すべき製造たばこの本数については、製造たばこの本数に一定の率を乘じて得た本数としようとするものであります。九十六ページの附則第十四条の改正は、外国貿易船に係る固定資産税の非課税措置を廃止しよう

とするものであります。

百ページから百二ページの附則第三十一条第一項の改正は、紡績糸、燃糸及び織物の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置について、対象となる織物の範囲に、合成繊維、酢酸繊維及び絹を加えるとともに、税率を一律二%とし、適用期間を昭和五十年六月一日から昭和五十二年五月三十一日までとし、同条第三項の改正は、紙の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置の適用期限を昭和五十二年五月三十一日まで延長しようとするものであります。

百二ページから百三ページの附則第三十二条第三項から第五項までの改正は、昭和五十一年度から実施される自動車排出ガスの規制基準に適合する自動車に係る自動車取得税の税率を昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まででは百分の二、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年度から実施される自動車排出ガスの規制基準の適用猶予期間が終了する六月前までは百分の一、それぞれ現行税率から控除した率とするとともに、電気自動車については、さきの期間を通じてその税率を現行税率から百分の二控除した率としようとするものであります。

百二ページから百三ページの附則第三十二条の二の改正は、地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けた者がその土地に新増設した事務所等の床面積に対しては、当該新増設が昭和五十年十月一日から昭和五十五年九月三十日までの間に行われたときに限り、事務所税を非課税としようとするものであります。

百三ページから百五ページの附則第三十四条の改正は、土地の長期譲渡所得に対する道府県民税及び市町村民税の課税について、現行分離比例課税制度を適用期限の到来を待つて廃止し、五年度間の時限措置として、特別控除後の譲渡益が二十万円の部分については道府県民税二%、市町村民税四%の税率により、特別控除後の譲渡益が二十万円を超える部分については譲渡益の四分の三を総合課税した場合の上積み税額により、それ

ぞれ課税しようとするものであります。

百五ページから百七ページの附則第三十五条の改正は、土地の短期譲渡所得に対する道府県民税及び市町村民税の課税の特別措置の適用期間を昭和五十六年度まで延長しようとするものであります。百七ページから百九ページの附則第三十五条の二の改正は、森林施業計画に基づき山林経営を行う個人が山林を現物出資して法人成りする場合の山林所得の課税について、納期限の特例を設けようとするものであります。

百十二ページから百十三ページの附則第三十七条の改正は、沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として、外客の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対し、当該行為が昭和五十年六月一日から昭和五十一年二月二十九日までの間に行われたときに限り、料理飲食等消費税を非課税とするほか、博覧会の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講じようとするものであります。以上でございます。

○委員長(原文兵衛君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日、地方税法の一部を改正する法律案審査のため、全国乗用自動車連合会会長川鍋秋蔵君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(原文兵衛君) これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 最初に、昭和三十九年の四月から、わが国の経済というものは本格的な開放経済体制を迎えました。その直後の昭和四十年というものは、

国の予算に計上された税収入が予定どおりに収納することができないという著しい経済不況に遭遇をいたしました。そのような異常な事態の中で四十年代の幕があげられて、そして十年の歳月をけみしたのでありますが、いま世界的な不況の中で、わが国の経済の実質成長率がゼロである、あるいはマイナスである。一時停滞なり、あるいは採用の取り消しなり、昇給の停止なり、ボーナスの分割払いなどというような形であちらこちらでそういう深刻な不況にぶつかっている。しかも物価が天井に張りついたので、なおこれは上昇を続けている状況に陥っているわけですね。で、十年という時の区切りが——あるいは偶然なものもあるかもしれませんが、今日の事態の発生というのは決して私たちが偶然なものであるとは考えていません。昭和四十一年に本格的な国債発行を行って以来、景気の誘導について国の政策の影響が力というものが非常に御存じのとおり強くなつた。それにもかかわらず、この十年の間に日本経済の歩んだ道は決して平たんなものではありませぬ。政府の経済指導が適切であったとは言いがたい。そこで私は、折りに触れて話題となつてきたフィスカルポリシーとか、あるいはポリシーミックスとかいふものについて、改めてその意義を今日考へ直してみる必要があるのではないかと実は思ふのです。

まず、昭和三十八、九年ごろからの各年度における経済の局面、それとの対応において、国の財政政策というものが一体どういう形で対置をされたのか、冒頭、概略説明をもらいたいと思ひます。○政府委員(宮澤義君) 経済の変動に伴ひまして、国及び地方を通じましての財政政策が、その時代時代に即していろいろな変遷を見ましたことは先生も御案内のとおりでございます。その時代時代におきましてあるいは国債の発行等が行われる、税制の改正等が行われる、こういった措置もとられたのでございますが、特に最近はその経済中に占めます公債、つまり財政の影響、そのウェイトの重さというように重視をする

方向にしばらく進んでおつたように考えるわけございまして、そういう観点から、あるいは景気刺激策の方策がとられる、あるいは逆に引き締めることによって抑制的な政策がとられる、こういったことも時に應じて繰返されてきたものではなからうか、こう考へておる次第でございます。

○和田静夫君 国の景気政策としては、公定歩合の操作であるとか、あるいはオペレーションによる資金の調節、窓口規制によるところの投資規制、公共事業の伸びたり縮めたり、あるいは所得税の減税、法人税率の引き上げ、こういったものによる需要の誘導や過剰資金の吸収あるいは為替の管理など、いろいろの方法があつた。で、各手法の組み合わせによって、政府はそのときどきの局面に対処する施策を実施されてきたと思ひますが、いまの時点で、大臣願ひて、この十年間の経済の各局面に対して、あのときはもつと大幅な減税をすればよかつたのではないか、あるいはあのときはもつと早く公共事業を抑制すればよかつたのではないか——先日のこの委員会では大臣、日本列島改造論等について幾つかの反省を試みられましたが、政府としてやっぱりそういう面における反省もあつてよいのではないだろうかと思ふんですが、いま申し上げたような意味での、いわゆる減税などという意味での反省というものはあつてもいいのではないかと思ふんですが、その辺はいかがですか。

○國務大臣(福田一君) 大局的な見地から見て、国の行財政の運営のあり方について、過去十年において何か特に税の問題等について減免の措置をとつたらよかつたのではないか、こういうようなお話でございますが、大体減免をいたします場合には、所得が伸びた場合において、これを国の財源をふやしていくというか、収入をふやすという意味で増税をするか、あるいはまた、国の収入がある程度ふえてきておるから今度はむしろ税を減免するという措置をとるかというところにかかつてくるわけでございますが、十年間といつてみましても、大体、これは日本の経済が三十九年ごろから

順次向上線をたどつてまいりまして、そして今日の一応、いわゆる一流国といひますか、海外の相当な力を持つた国々といひますか、そういうような国々に対してどうやら経済的に、まあ私の見るところでは、一応設備において八、九〇%まで伸びてきたというのが今日の姿だらうと思ふんです。まだ完全に諸外国に対して十分に力を持つたとは言えないと思ふ。

それから、大体、日本の経済は底が浅いといひますか、いわゆる会社経営等をいたします場合には、ほとんど借入れによってやっております。したがつて、その借入れの負担というものは相当高いわけであり、利子負担その他におきましても諸外国と比してまだまだとうてい及ばない面があると思ふのでありまして、ようやく息せき切つて諸外国、アメリカとか、そういうところと比較してみるといふと八〇%——七、八〇%まで伸びたところではないかと思ひます。そういうような場合には、どうしても企業に対してある程度の援助を与えていくという必要がある。そういう意味から見ていふと、今度は、個人の所得というものはそれほどまだ伸ばせないと時代がある意味では続いたと思ひます。ところが、今日になりまして、非常な原料その他からの制約を受けるような段階になつてまいりましたのでありまして、過去の十年間の運営の中において減税はずつと毎年毎年やつてまいりました。やつてまいりまして、国民の所得をふやし、生活を豊かにするということをやつてまいりましたが、一面においては、またある程度の物価が高くなつてまいりましたから、これによって相殺される面もあつたわけでありまして、減税をやりますとどうしても消費が伸びる、消費が伸びれば物価が上がる、こういう一つの悪い意味での影響も出てまいりますのでありまして、まあまあいまままでやつてきた政策、私は十年間の政策を振り返つてみまして、特別あそこらと減税をしてあげればよかつたんじゃないかといふことは、ちよつと私としては

ま考へることが困難でございます。ときどきにおいて減税をしてきたことは事実でございますが、あそこでもつと減税したらよかつたんじゃないかというような考へは、いかにもまだ国の力が弱い。底が浅い、事業は底が浅い。そしてまた個人企業にしても、また非常にそういうような本場に充実した——たとえばフランスなんかを見ますといふと、個人が企業をやつていまして、大体資本金が二千万円ぐらいであるといふと、大抵個人が二千万円ぐらいの貯金を持っている、貯蓄を持っている。そしてまたそのほかに、金を所有するとか、いろいろの非常な力がついておると思ふんですが、そういう面では日本はまだ及んでおらない。したがつて、会社にも力をつける必要があり、個人にも力をつける必要がありまして、そういう意味では減税をするということも大事なことであつたかと思ふのでありまして、息せき切つてこまで駆つてきた日本の経済の段階においては、まあまあこの程度よりいした方がなかつたんじゃないかといふような私私感を感じがいたします。

○和田静夫君 たとえば、昭和四十一年の国家予算編成の方針を見てみますと、公債の発行による財政支出の増加と大幅減税の断行を通じて積極的に有効需要の拡大を図る、とあるわけですよ。

【委員長退席、理事安田隆明君着席】

また、四十六年の所得税の繰り上げ減税のとき、あれはアメリカの新経済政策、例の課税問題などによるショックがあつて、それらに対応する積極的な施策であつたことは明らかだと思ふんです。

しかし、いま考へてみますと、この十年間におけるさまざまな経済の起伏に対して、どうも、従来の政府がとつてこられた景気政策というのは、その手段としては金融やあるいは狭い意味での財政政策が主体で、景気との関係で税制を本格的に活用するという姿勢に欠けていたのではないだろうかといふことを考へるわけですよ。特に、この所得課税の減税などは、景気がよくなつてそし

て税収が大きく伸びそうなときに、財政的余裕分を若干減税に回すという、そういう程度であって、不況のときに所得課税の減税を景気対策として優先的に配慮するという、そういう基本的な姿勢に欠けていたのではないかと実は思いましたのでいまのような質問をしてみました。長くなりまますから、考え方としてはそういうことなんです、実は。

そこで、ちょっと話を進めまして、現在非常に景気が落ち込んで来たということで、なし崩し的に金融が緩和される、あるいは公共事業も五十年の上半期の契約率を高めようとなされているわけですね。そういういろいろな対策がとられる。さらに、公定歩合の引き下げなども何か目前の課題になっているようであります。

〔理事安田隆明君退席、委員長着席〕

そのために、株式市場などでは、すでに公共事業関連株であるとか、あるいは設備投資関係の株などの値上がりが目立ちます。これは、政府の景気対策によってそうした事業の利益が期待できるということがやっぱり原因でしょう。私も、仕事があえて企業活動が活発になれば景気の反騰に役立つというのとはそのとおりだと考えています。しかし、そうした効果があらわれるのは何と云っても半年ぐらゐ先のことでしょう。その間に、一部の企業やあるいはその関係者が利益を上げて、一般の国民は相変わらず物価の騰貴に悩むということではこれはいけないんだと思ふんですね。不況対策をとる場合に、その手段の選択が必要でありましょう。私は、所得関係税の減税は、消費需要の刺激に効果があること、あるいは製品のコストアップにならないこと、今回の不況が昭和四十年や四十六年の不況を上回るものであること、景気対策としては、国民に対して公平な手段であることなどというものを指摘したいわけです。

で、政府としても、この際、減税というものをそういう意味でもっと積極的に検討する必要があると思ふんです。長い繊維事情のあのときに通産大臣をお務めになった福田さんが自治大臣だもの

ですから、あえてこういう問題提起をしたんです。したがって、私は自治大臣としての福田一さんよりも、三木内閣の国務大臣として、政府としての基本方針を決めるに当たって、私が以上述べた趣旨を強く閣議等で主張をされてしかるべきだと、あなたにこそそのことを期待することができると私は思ふんですが、総理にそういう意味での進言をされるおつもりはございませんか。

○国務大臣(福田一君) 大変私を何か財政通であるかのようにおっしゃいましたが、それほど私は財政通だと自分では思っておりません。しかし、いま御指摘がありました点は、一つの考え方として今後われわれが一応検討をしなければならぬ問題の一つであると思っておりますが、ことしは御案内のように、昨年相当な減税、二兆円減税というふうなことで減税をやりました、ことしの程度をやるかということについては、まあまあ余り物価に影響をできるだけ与えないようにしたいというのが、私ずっと見ておりました、一昨年の石油ショック以来昨年を通じて考えておりましたことは、政府として考えておったこと、また自民党として考えておったことは、この石油ショックによる物価の高騰をどうして抑えることができるであろうかということであつたわけです。しかし、昨年の春は、物価高を理由として、どうしても相当なベースアップをせねばならぬということもこれもやむを得ないことであつたと思ふんですが、その後はもつぱら、物価をどう鎮静させるかということによって実質所得が伸びるような工夫に努力を傾けるべきであるということと施策をしばつてやってきたというのが今日までの段階であつたと私は思ふのであります。

したがって、物価を抑えるという意味から言つて、公定歩合の引き上げも、あるいはまたは公共事業の繰り下げ、繰り延べ、いろいろのことをやりまして、われわれとしてはそれなりに努力をいたしてきたわけでありまして、今日の段階においては、当初予定しておりました物価が、まだ発表にはなりませんけれども、大体昨年と比較してこ

としの三月の物価は一三%台におさまるであろうという見通しがいまついたところでございまして、これを一番の目標にいたしまして、少なくとも一五%以内を抑えるということをやつてまいりました、その意味では私はどうやら目的を達したんじゃないかと思つておるんであります。さて、そうなる段階において、今度はどういふ影響が経済に起こってきたかという、非常な景気の鎮静化をもたらした。さらにまたある程度不景気ということになり、そうしてまた失業者が出てくるということになりました。特に中小企業に対して与える影響というものは非常に大なるものがございます。これについてはわれわれも非常な苦勞をいたしておるわけでございます。

そこで今後の問題、それではこれからどうするかということになりますと、やはり賃金と物価とが交互に原因になってそうして物価が上がって、まあこれは理論的に成り立つかどうかということについては御議論のあるところでありませうけれども、そういうような傾向に陥ることを避けていくということと同時に、徐々にはありますけれども、景気の回復を図っていくかなければならぬ。その第一手段として、先ほどいいますか、兩三日前にとりましたような、予算の施行をする場合におきまして一年間の予算のうちで六五%を公共事業費等は繰り上げて九月までにやつてしまふ、こういうような施策をとり、また、これは公表は実質いつできるかは別として、公定歩合の引き下げというものも来月中には行われることはもう当然だと思つてあります。こういふことで順次じわじわと伸ばしていくということ、その間に、それじゃ困つた人はどうなるのだという御質問がよくあるのであります。全体として、インフレになつたんでこれはもう完全につぶれて、もう所得がどうとか、賃金がどうとかいふ問題じゃなくて、インフレのこわさというものは、これは戦後のドイツの例等を見ていただいてもわかるように、すべてを破壊し尽くすというふうなものでございまして、それにならないようにしながら、

順次経済を建て直していきたいというのが、いまの内閣の考え方であると私は了解いたしております。何も私は経済関係と私わけじゃないのでありますから、非常に浅い知識しかございませんが、しかし、いま三木内閣が考えておられますことは、大体私が申し上げたようなことであらうかと思つてあります。

そのほかのいわゆる減税をやるといふ、一つの減税をやつて、そして大いに消費を伸ばす、消費を伸ばせば今度はそれによって生産が上がる、生産が上がることに伴って景気が伸びる、こういうことが考えられます。しかし、今度は国の財政を処理していく上では、歳入が不足するというような場合においては公債政策をどうするかということもそのときには考えていかなければならぬ。だから、そこいらをどうコンバインしていくか、くつつけていくかということについてはこれらのわれわれの重大な課題である。それは一応いまやつた案が八月とか九月になつてどのような効果をあらわしてくるかということについては、ここでもう一遍抜本的な物の考え方をせねばならぬと来るのではないかと私はそう考えておるわけでございます。

○委員長(原文兵衛君) この際、参考人に一言ごあいさつを申し上げます。本日、御多忙のところ、地方税法の一部を改正する法律案の審査のため御出席いただき、ありがとうございます。

これより御意見をお述べ願うのでございますが、議事の進行上、十分程度御意見をお述べいただいた後、委員の質問にお答えいただくことといたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。川鍋秋蔵君。

○参考人(川鍋秋蔵君) ただいま御紹介にあずかりました、私、全国乗用自動車連合会の会長川鍋でございます。本日は事業所税について公述する機会を得ましたことを、ここにお集まりの諸先生方に深く感謝を申し上げます。

私ども、ハイヤー、タクシー事業は、今回の新税で、資産割り、従業員割りとハイヤーには全面、タクシーは二分の一課税とされるやに聞いております。ここ十年間の業界というものは、諸物価、人件費の高騰と運賃値上げとの追いつきであります。常に赤字経営の連続でありました。ただでさえ苦しんでいる上に、さらに新たな事業所税がかけられるのは全く心外と思っております。全国と同業者諸君も、これ以上負担させられることは殺されてしまうというので、今日の公述いかんにかかっていると、大勢全国津々浦々から心配して駆けつけております。

さて、私ども業界は、新税の課税対象にされることに次の三点から反対したいと思うのであります。

まず第一点は、公共性の強い陸上交通機関のうち、ハイヤー、タクシーだけが課税されるということは何といっても不公平、不平等であって、私どもには納得できないのであります。

第二点は、労働集約産業の得たるものであり、ハイヤー、タクシーに労働集約産業でない他の産業と同じように課税されるのは、全くもって酷であると思うのであります。

第三点は、担税能力がゼロであります。支払うことは不可能であります。

以上三点が要旨であります。以下順を追って簡単に御説明を申し上げます。

第一点の不公平について言えば、今回非課税扱いとなつております路線バスやトラクタなどと同じく、私どものハイヤー、タクシーは公共性の強い交通機関であります。また、道路運送法による免許事業であるために、いろいろの面で法律によって制約を受けております。この点、バス、トラクタと何ら変わることはないかと私どもは考えておるものであります。しかも、バスは昨年二十億円の政府、公庫からの補助金を受けております。私どもは、公共事業といながら、そのような援助は一切も受けておりません。収入の唯一の原資である運賃料金は公共料金という扱いを受

け、常に低額で抑えられておるとともに、その認可は閣議決定という最高のところで決めるのでありますから、なかなか思うように認可されないのが実情でありました。しかし、今回新税創設では、一転して公共性がないかのような取り扱ひで課税されようとしております。これは三木総理の公言しておる不公平、不平等の是正に反していると思はざるを得ないのであります。

第二点は、公共性の高いハイヤー、タクシーが持っている特殊性の理解をしていただきたいと思つております。私どもの事業は労働集約産業の最たるものであります。合理化、省力化を図ろうとしても全くできない事業であります。その例をとりましても、ハイヤーなら一台当たり一・八人が義務づけられており、タクシーにおいては二・四人の運転手を確保するよう法令で定められております。これに整備工や事務所の人間を加えれば、四十台に満たない弱小企業でさえ免税点の百人以上に該当してまいります。また、省線やバスがなくなつた深夜においても、病人その他緊急事態の輸送を担っており、昼夜兼行して市民の足を常に確保しておるのが運転手であります。また、われわれハイヤー、タクシーであります。そのため、仮眠所、ふろ、食堂といった施設が当然必要であります。必然的に面積は大とならざるを得ないわけでありまして。

また、自治省では、車庫も家屋とみなし課税する考えがあるやに聞いておりますが、私ども業界は、運輸省の行政指導により、屋根つき車庫の普及を心がけており、私どもも相当努力してこれをつくつておる実情であります。こうした私どもの事業の特殊性から、他産業と同じようにみなされて課税されることに不合理を感じる次第であります。

第三点は、担税能力については、先ほど説明したごとく、公共料金ということで昭和四十年ごろから物価対策閣僚協議会の承認を必要とされ、運賃は低額に長く抑制されてきました。ですから、物価に追いつかず、追いつくのが精いっぱい、

原価を償えるようになったころにはまた運賃を上げてもらわなければならないということの繰り返し、堂々めぐりをしておる実情であります。また、石油パニックにより、おくれればながら昨年十一月、料金値上げが認可され、やっと息をついたのもつかの間、今度はインフレと不況の浸透により、実車率は五〇％を割るといふほど極端に落ち込んでおり、水揚げも三〇％、四〇％と下がって、全く支払能力が現状ではありません。人件費の売り上げに占める割合は七〇％を越す高率であります。今次春闘を過ぎれば、再度大幅な赤字になるの目に見えております。

なお、ハイヤーといえども、かつては利用回数も多く、若干の利益を生んでおりましたが、石油パニック以来、各産業とも不況になって、その上総需要抑制の声もあって、昨年には利用者は四〇％から五〇％の激減を示しております。全く赤字経営の寸前であつて、タクシーと同じく、担税能力はありません。

新税が公平であり、何人も納得のできる税であれば、法治国家のわれわれも国民の一人として反対するものではありませんが、私ども事業の特殊性並びに負担能力がもはやないことを諸先生方に御理解をいただき、同じ自動車運送事業の中で差別を受けることなく、バス、トラクタと同様に、ハイヤー、タクシーも非課税としていただきますよう重ねてお願い申す次第であります。

以上をもちまして私の公述を終わらせていただきます。まことにありがとうございます。

○委員長(原文兵衛君) ありがとうございます。また、和田静夫君、そこで、所得課税などの問題の話をもう少し進めたかたんですが、運輸大臣の都合もありましたので、事業所税に最初若干の質問をいたしたいと思います。

○和田静夫君、そこで、三の御質問をいたしますが、この法案というのは、実はにわかには降つてわいたものじゃないことは、恐らく参考人も御存じだと思つております。昨年の九月ごろ

には運輸省はすでに検討に着手をされて、そして税額の見込み試算を運輸省は行つていたのであります。昨年の九月のころでしょう。当然、経営的に影響を受けるあなたの方の業界は、運輸省から何らかの形で相談なり話があつてしかるべきでありますから、常識的にはそう考えますが、そういう時点から業界は、いま述べられたような実情については訴えられてこられたのですか。

○参考人(川鍋秋蔵君) お答え申し上げます。私どもは、この新税のできるということはかすかに新聞で覚えておりましたが、総理の言うように、対話、協調ということもあるから、何か呼ぶだろうとは思つておつたが、今回に限つては一つも私に、これは呼んでもありません。私どもは知らなかつたのであります。

○和田静夫君、あなたを代表者とされるこの連合会です。これは非常に多くの中小のタクシーの業界の方々も加盟されているわけですね。そうすれば、当然あなたの立場としても、これら中小タクシーの行く末などというものを考えながら、早い機会に関係省に対して希望を述べられる、あるいは大臣に対して希望を述べられるというふうなことをお持ちになるのが逆の意味じゃ当然だと思つておるんですが、何か壁があつたんですか。

○参考人(川鍋秋蔵君) お答え申し上げます。壁も何もなかつたが、ただ頼りとしておつたのは、総理がいつも対話、協調と申しておつたわけでありまして、来るだろうと思つておるうちに、いろいろな問題が山積しておつて、私も少し勉強足らずであつたのが、忽然とこういうものが出てきたのはちょうど一カ月前だろつと思つております。そうして私どもはあわつて陳情に歩いたのであります。どこへ行つても――丁寧に取り扱つてくれる人もありましたが、中にはどうも、こんな、いまままたつたところに来て君困るよとなられたこともあつたし、いろいろありましたが、何せ私も一生懸命陳情してまいりましたが、そのうちに、慰めごとのように、タクシーだけは二分の一、ハイヤーは一〇〇％という声を聞いたときは、私は流

感に——余り精力的に歩いたために、三週間、右の肺を冒されたために、その間私はやれずにおつたのが今日の状況であります。

○和田静夫君 運輸大臣、いま業界の方から訴えられておられるような形で、関係省から、三木内閣の政治姿勢を信用しておつたが一向に接触がなかったんだという訴えが非常に切実なんですね。私も、これは実は税法の本会議でこの部分については自治大臣には御質問申し上げたんですが、いまちょっと経過のところだけをですね、内容的なものは後ほどちょっと質問したいと思っております。

○国務大臣(木村睦男君) 事業所税の問題につきましては、いま和田委員からお話のように、昨年の秋ごろからそういうふうな問題がありました。運輸省も各事業についてそれぞれ検討をいたしておつたわけでございます。従来ともそうでございますが、こういう場合に運輸省は、平素から業界の実態というものは、法律その他によって営業報告書とかいろいろ資料も取っておりますので、大体運輸省独自の立場で業界のそういう実態というものを調査をして準備をいたしておるというのが従来のやり方でございます。今回の場合も同じようにそういうふうなやり方をいたしておつたわけでございます。その点は、タクシーだけを何も聞かなかつたというのではございませんので、運輸省の所管の事業につきましては、すべて同じようにそういう検討の仕方をしてまいりてきておりまして、一月に入りましてから各業界とも、いよいよこの問題が大詰めになりましたところにはそれぞれ陳情に來られたわけでございまして、それらの陳情は各業界から、大体同じ時期になっておりますが、それぞれお聞きしてさらにその実情は承った次第でございます。

○和田静夫君 参考人の方にあれですが、担税能力がないという言い方がされておられるわけですが、ところが昨年の十一月から、東京、大阪を初めとして六大都市というのは、一斉に暫定運賃を本格運賃に変えられる。事実上値上げが認可されたことですね。そうすれば収支は十分償っているん

じやないかというのが、国民が見る今日のタクシーに對する目ですね。素朴にそう考えている。特にハイヤーというのは、しばしば耳にするところですが、経営が苦しいということをまあ言われる向きもあるんですが、この辺は余り大衆的には影響がないものですか、実態については余りつまびらからありませんね。で、何か御意見ありますか。

○参考人(川鍋秋藏君) お答え申し上げます。

東京の例を挙げますと、まあハイヤーはいつでもいいというような印象を深く受けておるが、われわれ、私五十年やってきた経験を見ますと、不況といつて一番大波を受けるのは料理屋とハイヤーで、不況の寒暖計だとまで言われておるようになっておるわけでありまして、先生の申される通り、いまから一年半前ぐらいまではハイヤーというものは多少利益があつたと思つておる。ところががらんとおり、この不況のために大会社は六千人も従業員を淘汰した、ある会社は二千人淘汰して、二千人は家庭待たせだという者が続々と出てきて、そういうところで使つておるハイヤーです。それから、一番早くくるのが、社長の訓示は、ハイヤーは節約しろと、こういうのが私の五十年の体験でありますから、本当に思われるとおりのやうなことはもうとうの昔のことであつて、この三、四年不景氣になつてからは、だんだんだんだんと今日はハイヤーをどうしようかということを考えておりますが、これもおかしなことで、昔はハイヤーがそういうふうなばつとだめになるといふと、わつとタクシーにかえたもんです。ところが、タクシーの方もどうにもいかない。ハイヤーをタクシーにかえることも変更することもできず、タクシー、ハイヤーともいまま苦しんでいる経営の現状であります。

○和田静夫君 余り時間がありませんからあれですが、企業の規模の問題でちょっと聞きたいんですが、これ、私なんか業人ですけれども、五十台と百台持の会社との差ですね、あるいは百台と千台といった企業規模の差、こういうものに

よつては、大きい会社はもうけも多くなつて担税能力はあるのではないかと、こう実は考へるんです。その点は一体どうなのか。

○参考人(川鍋秋藏君) お答え申し上げます。

実際は二・四であります。従業員は二・七か八かいないければ、最近の従業員は非常に公休をとつたり休みが多いもんですから、なかなか稼働できないというので、大体われわれは二・八まで努力しております。しかし、現在では一割ぐらいわれわれの運転手は間に合つておりません。これが実情であり、また、小さい会社と大きい会社と比べると大きい会社がかつておるだろうというふうなことは、これはだれしも考へる常識であると思つておる。ところが、私のところのその運転手の集約産業に限つて、この事業では要するに近代化もできない、要するに能率を上げようといふところで何にもできない、合理化もできないといふような変わった事業であります。したがつて、この大きい小さいというものは、大きくても小さくても、景氣のいいときは確かに先生のおっしゃるとおり担税能力があると思つておる。大きいも小さいも同じように悪いときは——いいときは大きいものはもうかりますが、こういう時期に当たつて、両三年はやはり大きい大きい赤字の痛手を受けておるといふ、これは典型的な労働集約産業の宿命であると思つておる。だから、そういうことは、普通の産業とは違つて労働集約産業は近代化もできない、合理化もできない産業であるといふことを御承知になつて、不景氣のときは大小問わず同じ不況に陥つておるといふことを改めて御認識いただければ結構だと存じます。

○和田静夫君 そこで、事業所税のまず課税の範

囲です。この課税団体をちょっと見てみますと、特別区の存在する区域について、それから政令指定都市、それから首都圏整備法の既成市街地、それから近畿圏整備法の既成都市区域を有する市及び人口五十万以上のものうちの指定の市に限つておられます。この理由を簡単にちょっと言つてください。

○政府委員(首藤義君) 先生御案内のように、この事業所税を創設いたしました本旨、目的でございますが、これは人口や企業の集中に伴ひまして、都市機能がきつめて低下、麻痺をしてきた、その都市環境の整備を行うための目的税として都市の財源として与える、こういうことがこの税の目的でございますので、その点から考へれば、人口や企業の集中によりまして、そのような都市環境整備事業の必要性に迫られておる都市、それがこの税を課し得る課税団体になる、こういう理論になるわけでございまして、しからばそのような都市をどこかで線引きをして設けねばなりませんけれども、どの程度の市以上はそういう資格を持った市であると判定をするかという問題になるわけでございまして、そこで、私も考へましたのは、一般的に申しまして自治法上の政令指定市と言つておられます大都市、これはもう完全に恐らくそうだろう。これに類似をした市ということになりますと大都市になり得ます人口基準といつたしまして、地方自治法上一応人口五十万以上という規定がございまして、五十万以上の人口を持つ市は大都市に類似をした市だとして指定をしてよからう。それからもう一つ、首都圏、近畿圏等においていわゆる既成市街地を持つております都市は、これは人口、企業が集中した都市だと見ることができるといふ、こういう考へ方で、先ほど御指摘をいただきましたところに一応の線引きをして、この市が取り得る、こういう規定をいたしたのでございまして。

○和田静夫君 そこで、この人口五十万以上の政令で指定するもの、いわゆる改正法七百一条の部分ですね、これはどういふ政令を考へてい

るんですか。

○政府委員(首藤義君) 政令で何市何市という指定をいたそうと思っております。

○和田静夫君 いま大体、もうあれですか、頭の中にあるんですか。

○政府委員(石見隆三君) 昭和五十年一月末日現在の住民基本台帳によります数値を入れました場合、人口五十万を超えております市は、仙台、千葉、広島、岡山の四市でございます。

○和田静夫君 事業所税は、「都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる」というふうに述べられているし、創設の理由はそうですが、その副次的効果として、この事業所の特定地域への集積を緩和することが期待されているわけでしょう。しかし、主たる目的はあくまでも都市環境の整備及び改善だと。で、法律で一律に課税団体を規定して、そして法律で定められた団体以外の団体に課税権がないものとするというようにな形というのは、この都市環境の整備等の必要性が法定団体以外にはないとお考えになったからですか。

○政府委員(首藤義君) この法律において課税権を持ちます市を指定するというかっこうにいたしましたのは、先ほども申し上げましたように、税の本旨にかんがみて、法定の課税団体というものは一応の線を引いたその線引き以内の市である、こういう決め方をいたしたのでございます。しからばその法令の指定に外れた市については、法の反対解釈として、こういった税の課税権を認めないのかということに相なりますと、そうではございません。他の都市は全くの白紙でございまして、白紙と申しますが、そういう言葉が適当かどうかわかりませんが、反対解釈で、他の都市では取ってほならないという規定を設けたとは私も解しておりません。

○和田静夫君 わかりました。

そこで、それをちょっと考えてみると、人口十万とか三十万とかという都市の実態を見てみましても、今日、人口の集中等が顕著なところが非常

にありましよう。で、都市環境施設の整備が非常に急がれているし、強く望まれているところが多いわけですね。それらの団体は都市施設の整備財源にはいま困っているんですが、そのことはお認めになりますか。

○政府委員(首藤義君) 必ずしも人口五十万以上の市ないしは既成市街地を持つております市でございせんども、同様な財政需要のある市はあり得ると私も考えます。

○和田静夫君 それで、いま二つの答弁の中から、こういうふうなひとつ理解しておいてよろしいですか。都市環境の整備のための財源が必要かどうかというの、これはもう何といても当該自治体が一番知っているわけですから、画一的な法的措置によって規制をしたものじゃないんだ。で、この都市では事業所税が取れるのにどうしてわれわれの都市では取っていけないのかというように、そういう感じを持たせたいといいますが、そういうふうな不公平が生ずるといふようなことはあり得ないか理解をしておいてよろしいですか。

○政府委員(首藤義君) 御趣旨はよくわかります。そのとおりでございまして、他の地方団体におきましても、法律で指定をされております団体と全く同じような都市環境整備のための事業があり、かつまたこういった税源というものの存在があつて、その間のリンクがよくとれておるといふようなケースがあれば、やはりそういう団体においてもこの種の税を創設することはあり得ると、このように考えておるわけでありまして、なおつけ加えますと、今後この税の施行の推移にかんがみまして、将来、いま決めております人口五十万以上という線引きをどのように直していくか。これは税の実施の状況等を見ながら将来の問題として検討させていただきたい、こう考えております。

○和田静夫君 大体はつきりしましたが、地方税法の六百六十九条以下のこの法定外普通税の規定ですね。この六百七十一条の規定では、税収を確保できる税源のあることと、税収を必要とする

財政需要があるときは、住民負担が著しく過重となるような場合を除いて、自治大臣は市などによる法定外普通税の申請を許可しなければならぬということになってますね。で、人口三十万以上のような都市になりますと、税源の存在にはこれは問題ないと思うんですね。それから財政的需要も相当あると考えられましよう。また、六百七十一条第一項の各号の要件については、この改正法において人口五十万以上の市について認められている税だからこれも問題ないでしょう。人口三十万ぐらゐの市で特に事情が人口五十万以上の市と余り異なるものについて、この事業所税的なものを法律外の普通税として取る場合があつても不思議ではないと考えるんですが、そこで、そのような法定外普通税の許可を申請してきた場合、いまもうすでに答弁いただきましたから念を押し必要はないと思うんですが、自治大臣から、ひとつ先ほどの答弁を確認をしておいていただきたいと思ふんですが、よろしいですか。

○政府委員(首藤義君) ただいま御指摘のように、この事業所税で法定をされました市以外の都市においても、都市環境整備のための需要が非常にあつると、それからまた税源もあるといったようなことで、この事業所税の根本思想に乗りましたような類似の法定外普通税の創設が行われました場合には、これは全く通常の法定外普通税と同じようにわれわれとしては考えるべきだと思いますので、ただいま御指摘の要件がいろいろございまして、その要件に該当する、また一定の収入を得ることによって財政需要とのリンクづけがきつめてスムーズに行われる、こういう実態があれば、われわれとしても積極的にこれは解していきたく、こう考えておるところであります。

○国務大臣(福田一君) ただいま税務局長が申し上げたような方針で臨んでまいりたいと思つております。

○和田静夫君 そこで、改正法の七十一条の五十七に、「事業所税の減免」の規定がありますね。これは納税義務者の個人的都合を考慮して行われる

減免規定だと理解してよろしいですか。

○政府委員(首藤義君) この事業所税におきましては、創設の目的が先ほど申し上げましたとおりでございまして、一応法律でいたしましては、一定の非課税措置ないしは課税標準の特例措置等を決めておりますが、当該市におきまして特別の事情によりまして、法の規定の精神等に照らしまして適当だと思われるものについては、当該地方団体で課税標準の特例あるいは非課税措置、こういうものを設け得るよう、かなりのフリーハンドを与えておく必要があろう、こう考えて、先ほど御指摘の七十一条の五十七という規定を設けたのでございまして。たとえてみますならば、一番いい例は、当該都市が市の長期将来計画といったようなものを立てまして、一定の地域等に計画で一定の事業をのほかを誘致をしたと、こういうようなケースがあると想定をいたしますならば、そういうケースに対して、当該市が市の施策として課税標準の特例といったようなものを考えていく。これは当該市の自主性を尊重する上で妥当なことではなからうかと、このように思つておるのであります、それは一例でございまして。

○和田静夫君 事業所税の減免規定における「その他特別の事情がある者に限り」というのはどういう意味ですか。

○政府委員(首藤義君) 条文は、「天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とする」と認める者、これは天災その他特別の事情で担税力が非常に枯渇をいたしましたとか、そういう通常のケースでございまして、「その他特別の事情」と、先ほど申し上げましたように、当該市の政策上特別な必要があるとか、あるいはこの法律の他の減免規定等の精神に照らし、個別にその当該市内の一定の業種を見ました場合に必要があるかと判断をしたものとか、そういうことを含めまして特別な事情がある場合と、このように規定をいたしておるのであります。

○和田静夫君 それから、経済的な事情などというようなものとの対応における幾つかの業種、た

とえば不況との関係におけるこの業種などというふうなものもこれはもう当然勘案をされるということですか。

○政府委員(首藤義君) 税の性質上、個々の事業体、個別個別の事業体でございますね、これについてどうこうするということは、天災そのほかといったような事情がない限りはなかなか適当でなからうと思えます。業種全般あるいは当該市におけるたとえば地域産業的なものの特種事業でございませうか、こういうものを全般として公平に判断をするということがこの「事情」に当たると思えます。

○和田静夫君 それでは、改正案では、七百一条の三十四の非課税範囲に入れたものと、七百一条の四十一の課税標準の特例によって軽減措置の対象となるものと分けていらしゃいますね、これの区分というのはどういう基準ですか。

○政府委員(首藤義君) 非課税の規定に入れたものは、御案内のように、公的法人でありますとか、あるいは公益法人の非取益事業分でありませうとか、こういった人的非課税は当然あり得るわけでありまして、これが一つの例でございます。

それからもう一つの例は、この税が都市の環境整備の目的に充てられますから、いわゆる都市的施設、その施設を整備することが都市的環境整備そのものに合うという施設が都市的施設という意味であるわけでございます。これは都市計画法第十一条に列挙をされておる施設である、このようにわれわれ理解をいたしておるわけでございますが、このような施設で、本来ならば、他の民間団体等が事業を行わないならば、当該地方自治体自身がその仕事をやったりかわりにでもやっていたかきながら、こういうたぐいのものもあるわけでございます。このようなのは、当該都市施設を整備する財源に使う税を負担するといふのはおかしくなかつたことになりまして、これは非課税にする、こういうことになりました。

それからさらにもう一つ、法令等でもって明定をされました、国の施策に従って実施をされますいわゆる中小企業対策関係でございますが、こういったものも、税の目的上、非課税にするのが適当であらうと、このような仕分け、分類をいたしまして、非課税を決めております。

それから、課税標準の特例でございますが、これはいわゆる課税標準を、給与総額それから床面積という非常に単純なものに、外形標準にばかり上げて課税標準を設定をいたしましたので、たとえば床面積といったような課税標準を用います場合に、本来非常に床面積の大きいことがその業種の特徴であつて、床面積平米一単位当たりのいわゆる収益額が他の業種に比べて非常に違つて、こういったようなケースでは、床面積を課税標準にして同じ税額で課するということは税負担に濃淡が出る、こういうケースもございませうので、そういったような事態をつかまえてながら課税標準の特例、これを設けていくことにいたしましたわけでございます。

○和田静夫君 もう少しこの辺やらなきやいかぬのですが、ちょっと時間がありませんからまた一遍別の機会に聞きますが、自治体は、地域の行政のあらゆる分野にわたって公益を守るために幅の広い責任を負つています。そこで、改正案で課税標準の特例の対象になった事業は、もともと法律によって負担の軽減が図られようとしていたものでしょう。そうですから、その事業の性質上、事業所税の課税団体、すなわちこれ自治体としても、課税に当たって税負担の及ぼす影響を行政上特別に配慮しなけりやなぬというケースもあると思われ。で、都市施設整備の緊急性、あるいは中小企業対策、物価政策、地域住民の安い足を確保する、そういう必要性ですね、自治体行政においてはこれは無視できないんですね。で、公益的な見地から改正法によって課税標準の特例の対象となつて

なつては、地方税法第六条あるいは七百一条の五十七の規定によって、非課税ならぬし均一の課税をしようとする場合も当然私に起し得ると思つておるが、自治省これはお認めになりますか。

○政府委員(首藤義君) 地方税法六条の規定は、公益上の理由があるというケースでは、当該団体の判断によりまして御指摘のように不均一の課税をすることがございます。一般的に減税をすることのできるわけでございますが、それはもちろんその規定の適用はあつてございまして、公益的にかつておることは当該自治体の判断にゆだねられることではございませうが、もちろんこれは客観的に、やはり住民なり何なりのみんなのコンセンサスと申しますか、納得、これが前提になるものであらうと考へます。

○和田静夫君 運輸大臣、お待たせしましたが、いまの自治省の見解についてとされませうか。

○國務大臣(木村睦男君) いまの自治省の考え方については私も大體承知いたしております。

○和田静夫君 それではありがとうございませう。運輸大臣、いいます。参考人の方もいあれでしたら結構です。

○委員長(原文兵衛君) 川鍋参考人ありがとうございます。それでは結構でございます。

○和田静夫君 そうしたら、よそからお見えになつておる方、お気の毒ですからそつちへ先に入ります。電気税の問題なんです。これは本会議質問でもあれましたが、電気税の産業用非課税品目について、現在の非課税品目二百二十九品目のうちで、ベンゾール、塩化ビニール等二十四品目に係る措置を廃止することにしてあります。この非課税措置の一部の廃止は、昭和三十六年の税制調査会の答申、すなわち、重要基幹産業または新規重要産業のうち、製品コスト中に占める電気料金については、おおむね五%の基準を設けて品目の再検討をすることというやつがある。で、「非課税品目のうち新規製品については、一定期間を

かぎつて非課税とする」ということが答申になつておる。これに基づいて、通産省と自治省との間で決められた基準に基づいてこれは行われたんでございませう。

○政府委員(嶋崎均君) 御指摘のように、電気税の取り扱いにつきましては、先ほど御指摘のような運用の基準というものを、おおむね五%のものというものを基準にしてやっております。

それからもう一つは、御指摘のように、新規のものというのを確かに考慮に入れて判断をしなければならぬ。たしか、私どもの品目だつたか記憶なかつたけれども、今回の場合も一品目移行があつた。アクリル酸何とか言うのがあるんだらうです。一つだけたしかあつたように思つております。

○和田静夫君 その通産省と自治省で決められて非課税の基準そのものが、現在の経済社会情勢から考へて私には不合理じゃなかつたと思つておるんですが、二十四品目の非課税措置を廃止したと言われますけれども、従前の基準に基づいておる限りでは本格的改善とはいへない。これは本会議でも述べたとおりなんです。いままで怠つてきたものをどうも整理しただけなんじゃないかという感じなんです。非課税品目の選定基準そのものを廃止して、そうして産業用電気に係る電気税の非課税品目は私は全廃をすべきだと考へておるんですが、単なる洗い直し程度ではいけないんじゃないかということを考へるんですが、大臣いかがですか。

○政府委員(首藤義君) 御指摘のように、二百二十九品目にわたつておりました産業用電気非課税措置でございますが、これも御指摘がございましたように、原則として製品コスト中に占める電気代のウェイトが五%以上のもの、重要基幹産業の製品でございまして、そのようなものといふことで二百二十九品目が設定をされておつたのでございませう。

私どももいたしましては、できるだけやはりこれは整理をいたしたい、廃止をしていきたいとい

は、できるだけやはりこれは整理をいたしたい、廃止をしていきたいとい

うことで、前々から希望もいたしておりますし、またそのような案を政府、税調等にもたびたび持ち出しまして御審議をいただいたのでございませう。

ところが、ことしの政府、税調等の御論議におきましては、電気税は消費税でございませうから、やはり家庭用消費税において一定の免税点を設けるという一つの問題と、それから産業用電気においては、いわゆる原料課税になるたけならぬという方向をとっていくということと、この基本的な考え方はある程度とらなければならぬわけであるが、その場合に、原料課税になるかならないかの判断を五％という基準に置くことが妥当であるかどうかという問題があるわけでありまして、私もこの五％をもっと引き上げて整理をすべきだということを実は考えておいたのであります。しかし、税調の審議等の経過におきましては、やはりそういつた面から原料課税を慎むという根本的な考え方に立つて検討してみるところに、今回の五％の基準をすぐ廃止をするとか、変えるとかいうことは適当でないもので、もう少し継続的に審査検討すべき問題である、これは電気税の基本に触れる問題である、こういうふうな御決定がなされ、御答申をいただいたわけでありませう。

そこで、われわれといたしましては、この五％の基準を根本的に見直すということではできなかつたわけですが、現状の基準におきまして妥当と思われましますものを整理をいたしまして、二十四品目の整理を行った。なお、その他の問題については、今後とも引き続き検討を続けてまいりたい、こう考えておるものでございませう。

○和田静夫君 どうですか、通産大臣の方では、いまの同じ質問で、どういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(嶋崎均君) ただいま自治省の税務局長からお話のあった基本的な考え方につきまして、ほぼそういう線だろうと思ひます。

ただ、こういうことは言えるだろうと思うのです。この電気税の産業用の非課税の問題につきま

しては、これも税務局長が触れられたとおり、原料課税は、この消費税というものの性格から見まして、なるべく避けるべきではないかという基本的な考え方があるわけでございます。そういう線から言ひまして、通産当局としては、加工産業用の電力というものは原則非課税である方が消費税の性格から見て望ましいのではないかと主張を続けておる。それと同時に、家庭用をも含めて通産省としてはかねてなるべく電気税というものは軽減廃止の方向に努めていくべきであるという主張をやつてきたわけでございます。そういう意味では、特例法になっておりますけれども、見方によりますと産業用の非課税が特例であるのかどうかというの、非課税が原則でなきやならぬというふうな主張を通産省はしてきたように思ひます。

いまの段階、非常にいろんな点が問題になっておるのだらうと思ひますが、御存じのように、エネルギーの問題というものが省の所管でございませう。今後やはりエネルギー政策というものの全般の考え方から、このエネルギー消費というものをどうとらえていくかという問題、それからまた電気消費というものの、だんだん普遍的に使われてはおりますけれども、やはり所得の状態によつて使われ方が相当差異が出てくるような時代にもだんだんなつてきておる。そういういろいろな問題があるわけでございます。そういうことが五十年度の税制調査会の答申の中にありますように、「産業用電気に係る電気税の非課税措置の整理合理化については、電気税のあり方との関連もあり」云々というふうなことになつてきて、やはり全般的にこのあり方というものの検討をもう一度直していい時期に来ているのではないかと、私はそういうふうな考えをおるわけでございます。

○和田静夫君 そこで、前に戻りまして所得関係課税であります。昨年の所得税法の改正の際に、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の額を一律二十四万とした。その際の政府の説明はこんなもの

だつたのです。従来、家族の規模に應ずる生計費との関連等を考慮して、基礎控除に比べ扶養控除の額を低く定めていたが、昭和三十六年度の改正において、所得の確保に対する配偶者の貢献等を考慮し、新たに基礎控除と同額の配偶者控除が設けられた。その後配偶者控除については、基礎控除との間に一万円の差がつけられたこともあったが、昭和四十二年以降は同額とされてきていた。ただ、扶養控除については、いぜんとして基礎控除に比して低い額に定められていた。しかし、課税最低限がある程度水準になつてくると、このような考え方に必ずしも固執する必要はなくなつて、各控除額を同額とした方がわかりやすいという考え方もある。さらに、従来から教育費等の特別な支出に対する配慮として、たとえば、教育費控除というふうな特別の控除を設けるべきであるという要望が強いが、このような個別的事情を税制上しん酌するにはおのずから限界がある。結局、このような要望に実質的に応えるためには、扶養控除の額を大幅に引き上げることが適当であると考えられる、こうなつてまいります。私はその所得税法の控除額そのものはまだ低いと思ひます。ですが、一本化するということはまあよいこととして、住民税こそ、本来各種控除額の差をなくして一本化するべきだと思ひます。かつて住民税について、住民税制という包括的な控除制度が検討された時代がありました。所得税法では、四十九年度分については暫定措置として基礎控除、配偶者控除が二十三万二千五百円、扶養控除が二十二万二千五百円、扶養控除が二十二万二千五百円と定めていた。その事情はありますが、なぜ住民税では基礎控除の十九万円に對して扶養控除額を十七万円にとどめられたのか、この理由を聞きたいのです。時間がありますから、理由は簡単でいいのですが、五十年度はだめでも、政府としては五十一年度には一本化する。一本化するかと答えてもらえばそれでいいのですとね。

配偶者・扶養控除、この三本の控除が一本化をされていく方向に向かうことが望ましいということ、私どもも全くそう考えております。ことし、それでも二万円の差ができたのでございませうが、御案内のように、去年に比べますればこの三控除の間の差を詰める努力をいたしまして、なお二万円の差が残つたわけでございます。

この端的な理由は、全く財源上の問題でございまして、今回の住民税の減税は四千四百億に上ります。いままで非常に非常に大きな額でございませう。この中でも、国の去年の所得税の改正によります給与所得控除の影響が約三千三百億に上りますが、こういう非常に大きな減税項目がございませうので、扶養控除を他の基礎控除、配偶者控除と一本化するだけの努力をいたしたのであります。財源上そこまで到達をできなかった。したが、いままで、できるだけ早い機会にこれを一本化する方向に向かつて進みたい、こう考えております。

○和田静夫君 大臣、このできるだけ早い機会というの、やはり大臣の政治力で五十一年と、ここでどうですか。

○国務大臣(福田一君) 努力をいたしたいと考へます。

○和田静夫君 四十九年度の所得税における傷害者控除、それから老年者控除、それから寡婦控除、勤労学生控除、これは十六万円。今回の住民税の改正案と同額です。ところが、特別傷害者控除や老人扶養控除は、四十九年度の所得税においてさえそれそれ二十四万円、二十八万円なのであります。ところが、住民税は十九万円なのであります。各自治体が、身障者や老人に對していろいろ福祉行政を行つて住民の期待にこたえようとしております。これはもう保守、革新を問はずに、いまだこの応援に行つても、どっちの候補者もこの辺のこととは同じようなことを言つておるわけですから、そういう意味で、全くこのところ不可解な改正だという感じがするのですが、自治体の今日的な使命から考えましても、本来、これらの人た

ちに對して国税よりもっと手厚くしてよいのでは

ないかと思うのですが、どうしてこれは十九万円にとどめられたんですか。

○政府委員(首藤勲君) 障害者、老年者、特別障害者等の控除でございますが、これも御指摘のように、なるだけこれを引き上げていくという方向をとりたいと私も考えておるわけでございませぬ。今回十六万とか十九万に引き上げをいたしましたが、この引き上げ幅は三万円ということに去年に比べてなっております。これはただいまさきに御指摘がございました扶養控除の十四万円を十七万円に三万円引き上げた、これは今度の住民税の減税の中では一番大きい引き上げ幅でございますが、その一番大きい引き上げ幅によつたと。

これはなるだけ今後とも引き上げていきたいと思っておりますが、他のバランスでございませぬか、あるいは歳入上の問題でございませぬか、こういった問題とも関連をしておりますので、この程度にさしていただいておりますわけでございます。

○和田静夫君 ここでもちょっと資料を求めておきます。ここは答弁をもらっているのと長くなりませうからね。消費者物価上昇に伴う住民税の物価調整減税額、これをどのぐらいに見ているか。これはおたくの資料には、大体二千八百億円と、こうなっておりますがね。そうすれば、それはいつの時点といつの時点での物価の上昇の比較か。いつの時点でとらえて、そしてどういう方法で算出されたのか。それからもう一つは、ここ五年ぐらいの間の所得割りの減税と、そして物価調整減税額及び減税額の推移を、これは含んで、いま答弁もありません、後で資料をいただきたいと思ひます。

どういふ質問をしたいのかといふと、実はインフレが国民生活に与える影響というのはいささまざまなんです、インフレによつて利得を得ている者もこれは少なくないことは御存じのとおりなんです。しかし、労働者、特にエンゲル係数の高い低所得者というものは、インフレの直撃によつ

て生活基盤そのものが破壊をされておるわけなんです。つまり、インフレは低所得者に一番影響が大きい。所得の低い者にとっては、給料がたとえは二〇%上がったとしても、物価の上昇によつて実質給与は前年より切り下げられているというのがもう生活実感です。実質給与が上がっていないのに税金が前年より高くなったというのでは、これは減税ではなくて増税なんだという感じでしょう。

四十八年に二百万円の給与所得があつたものが、ベアで四十九年の所得が二百四十万円になつた場合に、四十九年度、五十年年度の住民負担というのはいささかどうなるのかといふことを、いま数字で答弁できればしてもらへばいいし、あるいは出してもらえるのならこのところを——実はそのところを質問したい基礎的なものとして、先ほどから推移を資料でもらいたいと思つておるんですが、何か減税になつていないという感じなんです。

○政府委員(首藤勲君) 資料は後ほどお届けを申し上げますが、物価調整減税としての所要額として見込んでおりますのは大体二千八百億程度、先ほど先生に御指摘をいただいたとおりでございまして、この時点は、四十九年度分が住民税においては課税標準になりますので、四十九年度におきます物価調整、これを行いました場合の所要額として計算をしたものでございます。

それから、物価に比べてまして住民税の減税幅が非常に小さいのではないかと御指摘がございましたが、この点は、確かに昭和四十九年度の課税最低限のあり方と昭和五十年の課税最低限のあり方のみを比較をいたしますと、これはそのような御指摘があるかと思つてございませぬが、実は去年の昭和四十九年度の住民税の減税をいたします場合に、先ほど申し上げました所得税の給与所得控除の影響が昭和五十年に大きく出るといふことが明らかでございましたので、四十九年度は少し課税最低限の引き上げをがんばつて減税をいたしたと去年御説明を申し上げましたが——措置をとつたわけでございます。そこで、四十九

五十の両年度を合せて二年分、一年度分だといふ仮定に立つて計算をしていただきますと、四十八、四十九の消費者物価の上がる率は両年度合せて三六・二%、こういうことになると思ひますが、これに對しまして課税最低限の引き上げ率は四〇・八%と、こういうことに相なっておりませぬので、必ずしも十分とは言えないかもしれませぬが、物価の二年を通じての騰貴率よりは上回つた額で課税最低限を設定をさせていただいておる、このことだけは御理解をいただきたいと思つております。

○和田静夫君 その最低限の引き上げ率が、事業所得者について低くありませんか。国税、住民税とも、白色専従者控除額を引き上げる必要があると思つておるのですが、それはどういふふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) お答え申し上げます。夫婦二人の白色申告者の場合の課税最低限でございませぬが、四十八年度は五十九万六千円でございませぬが、五十年度は約八十五万に相なりますので、この伸び率は大体四二%程度でございませぬ。したがって、この面を見ました場合、先ほど局長が御答弁申し上げました夫婦二人の給与所得者の場合よりも若干まだ上回つた額になつておるといふ状況でございませぬ。

○和田静夫君 物価調整減税を除いた本来の減税額というものが住民税において非常に少ない。課税最低限の引き上げ率も物価の上昇に及ばない。住民税の負担減が重くなつておる。そういう意味で私は住民税はもっと減税をすべきだ。景気対策としての視点も取り入れてみれば、他の自主財源の増強措置とあわせて、これ若干起債の増額を覚悟してでも減税すべきだと思つておるのですが、こつちは、税の方よりどうですか、財政の方では。

○説明員(石原信雄君) お答えいたします。減税政策と起債の活用という問題につきましては、やはりそのときどきの財政環境あるいは将来の財政の見通し、こういったものを考えていかなければいけないと思ひます。当面の財政状況から

考えますという、確かに先生御指摘のように、住民負担の面から見ますという、さらに減税すべきではないかという御意見もあろうかと思ひますが、一方、いまの地方財政の実態から申し上げますと、住民福祉向上のための一般財源の需要というものはますます高くなつてきております。そういう意味からしますと、自主財源、一般財源をもっとも強化していただきたい、そういう見地で、一時的に地方債で立てかえるといひましたとしても、やがては償還財源という問題が出てまいりますので、現時点におきましては、減税をさらに規模を大きくして、それを地方債で肩がわりするといふことは困難ではないかと、このように考えます。

○和田静夫君 この負担分任という考え方が住民税減税の足をどうも引張つておると思つておる。地方制度調査会なり税制調査会の答申などを見ますと、住民税は、会費的性格があるの、課税の最低限は国税と異なつてよいと言つておるわけですね。私はそうは思ひませぬ。いま直ちに五十年年度の所得税と同一水準にしろとは言ひませぬがね。また、それ以上に引き上げるといふようなつもりもありませんけれども、せめて——ありませんと言つておる、いまの質問の中で、私たちが用意する修正案とは別でありませぬ。せめて基礎控除、あるいは配偶者控除、扶養控除は昭和四十九年度の所得税並みの二十四万円ぐらいには引き上げるべきだと、こう思つておる、これ大臣どうですか。

○政府委員(首藤勲君) 住民税の本来の性格論とも関連をされる問題でございませぬが、やはり私も、住民税は地方自治体におきます最も基幹的な、基本的な税金でございませぬので、地方自治を支える一番大事な税金として住民税が存在をさせる。そうすると、やはりこの住民税は地方自治における会費的な性格を持った税として觀念をせざるを得ない、このように考えておるわけでございます。その意味から、必ずしも所得税と課税最低限が同じでなければならぬといふことはいはれませんが、

○和田静夫君 住民税の本来の性格論とも関連をされる問題でございませぬが、やはり私も、住民税は地方自治体におきます最も基幹的な、基本的な税金でございませぬので、地方自治を支える一番大事な税金として住民税が存在をさせる。そうすると、やはりこの住民税は地方自治における会費的な性格を持った税として觀念をせざるを得ない、このように考えておるわけでございます。その意味から、必ずしも所得税と課税最低限が同じでなければならぬといふことはいはれませんが、

○和田静夫君 この負担分任という考え方が住民税減税の足をどうも引張つておると思つておる。地方制度調査会なり税制調査会の答申などを見ますと、住民税は、会費的性格があるの、課税の最低限は国税と異なつてよいと言つておるわけですね。私はそうは思ひませぬ。いま直ちに五十年年度の所得税と同一水準にしろとは言ひませぬがね。また、それ以上に引き上げるといふようなつもりもありませんけれども、せめて——ありませんと言つておる、いまの質問の中で、私たちが用意する修正案とは別でありませぬ。せめて基礎控除、あるいは配偶者控除、扶養控除は昭和四十九年度の所得税並みの二十四万円ぐらいには引き上げるべきだと、こう思つておる、これ大臣どうですか。

○政府委員(首藤勲君) 住民税の本来の性格論とも関連をされる問題でございませぬが、やはり私も、住民税は地方自治体におきます最も基幹的な、基本的な税金でございませぬので、地方自治を支える一番大事な税金として住民税が存在をさせる。そうすると、やはりこの住民税は地方自治における会費的な性格を持った税として觀念をせざるを得ない、このように考えておるわけでございます。その意味から、必ずしも所得税と課税最低限が同じでなければならぬといふことはいはれませんが、

は実は考えておるわけでございます。しかしながら、とはいっても、その課税最低限がいわゆる最低生活費に食い込むというようなことがあってならないことはもちろんでございますので、そういった点を私ども毎年よく調査をしながら課税最低限の設定をさせていただいておるのは申すまでもございませぬ。

それからもう一点、基幹的な税であるという点から、やはり各市町村におきまます納税義務者の分布状況といったようなことも考えざるを得ないのでございます。余りに課税最低限を上げまして、国の所得税と一致をさしてしまおうというようにすることになりますと、住民の中でほとんど住民税の所得割りを納める方がなくなってしまうという、まあこれは小さな町村でございますが、町村においてそういう状況が出てくる。現在でも住民の10%以下の納税義務者しかないといったような団体が比率的にも10%近くもあるというような状況でございますので、やはりこういう納税義務者の分布状況ということも考える必要があるかと思っております。

それからさらには、現在の枯渇をした地方財政の状況でございますので、住民税の減税額、ただいまの百二十一万八千円の課税最低限でも四千四百億という膨大な減税額になるわけでございますが、この財源所要の面から考えましてこの減税額の規模をどの程度に持つていくか、こういうこともあわせ考えなければならぬと思っております。したがって、いま申し上げました最低生活費、あるいは物価の状況等、こういうものを勘案をし、財政の状況を勘案をし、かつまた納税義務者の数の状況を勘案をし、こういう三方、四方にらみながら、できるだけこの課税最低限を引き上げていく、その結果がごし御提案を申し上げておきますような結果に相なっております、このように御理解をいただきたいと思っております。

○和田静夫君 この間、予算の公聴会で、実は自治省が住民税について負担分任の原則を持ち出して、私はさっぱりわからぬし困っているんだという

ことを述べながら、そういう税の原則というものはあるのかというのを伊東光晴教授に尋ねたんです。そうしたら、彼何遍も聞き直しながら、租税論としてそういう原則があることは知りませんが、私は知りませんが、そこに鳩山威一郎さんがお座りになっていますが、鳩山前大蔵省事務次官、どうなんですか言って、鳩山議員に逆に聞いてみました。鳩山さんも、いや、それはと言って首をかき上げて否定をされました。そうすると、やっぱりこの辺の大御所が否定するんだから、私が、何回かあなた方と討論をしてきたやっぱり私の方が世の中では正しいんだと、これは自治省の独善の言葉だと思っているんだがね。

私、まあ自分の著述の中で、かつて、「住民税の負担分任論など現代の神話にひとしい。アメリカの哲学者、パロウス・ダンハムの『現代の神話』ではないが、神話は社会の矛盾を隠蔽し、現状の凍結をめざすものとして存在する。負担分任論がまさにそれといえよう。」というふうに書いて世に問うたんですが、大臣、この機会に、負担分任の原則などというわけのわからぬことを言わずに、英断をもってこの住民税の減税をここでお約束願えますか。

○政府委員(首藤義君) 税法上におきまます負担分任の原則という考え方がいかにかといたったようなことにつきましては、いろいろそれは御説もあろうかと思えます。税法上、応能原則とか、応益原則とか、こういうことが通常原則として言われ、その応能、応益のかみ合わせをどう持つていくのかといったようなことが実態論として出てくるかと思うのでございませぬが、この応能なり応益なりという原則を考へてみました場合に、この地方自治に与えられております最も基幹的な税目としての住民税、これを考へてみました場合には、やはり住民自身が地方自治を支えておるといふ観点から考へてみました場合に、応能、応益等

の原則がいろいろございませぬけれども、必ずしも応能原則のみ——国の所得税におきまして強く考へられておりますのは応能原則が強くございませぬが、そういった応能原則にウエートを置くという考え方でなしに、もう少し広く負担能力に依りてなるだけ多くの住民が自治を支えるという観点で地域の費用を負担をするという原則があつていいのではないだろうか、まあ私どもも考へておるのでございませぬが、これがいわば負担分任の思想ということかと思ひます。地方自治を考へます場合にそういうことを考へていいのではないかと私ども考へておる次第でございます。

ただ、何度も申し上げますように、住民税の課税最低限というものが、最低生活費に食い込むといったように低いものであつてならないことはもうもちろんでございますので、今後ともできるだけ課税最低限は引き上げていきたいというところは考へておる次第でございます。

○和田静夫君 よろしいですか、大臣。
○国務大臣(福田一君) 私はとても和田さんほど地方財政の問題を研究していませんから、私の答へが当てはまるかどうかかわからない。非常に常識的な考へ方として、自治というものは、やっぱりそこに住んでおる人たちが、自分らが負担をして金を出して、そしてその全体の利益を守つていくんだというたてまえで税を負担しておるというのが、私は地方税の本来の趣旨じゃないかと思ひます。自分は金も何も出さないんだ、ここに住んでおるんだという、まあそれは能力がないからの場合ですが、そうなつては本当の意味の自治というものは、百円で二百円でも出してはいるから、おれがやっぱりやつておるんだという感じを出させるにはやっぱり何かこう負担しておる方が、自治というところの方面からいって何か素直なような気がするんです。それは、そういう自治という概念を激する方法であるというふうな感じを私は持つております。

したがって、そういう意味で、まあそうは言つても、いまほど来お話があつたように、最低生活

に切り込んでくるというふうなことであつては、これはまた困りますけれども、いろいろのそういう意味での制約はあるかもしれぬが、まあまあできるだけやはり自分も負担をしてそしてこの町を支えているんだという概念がないと、選挙のときだつても、どうせおれは行くだけだから、というふうなわけで選挙権なんというものに対するあれもなくするし、どうも関心がなくなる可能性があるんじゃないかというふうな、私は非常にこういう素朴な物を言つて恐縮なんです、そういう気がいたしますので、急にこれをやめてしまつていふような方向がいいのかどうか。もう少し、そういう金の問題ではなくて、本当にその地域というものに住んでおる、その地域に住んでおる人としての自治概念というふうなものを高めていこうというふうな工夫があると私はいいと思ひますが、どうもまだいまのところ、大体日本はある意味でそういう意識はあんまり高い方ではないような気が私にはいたしますので、急に改めるというふうなこともいかなるものであろうかと考へておるわけ、大体漸進的にこの問題を考へていくべきではないだろうかというのが私のいまの考へ方でございます。

大要どうもあなたの御質問に十分に当てはまらないよう申しわけないんですが、御理解を賜りたいと思ひます。
○和田静夫君 個人事業税——時間がなくなつてきましたから基本的なことを抜きにして——もともとの二重課税であるという批判が非常に強い。で、実際問題としては、個人事業に社会的費用を負担させる根拠というのは現実の案としてはとらえにくい。また、税収としてもそう大きなものではもうなくなつてきていますね。法人形態をどる小企業とのバランスの問題が当然あります。私は個人事業税はいずれ段階的に廃止に踏み切る方向で検討されるべきだと思ひますが、個人事業税を廃止して、所得税の低所得部分を地方税に移譲するというような方向の検討はされませんか。

○政府委員(首藤義君) これはなかなかむずかしい問題でございますが、現在、税制の基本的な考え方としては、事業に対します課税として、いわゆる所得に対してかけられます住民税関係と、それからその事業が当該地域において活動いたしておりますその受益関係に着目をいたしまして、まあ物税というところで、当該地域において事業活動をいたしますための一つのコストとして負担すべきものだという思想で事業税というものがあるのは、先生御案内のとおりでございます。もともと、その事業税でも、所得課税の幅が非常に大きいので云々という問題はあつたわけでございますが、もともと事業税はそのような性格の物税として考えられておるわけでございます。

自動体あり得ない、よって公共サービスを受ける対価として法人に費用を負担させるということなんでしょうが、所得を課税標準としていたのでは、法人の活動を正確に把握して公共サービスに対する対価を相応に負担させるということではできないんじゃないですか。したがって、所得を課税標準とするというのは、法人税率の積み増しみたいなもので、法人税の申告の際に法人事業税負担を損金に算入するのは、どうも法人税割りと関係で誤解を受けて適当ではないと思つております。法人事業税に原価制を認めるのであつたらば、公共サービスの購入に必要な経費としてその額を算定するにふさわしい課税標準を設定するべきなんじゃないでしょうか。もし現行制度をそのままに存続するのであつたらば、理念だけが先行して形だけの損金算入制度というのは廃止した方がよいと思つておるわけですが、いかがです。

かまえる課税標準を見つづけるべきものだと、まあこのように考えておるのでございます。ただ、歴史的因縁がございまして、かつて、いわゆる付加価値を外形標準にするという法制がとられたこともございまして、わが国の徴税の現況等からかんがみまして、なかなかその取捨のないときの税負担というように問題が集中をいたしました。現在のような所得課税になって推移をいたしておる経過があるわけでございますが、私どもとしては、やはり所得課税であるとすれば法人住民税との二重課税の問題等も起こるわけでございますので、事業税としてはできる限りこれを外形標準に切りかえるように今後とも努力をすべきものと、それが基本的な問題線ではなからうかと、こう考えておるわけでございます。

といたしますか、態勢というものをとられたらどうですかね。経済との実態の見合いにおいて、応益的な地方税制との関係というものを調査研究するということが必要だと思つておるわけですが、これはまあ答弁求めても求めなくてもいいんですが、大臣、やっぱり必要でしょう、これ。

そうだといたしますれば、事業に法人関係の事業と個人関係の事業が有りますことは、これは否めないことでありまして、事業活動のコストとして地域における受益者負担としての負担をしていただくという面においては、個人といえども、やはり事業税を廃止をしようというものは法人事業税との関連から考えてもいかげなものかと思つたわけでございます。ただ、御指摘のように、個人事業税の場合には課税の金額も少なくなつておりますし、また最近では、事業主控除の額を大々大幅に引き上げてまいりましたので、納税義務者の数も著しく減つてまいりました。全事業者の割合程度をそこまでするか納税義務者がございませぬ。そういう実態がございまして、そこに対してます課税をできるだけ軽減をしていくといったようなことは、これは将来とも考えるべきかと思つたわけですが、一度これを廃止をするという点につきましては、法人事業税との関連もございまして、私

その前に、先生御指摘のように、そうは言いながら大部分の事業が所得課税に實際なつておるのではないかと、これは御指摘のとおりでございます。そのこと自身が決して正しいことと私どもも思つていないのでございまして、できる限りこれは外形標準に切りかえていく、あるいは完全な切りかえができないまでも、外形標準を導入をしていくということ、外形としての企業の活動状況をつ

○和静夫君 これは論議をすれば尽きないと思つておるわけですが、たとえば石油化学なり鉄鋼なり、そういう基礎的な産業、これは金融資本をバックにした強大な資本によって支配されている。また、貿易等による海外資源の購入なども巨大な資本によって握られている。わが国では、高度経済成長の過程で企業の寡占化、系列化が顕著に進行した。公正な競争条件をつくるための独禁法だつてずいぶん生みの悩みを続けてますよね。なかなか思つたような形になつていない。最近では、そういう三本内閣の姿勢を見て、民社党も非常に怒り出しているというふうな状態になつてきてますよね、これは余分なことですが、で、現実の企業の実態が独禁法の改正などというものを許さない状況にいま置かれてるんじゃないだろうか、社会資本の集積の利益をフルに利用しているものは一体だれなんだろうか、そうした問題を実証的に研究することなくして、私は公平な企業税制というものは確立しないと思つておるわけですよ。それに非常に勇断が必要と思つておるわけですよ。要するに非常に勇断が必要と思つておるわけですよ。要するに非常に勇断が必要と思つておるわけですよ。要するに非常に勇断が必要と思つておるわけですよ。

○和静夫君 ひとつそういう方向で、大臣、自治省当局に指示をし、指導力を強めてもらいたいと期待いたします。

そこで、今回の政府のこの改正案では、法人事業税の税率について標準税率の一・一倍を上限とする制限税率を設けられた。これはどうも研究不足じゃないんどうかと逆の意味じゃ考えられるのですが、世の中では、東京都が行つておる超過課税について自治省がかつて行つた行政指導にどうも従わなかつた、したがって、この機会にとり報復的な措置ではないかというふうに行つておるわけですが、都の措置というのは、御存じのとおり標準税率の一・一六倍という、あれはほ

○和静夫君 現在、電気・ガス事業を除くその他の法人事業に対する法人事業税というのは、所得を課税標準としておるわけですね。これは自治体の提供するところの有形無形のさまざまな施設を利用することの対価、それがなかつたならば法人の活

きましては、法人事業税との関連もございまして、私

かまえる課税標準を見つづけるべきものだと、まあこのように考えておるのでございます。ただ、歴史的因縁がございまして、かつて、いわゆる付加価値を外形標準にするという法制がとられたこと

といたしますか、態勢というものをとられたらどうですかね。経済との実態の見合いにおいて、応益的な地方税制との関係というものを調査研究するということが必要だと思つておるわけですが、これはまあ答弁求めても求めなくてもいいんですが、大臣、やっぱり必要でしょう、これ。

くはきわめて穏当なものだったと思っているんですけどね。それを決定するに当たっても、企業の実情というものを税法の直接の執行者として十分検討して行われました。報告を読む限りでは、法人税収の減収、他の自治体に対する影響というものもそう大きなものではないと見られ、法人事業税の原価制にも問題がある。私は今回の措置は自治財政権の著しい侵害であると思っているんですがね。どうしてこういうような改正法案しかお出しにならなかったのか。

○政府委員(首藤義君) 法人事業税に従前制限税率がなかったものについて制限税率を設けることにいたしました。これは一般的に超過課税が行われる場合に、税負担の均衡性の問題等からやはり制限税率があつてしかるべきだろうと、こういう判断に基づいたものでございます。

ところで、これを一・一倍にした理由でございますが、御指摘のように、東京都が去年法人事業税の超過課税を、基本税率一・二%から一・四%に引き上げることによって行いました。この東京の措置がありました後、たとえば神奈川県等と、こういふような大県におきまして、やはり法人事業税の超過課税が検討された時期があつたわけでございます。その場合に、地方団体の方から、つまり具体的には知事会、市長会等でございますが、これから激しい反応がございました。と申しますのは、法人事業税は、御案内のように企業の損金に算入をされますので、先生も御案内のように、他団体に対して影響が非常に大きいわけでございます。法人税の減収を通じて地方交付税が減になる、法人住民税が減になる、それから他の団体の法人事業税が減になる、こういうことに相なるわけでございます。そこで、他の地方公共団体が口をそろえて申しますことには、東京とか大阪とかいふたような大企業をたくさん持つております団体、つまり分割法人をたくさん持つております団体が超過課税を非常に大きな状況でそろってなさいます場合には、他の弱小

団体に対する影響が非常に強いので、何とかそういう超過課税を慎んでいただくように自治省の方から指導してもらえないだろうか、こういうような話が起こったわけでございます。そこで、私もいたしましては、超過課税を禁止をするというところは、これは地方の財政自主性を尊重する面からとるべき措置ではないと思つてございまして、この超過課税の幅のあり方については、やはり他団体への影響を考慮しながら適当なところにおさめていただく、こういう何と申しますか、仲間同士の親切心でも申しますか、そういうことが必要なのではなからうかと実は考えたのでございまして、御案内のように、一般的に超過課税をやります際の制限税率は、二割増しが相場でありまして、先生御案内のとおりでございますが、他の税目においては二割増しの制限税率をとっておりまして、法人事業税の場合は他団体に及ぼす影響が非常に大きいから、二割増しの半分の一割増しのところでございまして、願えないうるかというの、私どもがこの法律を設定いたしました偽らざる真意でございます。その旨を知事会、市長会からも激しく希望がございましたので、案として考え、これを地方制度調査会、税制調査会等にお諮りをいたしましたわけでございます。それが適当であるという御答申をいただきましたので、今回提出をさせていただいたわけでございます。したがって、二割増しで言うことを聞かないから報復をやつたといったようなこと等ではないわけでございます。

○和田静夫君 昭和五十一年度はこの固定資産税の対象となる土地等の評価がえの年でありまして、宅地の評価は時価すなわち正常な取引価格を基準としておりますが、投機的要素や現実の土地取引における個別的事情を排除して正常な取引価格を算定するということは、抽象的に理解できても、現実の作業としては容易なことではありませぬ。従来どういふような方法で正常価格を求めてこられたのか聞きたいんですけれどもね。時間もなくなつていきますから、一言で言え、やっぱり

現実の取引価格というものがこの評価額決定の決定的要因になると考えておいていいんですか。○政府委員(首藤義君) 現在の土地の固定資産税における評価でございますが、先生御案内のように、実際上の取引価格に比べますれば必ずしも低い額に現実を設定されておるわけでございます。土地の時価等の判定におきましては、必ずしも現実の取引価格そのものというだけではむしろないと考えております。今回五十一年に評価がえが行われるわけでございますが、最近では地価は一応鎮静化の傾向も示しておるような状況でございますので、五十一年度の評価がえにおきましては、こういう状況をよく考えながら、現行の評価額に比べましてより極端な変動にならないように、各種の要素を加味しながら地方団体を指導していただきたい、こう考えておるのであります。

○和田静夫君 昭和四十八年度の評価がえというのは、四十八年一月一日現在の状況を基礎に評価されたものですね。そのときには、資料などの関係で、四十七年から四十八年にかけての土地の大幅な値上がりというのは四十八年の評価に余り反映されていないでしょう。○政府委員(首藤義君) 四十八年度の評価、それの前の評価の際には、過去における評価額を基礎にいたしまして、その後の地価の変動状況等を勘案をいたして評価をいたしたわけでございますが、したがって、四十八年度以降急激に増高したといったような地価の変動状況はもちろん加味をされておりませぬ。しかし、最近の状況を見ますと、四十八年度以降の地価の動向でございますが、最近では非常に鎮静化をしましてございまして、四十八年度の評価額に比べて、かつてやりましたように、そう高い評価倍率になってあらわれてくるような事象は避け得るのであるから、かろうかと現在考えておるのであります。○和田静夫君 ああそうですか。この自治省が行っている正常な取引価格の求め方で考えてみますと、現実の取引価格が決定的な要因になるんで

すからね。いまままでどおりのやり方だと、その評価がえをすれば宅地の評価額は大幅に上がるんじゃないんですか。それは上がらないと見ておつていいんですか。○説明員(川俣芳郎君) 現在、土地の評価につきましては、たゞいま御指摘のように売買実例価額を基礎といたしまして評価をいたすことになっておりますが、正常な地価を算出したしす際には、売買実例価額から不正要素、売り急ぎ、買い急ぎ等の不正要素を除去することに相なっております。で、ここ十数年米地価が非常に高騰してまいりましたような関係もございまして、実際の土地に係ります固定資産税の評価のレベルは、時価に比しましてはかなり低いものになっております。たとえて申しますと、四十八年度の場合でございますけれども、地価公示地点につきまして、固定資産税の評価額と比較いたしますと、約四割程度のレベルでございます。で、先ほどから局長が申し上げておりますように、五十一年度評価がえをいたしましたけれども、そういう水準を前提にいたしましたので、その後の地価の上昇傾向、特に四十八年の後半からは鎮静化の傾向が著しいわけでございますけれども、そういう状況を踏まえながら評価がえをいたしたいというふうにご考慮をいただいております。○和田静夫君 いわゆる異常な土地の騰貴だとか、あるいはインフレで利得を得たというふうな者です。そういうインフレの波に乗って利益を得た者、そういう者についてはそれ相応の税負担をさせるべきだと思つて、したがって一般的には、土地の評価というのは現実の取引価格に近づけて、そして大企業等にはそれ相応の固定資産税を負担させてよいのじゃないだろうか。しかし、住宅等の用途に向けられた土地については、これはインフレのツケを固定資産税負担の増という形で一般の居住者に負担させるといふのは非常に不合理です。これは不合理であること確認をしておいていいです。それから、そういう事態はいまの一連の答弁の中では起こり得ないと、十分勘案

をするということ。

で、現在住宅用地については評価額の二分の一、それから小規模住宅用地については四分の一の特例が設けられています。この評価額が上げられずに、住宅の負担が著しく増す。で、一般の住宅の用地は四十七年当時の土地の評価を基礎にして、そして固定資産税負担を凍結すべきだと考

えるのですがね。前者、後者二つの質問ですが、そういうふうな理解しておいてよろしいですか。○政府委員(首藤義君) 土地の評価のあり方でございしますが、まあ工場用地でありますとか住宅用地でありますとかの使用目的によりまして評価額の評価のやり方を変えていくということは、やはり保有課税という面からは適当でなからうと思

うことは適当でないかと私も考えておるのでございまして、そのゆえにこそ住宅用地は一般的に二分の一に課税の特例を設け、最低限度必要な六十坪未満の小規模住宅用地についてはさらにそれを半分にして四分の一にするという特例措置をとって、その面で調整をいたしておるわけ

でございます。なお、今後の五十一年度の評価がえにおきましても、最近の地価の全般的な鎮静の状況等を勘案いたしましたれば、そう極端な値上がり評価ということでもって負担が急増するという事態は避け得るのではなからうかとわれわれ考えておるのであります。

それからもう一つ、住宅用地につきましても、税負担を昭和四十七年度で据え置いたらどうかという御主張でございますが、これはやはり所得も上がってまいっておりますし、生活費も上がってまいっております。地方団体の行政需要そのものもやはり増加するわけでございます。税収入を一定の時点で固定化をしようというところは、やはり財政上の点からも問題があるかと思

ておりますのは何回も申し上げておるとおりでございます。評価がえに伴いまして、また要すれば税負担の調整措置等もかみ合わせまして、評価は三年に一遍でございまして、年度ごとの負担増の調整、こういうこともあわせ考えながら、特に住宅用地に対する負担については適正化を図るよう工夫をこらしてまいりたいと、こう考えております。

○和田静夫君 はい、わかりました。では最後に、大臣、いまの答弁でいいんですが、言ってみればインフレのツケが個人的な一般の居住者に固定資産税の増という形でかかってこない配慮をされるということですが、大臣、確認をしておいてよろしいですか。

○國務大臣(福田一君) インフレの悪影響がいわゆる個人になるべくかからないようにするという方針には変わりございません。今後ともそういうつもりでやっております。○委員(原文兵衛君) 本案に対する午前中の質疑はこの程度とし、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時四十三分開会 ○委員(原文兵衛君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○上林繁次郎君 何かお尋ねをしてみたいと思っております。御承知のように、現在地方自治体が財政硬直化ということで非常にこの点が問題になっておる。そして、地方自治体の財政の危機とも言われておるわけ。そういう問題踏まえて、今回の地方税法の改正の中に、その解決の一端というか、そういうような考えのもとに盛り込まれたのが一つは事業所税の創設と、こう申し上げられると思

います。そこで、この事業所税が設けられたからもうそれでよいというものではない。これからの地方財政に対する住民の需要というものはますます増大していくばかりだ。今後はますます懸案であった今後の問題として、今回はいままでするべき事業所税が創設されるという運びになったけれども、そういう今後の問題がまだまだ大きく横たわっているわけ。そういう中で、言うならば新税ということになりますか、そういうものについて自治省としてはどのようなことを考えておられるか、この点からまずお話し願いたいと思

います。○政府委員(首藤義君) 御指摘をいただきましたように、地方財政の状況を見ますと、やはり何と申しましても、最も重要な自主財源である税収入、この確保、増額を図っていくことが望ましいという点は全く同感でございます。特にその中でも、従前のいきさつにかんがみまして、市町村の税源をなるとして充実をすべきである、こういう使命感を私も持っておりました。御案内のように、去年は法人住民税の引き上げをいたしました。ことしは、ただいま御指摘をいただきましたように、事業所税の新設と、いずれも都市的税源の充実という方向に沿うものとして努力をいたしました次第でございます。

なお、今後の問題でございますが、やはり依然として総合的に地方税源が乏しいということは事実だと思っております。あらゆる機会をつかまえて地方税源の充実を努力をいたしてまいりたいと思っております。具体的には、国と地方との事務配分の見直しに伴います。税源配分の見直しという問題もあるかと思

います。この点につきましても、地方制度調査会等の御検討も煩わしておりますので、そういう線に従って今後努力をいたしたいと思っております。もう一点は、やはり国、地方を通じて、現在の国民分配所得に對しましては二〇%という租税負担のあり方が適当であるかどうかという問題もあるかと思

います。最近のように福祉を中心といたします行政需要が国、地方を通じて増加をしております。と、諸外国の例に照らしても、二〇%という国民の租税負担率のままで将来の財政需要が賅えていけるかどうかという問題が、他の関連のたくさん問題ございまして、やはり検討に値すべき問題ではなからうか。

そういう場合に、もし税負担の増を求めざるを得ないということになりました場合、この方面にその負担の増を求めていくのか。たとえて申しますならば、現在諸外国に比べて弱く言われております間接税のあり方、これをどう考えていくかといった問題もあるかと思

います。なお、法人に對します課税のあり方ももう少し強化をできないかといったような問題もあるかと思

います。そのような国、地方を通じての税源増強の一連の動きも今後日程に上ってこようかと思

て、なお検討を続行をしていただくようお願いをしておるところでございます。

この問題はいろいろ基本的な問題がございますが、何よりも法人事業税のあり方が物税という基本的性格を持っておりまして、できる限り外形標準による課税に移行することが望ましいという本質論から見ても、そのような検討をすることは意義のあることだと考えております。これが一点でございます。

それから第二点は、いま先生御指摘の税収入を増加さすかどうかという問題でございますが、これは考えようによりましては、景気の非常によろしいときで企業の所得がどんどん伸びますときには、収入額という面だけから見れば、所得課税をしておいた方が比較的にはふえていく。いまよりは外形標準になった方が収入額がふえ、こういってような相対的な議論があらうかと思うわけでございます。しかし、いずれにいたしましても事業税をその本来の性質である外形標準課税に引き戻していくことについては、私どもも積極的に検討したいと思っております次第であります。

千葉県が検討されたわけでございますが、難点は、千葉県だけをおやりをいただきますときには、やはり県内における石油企業の売上額をどうやって捕捉するか、それからこういって企業が、千葉県だけではございませんで、他の府県にも分工場を持っておりまして、いわゆる出先を持っておりますので、その取り扱いが不均衡になることについてどういう方策があるのかとか、こういってむずかしい問題がいろいろありますので、石油企業なら石油企業を持っておられますのはかの府県とも共同をいたしまして、そういったいろいろの難点についての問題説明に努めていただきたい。われわれもまた、そういう検討の過程において十分参画もさせていただきます、また意見も述べさせていただきます、成案を得るならば税制調査会等に提案をして、また御審議を煩わ

したいとこのようにわれわれとしては前向きに考えておる次第でございます。

○上林繁次郎君　もうおわかりと思っておりますけれども、具体的な例を申し上げたいと思っておりますが、石油精製業、これはいま千葉の話が出ました、私からも出しました。そこで千葉の場合は、今回ほとんど欠損法人ということ。欠損法人ということになりまして、これは全く地方自治体に納める金はゼロに等しいと言っていると思っております。しかも、内容はどうだと言え、相当大きな規模を擁して、そして従業員もたくさんおる、何百人と抱えておる。それらの給料も随分、実際に現実の問題として、そういってことがなされているわけ。それはまだ可能なわけ。ということ。は、相当なそれにかかる経費というものは必要になつてくるわけ。それを随分することができ。にもかかわらず、いわゆる欠損法人ということ。地方自治体に入る金はゼロに等しいという、これはどう考えても矛盾と言わざるを得ないと思っておりますよ。

そこで、やはりこれは千葉の例だけでなくて、経済の安定成長、不況下、こういう中でやはりそれだけを考えれば、地方自治体に入ってくるその金というものはいままでも落ち込むであろうということだけは間違いない。と同時に、欠損法人が多ければ多いほどこれは入ってこないということになりますから、そこには全然もう課税されないんだと、こういうような状態、これは私はその辺に非常に矛盾があるんではないかという感じがしてならないわけ。そういって問題を踏まえて、自治省としてはよく考えるべきではないか、こう思うわけですが、その辺をどういうふうにとらえておられるのか、これひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(首藤義君)　全く御指摘のとおりだと私も考えておるわけでありまして、事業税が本来物税であるにかかわらず、所得を課税標準にいたしておりますために、赤字である場合には事業税の負担がないというところは、全般的な事業税の性

格から見て適当なことではない、このように私もも考えておりますので、なるだけ外形標準の課税に移るべきである、そういう方向でいろいろ検討したいと、こう思っておりますわけでありまして。

ただ、先ほど申し上げましたのは、税収の総額のみが多寡だけを論じますならば、場合によっては景気のいいときは石油だけじゃございませぬが、全業種を通じて考えたときには、景気のいいときには所得課税の方がむしろよけい税収が取れると、こういう傾向もあるわけ。そのことだけを申し上げたのであります。税収の多少を論じるだけの論理にかかわらず、やはり事業税としては物税としての本質を貫くように努力をしていくべきである、こう考えておるのであります。

○上林繁次郎君　次に、午前中の審議で話が出ましたけれども、今回長年の懸案であった事業所税が創設される、こういうことですが、あえてこのことを聞かなくてもいいということでありまして、一応創設される意義といえますが、これについてまずお答え願いたい。

○政府委員(首藤義君)　最近、地方団体、特に都市におきまして、都市的な需要が非常に増高してまいっておりますが、なかんずく人口や企業が非常に集中をいたしました都市においては、その人口や企業の集中に伴いまして都市機能が過剰化する、その結果としてどうしても都市環境の改善というための大きな財政需要をしい込む、こういう実態がありますのは御案内のとおりでございます。そこで、このような都市環境整備の事業を行いますための目的財源を、やはりその都市における集中の利益を受けておる、あるいは都市の環境整備を必要にさせた原因者である、そういう観点から、集中をいたしております企業に求めていくということが妥当なのではなからうか、こういう考え方が本来的にはあったわけでございまして、そのような観点から、都市の環境整備のための目的財源をその当該地域に所在をすることを

に求めていこう、目的税源というかっこうで求めていこう、これが本税の創設の趣旨でございます。

○上林繁次郎君　言うならば、大都市財源の充実それから企業活動が受けた行政サービスの利益の還元、こういう内容を持っていらっしゃるということですね。そこで、自治省の当初案によりまして九百五十億円程度の税収が見込まれておる、ところが八百十二億円ということ。とこのことは後退ということですか。こういうふうな後退をしてきた何か理由、原因、なぜこういうふうな後退をしてきたのか。この趣旨から言うならば、私はいわゆるもう少し前向きで、ふえることがあっても減ることはいらない、こんな感じがするんですよ、目的から言って、それがこういうふうな後退をしてきたという何か特別な理由があったのか、その辺をひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(首藤義君)　この税はことしは事業所税という名前で提案をさせていただいたわけでございまして、御案内のように、過去三年間ほどいろいろないきさつをたどってまいっております。去年は私どもとしては事務所・事業税というかっこうで税調等に御提案を申し上げましたが、コンセンサスが得られなかったような感じが、あるわけでございます。その当時から、一応このような税に伴います平年度収入額を八百億から九百億見当、このようになかっこうに踏んでおりましたのは、これは先生も御案内のとおりだと思っております。そういう観点からいたしますならば、今回の平年度八百十二億という数字は、決して私ども当初もろんでおりました規模に比べまして、特に後退をしたということは考えていないのでございます。

なお、ことしの案の当初の提案の際に、九百億余り、九百四、五十億見当になるのではなからうかという見込みを立てておったのも、御指摘のとおり事実でございますが、これはあくまで一応の見込みでありましたことと、それからもう一点は、この税の本旨にかんがみまして、たとえ都市計画法十一条に列挙をしてございませうような都市施

設に關連をいたします各種の事業所等、これについて非課税規定を設けるといったような措置をとりましたことも、若干の減額をさせた原因になつておる次第でございます。ただ、全体額として八百億余りの税収というものは、当初から考へておりましたほほ見込みの規模でございますし、決しておっしゃる通りに、うんと後退をしたとは私どもも考へておりません。

○上林繁次郎君 今回の政府案によりますと、この事業所税というものは一地域に小部分、言うならば小部分、その地域に限られてゐるわけですね。この税が創設をされるというその目的をいまお尋ねしたわけですが、いわゆる大都市財源の充実に因るため——ここには「大都市」とありますね、それから企業活動を受けた行政サービスの利益の還元、こういう目的からすれば、何も大都市だけが対象になるというのではないだろう。こういういふおっしゃった、この税が創設される意義から言うならばですよ。あるいは大都市ということでは五十万以上だということ先ほども話がありましたけれども、まだ二十万でも三十万でも、もうそれこそ人口急増あるいは企業の進出、そういうところが全国的に言つて相当あるわけですね。当然そういうところもその対象になつてしかるべきではないか。それではなければごく一部だけに限られたものに終つてしまつて、地方自治体の財源を強化するという立場からすると、地方自治体というものは何も大都市だけではないんであつて、それを大都市に限つたところにまたそれはそれなりの理由があるでしょうけれども、また翻つてわれわれの立場から言えば、何も大都市だけではない。いま構造、いろんな型がもう変わつてきてゐるわけですからね、その情勢が。ですから、何も大都市だけが対象になるということはおかしいじゃないか。もつともつと、この法律の上ではっきりこういうものも対象になるんだという範囲を広げるべきである、こういうふうにお考えになつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤義典君) 最初から御議論に出まされたように、本税の趣旨が、人口や企業の集中によりまして引き起こされた都市環境の整備、これを行いますための目的税源を得ると、こういう趣旨でございますので、いずれにしろ、人口や企業が集中をしてそのような事業が著しくたくさん必要になつてきておる、その都市が取り得る税源であるということになるわけでございます。

そこで、そのような都市を何らかの方法で線引きをいたしまして限定をする必要が生ずるわけでございます。本税の創設を各方面に提案をいたしましたときに、そのことが激しく議論になつたわけでございます。

そこで、さしあたりの方策をいたしまして、いわゆる政令指定市、大都市と言われておりますものは当然これに該当すると思ひますし、それに類似をする団体として人口五十万以上の市、これであれば自治法上指定市になる人口要件も備へるわけでございますから、こういうものも入れよう、それから首都圏、近畿圏の既成市街地を持つております地域も入れよう、こういうことで線引きをいたしまして、さしあたりそのような団体に限つてこの税が法定税として起し得ると、こういう措置をとつたわけでございます。

先生いま御指摘のように、必ずしも人口五十万にならない市についても、同じような財政需要の事情のあるところがあるではないかという御説については、私も全くよく理解ができるのでございますが、いずれにいたしましても、一応の線引きをする必要があるために、五十万以上という線を引きました。今後の問題といたしまして、その他の市においても全く同様な状況があるということでありまして、この税の執行の状況等をも勘案をして、今後の対策としていろいろ検討をしてみたいと思ひますし、もう一点は、必ずしも法定されません都市におきましても、著しく類似の事態で、これに似たような法定外普通税等をおこしになるというケースがある場合には、これに対してもまたその事態に応じた対応の仕方をしてみたい、このようなことを考へて、ただいま先生が御指摘になりましたような事態に対処いたしました、こう考へておる次第であります。

○上林繁次郎君 一つの線引きの基準といふこと、基準を一応設けなければならぬということ、これは一応設けたと、そしてその上に立つて線引きをしたのだと、その考へ方はわからないわけじゃないけれども、非常にその線引きそれ自体が大ざつぱらだ。だから、私から言わせれば、国のその線引きというのは大ざつぱら、そしてその実態というものをまだ本気になつて踏まえていないというふうにししか考へられないわけなんです。

そこで、たとえば指定都市、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸、北九州、札幌、川崎、福岡ということですか。それから首都圏、川口、武蔵野、三鷹、こういうことになりませんか。それから近畿圏、守口、東大阪、芦屋、西宮、尼崎、こういうふうなところですか。そうしますと、たとえば私は千葉県に居るから千葉県のことを取り上げるといふわけじゃありません。御承知のように、たとえばすぐ隣は市川だ、船橋だ。もう非常に人口の流入が多い。あるいはまた京葉工業地帯の一端としてあそこは発展してきてゐるわけですよ。財政的にも非常に逼迫してゐるということだけは間違いないです。そして、企業も相当な数進出してゐるわけですよ。そういうものはすぐ目と鼻の先にあるわけですよ。それが突進なんです。そういうものも当然その最初の線引きの中に、私はこの実態を本心にわかつてゐるならばこれは入れるべきではないか。そういう実態を本心に踏まえてこつた結論が出てきたのかどうかという問題ですね。その辺はどうなんですか。そういうことごとを全部無視して、とにかく一応線引きするために、こういうところを出発しようかというふうな簡単な考へ方から起きたことなんですか。どうなんですか、それは。

○政府委員(首藤義典君) 御指摘をいたしまして、お氣持ちはよく理解ができるのでございますが、こういう税を新設をいたします際に、先ほど申し上げましたように、やはり人口や企業の集中によつて引き起こされた都市環境の逼迫、これに対する整備をやるということ、それから、そこに所在をいたしております事業所等が、集中の利益といったようなものを享受してあり、かつまた、その集中によつて都市の財政需要を喚起しておると、こういうことが税源の一番基本的なスタートになるわけでございますので、そういう地域をどうやって線引きをするかということ、この点においてコンセンサスを得ますことが、本税ができませんかかか一つの岐路を形づくるわけでございます。

しかも、先生御案内のように、この税は、三年ほど前からわれわれは地方税としての成立を希望をいたしまして、長い間主張をいたしてまいつたわけでございますが、同じような立場から、国税におきましても、これはまあ若干出し税的のニュアンスを持ちますけれども、国税としての同種の税金もといったようなことも言われたのでございまして、この間、各省との調整も非常に問題になりました。なおかつまた、先ほど申し上げたような新税の本旨に照らしましての審査も、税制調査会等でやかましく議論になつたわけでございます。

そこで、最大公約数と申しますか、何と申しますか、語弊があるかもしれませんが、皆様方のそういう意味でのコンセンサスを得られます第一段階というか、こうで、人口五十万以上ないしは首都圏、近畿圏の既成市街地を持つてゐる都市、これならだれも文句を言うところがないだろう最大公約数的なもの、これをもうつてまずスタートを設定せざるを得なかつた、こういう実態があるわけでございます。

なお、今後の運用の状況、それから御指摘のように、他の類似の都市においても類似の状況があるということも私もよくわかつております。そういう事柄を踏まえながら、この課税団体の拡張と申しますか、そういう面については今後検討を続けさせていただきます、こう考へてゐるの

であります。

○上林繁次郎君 揚子足をとるわけじゃないけれども、五十万都市あるいは首都圏であるとか近畿圏であるとか、そういうふうな決めたことについて、これはそういうことなら文句はないだろうというその考え方、これは私、文句があるから言っているのですよ。その対象になったところは文句ないですよ、これは。そう思うのですよ。ところが、いま私が言ったように、まだまだそれ以外のところに幾らでも財源を求めている市町村があるわけですから、そういうところから言わせれば、われわれだつて対象に入っていないじゃないかと言ふのはあたりまえですよ。そういう意味では文句があるということですね、どの辺に文句がないかわかりませんが、これは別に質問じゃありませんけれども、そういうふうな思ひますね。

で、事業所税は、床面積であるとかあるいは従業員の給与の支払い額が課税の対象となっているわけですよ。そこで、どうですか、所得税ならば自然増収なんというように考えられて、だんだんと増収が大きくなるということが考えられるわけですが、この事業所税の場合にはちょっとそういうようなことは考えられないと思うのですよ。たとえば床面積がどんどん大きくなるとかいうようなことはちょっと考えられない。ですから、事業所税が逼迫した地方財源をどのくらい補強できるか。これは最初出発した程度でもうやむを得ないのだというふうな考えられているのか。もっと先のことを、この新税はもっとも大きく伸びていく、この新税によって地方の財源が年を経るに従って増大していくのだというふうな見通しをつけているのか、その辺はどういうふうにお考えになつておられるのですか。

○政府委員(首藤英君) 本税の伸長性についてのお尋ねでございますが、私どもはそれなりに安定した税収入でありますとともに、伸長性を持っておる、こういうふうな考えをおるわけでございます。

と申しますのは既設の事業所分につきましては、人的要素では給与支払い総額、これが課税標準になつておりますので、これは所得の伸びに对应いたしました相応の伸びがあらうかと思ひます。それから資産割りの方におきましては、なるほど床面積にいたしておりますが、これも時代の推移に依りましてそういう資産の増加というものも期待ができますし、さらにまた、新增設につきましてこれはかなり高い税率での税額を設定いたしておりますので、それ相応の伸長率というものは望める、このように私どもは考えております。それからなお、この課税標準のとり方でございますが、こういったむずかしい税でございますので、企業の活動状況を外形標準としてあらわすものである、物税の形態をとれるものである、物税の形態に徹底するかどうかのもの、これが一番望ましいという観点と、それからむずかしい税でございますので、非常に単純な形で捕捉しやすいたうか、こういうものが望ましい、こういうことから、いろんな課税標準の候補が議論になつたわけでございますが、ここは大きく踏み切りまして、給与支払い総額と床面積と、こういう非常に単純化した課税標準をとつたいきさつを持っておるわけでございます。

○上林繁次郎君 自治省としては、この新税の進捗状態は今後大いに期待できる、こういうことですね。安定しているという事は、ある意味から言へば、さつきもお話されたのですが、安定しているといふは安定しているかもしれないけれども、私なんかの考え方では、そんなに進捗はないのじゃないか、こんな感じがするわけですね。これはありふれた言い方、考え方もしれないけれども、いまの経済情勢でこれを考えたときに、本当に新增設なんていうものが可能であるかどうかといたことが考えられるわけですね。したがって、企業が伸びられないという事は、これはやっぱり給与にも関係してくるでしょうし、その従業員の人数にも関係してくると思ひますよね。ですから、この二つだけだと、やっぱりあなたが言う

ように、それだけで今後大いに進捗していく、そういう期待が持てるのだという、こういうことには成り立たぬのじゃないかと、こんな感じがしてならないのですよ。これはお答えをしてもらうという事ではありませんが、そういうような感じを私は持っております。ですから、言うならばやはりその辺のところも、まあいろいろ議論はあったらうと思ひますけれども、一つの意見として、こういう考え方もあるのだということをいま申し上げておるわけですね。そういう面もやはり今後十分考えていかなければ大きなそを来すという事になりまして、申し上げるわけでございますがね。

そこで私は、床面積だとか従業員の給与、こういったものが対象ではなくて、たとえば償却資産であるとか資本金、こういったものも課税の対象に入れるという考え方がやはり必要になってくるのじゃないかということ。いま私が申し上げたようなことを踏まえて言うならば、この点をどういうふうにお考えになつておられるか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤英君) 御指摘のように、外形標準で課税標準をつかまえるわけでございますが、いろいろなものが候補になり得るわけでございます。いま先生御指摘の償却資産、資本金の額、こういったことも一応候補として私どもも持ち出しましたし、また十分議論の対象にいたしましたわけでございます。しかしながら、結論的には、先ほど申し上げましたように非常に単純な形に落ちついた、こういうことでございますが、その間のいきさつにはいろいろございます。

たとえば資本金でございますと、たゞいま日本の企業では、資本金のあり方と企業の活動状況のバランスが、先生御案内のようにいかにもアンバランスでございます。ごく小さな資本で大変大きな企業活動をいたしておるものもございまして、そういう点から、資本金の金額そのものをつかまえるということについてはかなり問題がある。それから、償却資産も私も議論の対象にいた

したわけでございますが、この点につきましては、たとえば最近の償却資産で、リースによって使つております償却資産の扱い方をどうするかといったような細かな技術的な問題から、もう一つ一番決定的なことは、償却資産の評価額を課税標準にするということにいたしまして、たゞいまの既存の税制で固定資産税がございまして、固定資産税と全く課税標準が同じものになる。そういういたしますと、固定資産税の二重課税になるのではないかと、固定資産税の二重課税に起因したわけでございます。固定資産税の二重課税に起因したわけでございます。二重課税になるような税目を新税として認めるわけにいかぬ、こういうような議論も出たわけでございます。それぞれの要素についていろいろ議論をいたしました結果、物的な要素としては床面積という単純な要素にし、しかも固定資産税と違つて、所有者に対する課税ではなくて、それを使用している使用者に対する課税だ、こういう形に切りかえましたことによつて物税としての面目を保つた、こういういきさつがあるわけでございます。

○上林繁次郎君 今度創設される事業所税、これに非課税措置がとられるようになっておるわけですね。これはやっぱり公正でなければならぬという事は当然のことです。

そこで、具体的な例を申し上げてみたいのですけれども、いわゆる不正であるという具体的な例、これを挙げてみたいのですけれども、ある新聞の報道によりますと、中小企業振興事業団法による中小企業の高度化学事業として融資を受けた共同化工場または集団化工場、これは一応非課税対象となつておるわけですね。しかし、中小企業近代化資金等助成法、この助成法によって高度化学事業を行つたものは課税対象となる、これはどういふわけなんだという事ですね。これは千葉県の場合なんかもありますけれども、どっちにしても大筋はそういうことです。これは不公平になりませんか、こういうことは。

○政府委員(首藤英君) 本税において非課税措置を決定いたします場合に、基準を設けて公平にこれを行うということが最も大切なことであるというところで、私もこの点については大変意を用い、各省とも十分相談をし、かつまた、課税団体になりまます大都市等の地方公共団体とも何遍も協議を重ねた末、こういった措置を決めさせていただいたのでございますが、もう御案内のように非課税の原則としては、公共法人、公益法人、こういった人的な非課税、それから農業、林業、漁業といったようなもの、それから住居の用に供するもの、こういったように、この税制の目的から当然非課税にすると考えられるもの、それから都市計画法に規定をする都市的な施設で、一般的には市町村がやっておるといったような公共性の高いもの、これを非課税にいたしますとともに、中小企業対策という考えから、中小企業の共同化等の施設について非課税にすると、こういう方策をとったわけでございます。

この場合、中小企業対策としての国の援助等に基づきます共同化施設の決定の仕方でございますが、御指摘のように、中小企業振興事業団法の施行がございまして、これは昭和四十二年でございしますが、もうかなり昔のことでございますが、それ以降この振興事業団法の取り扱いに一本化をされました貸付金が行われ、これによってつくられました中小企業団地等のものについては、これは明らかに中小企業対策として取り上げられるべきものだと、このように考えて非課税措置をとったのであります。

御指摘になっておりますのは、その四十二年以前に中小企業の、振興事業団法の前身と申しますか、そういうかっこうで国の直接貸し等のやり方で、幾つかのやり方が昭和三十年代に行われたものがあるわけでございますが、これについてどう扱うかということであろうかと思っておりますが、これは中小企業振興事業団に移管をされてからすでに八年を経過をいたしておりますので、一応一般的にはその目的を達しているものと

考えられましたので、通産省とも相談の結果、非課税の対象からは一応除外をしたのであります。ただし、同じく除外をいたしましたも、ものによりましては、その以前の国の直接貸しの手法によりましてできたものと、新しい中小事業団法の手法によつてできたものと、新しい中小事業団法の手法によつてできたものと、あるいは全く同じ工場の一部建て増しであるとか、あるいは同じ団地の中に所屬をしておいて、全く同じ目的でやられておるとか、こういった具体的な事情もあろうかと思つておられます。こういった実態につきましては、御案内の七百一条の五十七でございまして、これは、地方公共団体に減免のフリーハンドをかなり大幅に与えておられますので、その団体の実態に即して、中小企業振興事業団扱いのものとして著しく均衡を失する、不公平であると、こう考えられれば、当該団体において減免の措置をとられる、まあこれが適当であらうかと考えておる次第であります。そのように地方団体も指導してまいりたい、こう思つておるのであります。

○上林繁次郎君 そうしますと、中小企業振興事業団法による場合には非課税対象、そして中小企業近代化資金、これによるものはそういう差別がつくと、この二つの立場、いわゆる中小企業振興事業団法、それから中小企業近代化資金助成法、この趣旨はどういうふうに通じているんですか、内容的に。

○政府委員(首藤英君) 趣旨そのものはもちろん大差はございません。しかし、先生も御案内のように、従前いろんな手法で政府が直貸しをやつておりましたそのような高度化資金関係の手法を、昭和四十二年から中小企業振興事業団法に基づきまして一本化にまとめると、こういうかっこうで四十二年から発足をいたしておるわけでございます。いずれにいたしましても、私も非課税の規定等を設けます際には、やはり何らかの法的措置等によりまして明確に中小企業の振興対策としてとられたものと、まあこういう格づけと申しますか、格づけと申しますか、法的にはそれをとる必要がございしますので、中小企業振興事業団法の貸し

付けによる施設については非課税措置をとりまします。まあこういうことを明記をいたしましたわけでありまして、したがって、先ほど申し上げたように、全く同じ趣旨で、同じ地域で、その前の手法によつて同じようなことがなされてきておるものについては、これは先生おっしゃいますように、具体的にはこれの均衡をとるのが公平だと、こういう事態があらうかと思つておられます。そういう場合の判定は地方公共団体に任せると、こういうかっこうで通産省とも十分話し合ひをした結果、先ほど申し上げたような措置をとつたのでございまして。

○上林繁次郎君 まあこれは初めから、そういう場合には後で十分実情を調査した上で何らかの措置をとらうと、こういう言い方ですよ。だけれども、その目的からして内容的にそう変わりはしない、だとするならば、これはいろいろな、あらゆる意味を含めて当然これは同等な扱いを受けていいんではないかと、こんな感じがしてならないわけでは、これはひとつ大臣、いかがでしょうか。私はそう思うんですけれども、この点、大臣のお考えをお聞かせ願いたいんです。

○政府委員(首藤英君) 先生も御案内のように、その四十二年以前にやられました制度は現在に制度としてなくなりまして、中小企業振興事業団法に基づきます制度として一本化をされてきておるわけでございます。そこで、法律としてその非課税規定を押さえますときには、その振興事業団法の規定によつてやつておるものは非課税ですよ、こう書いておけばよろしいわけでございます。それ以前の類似の手法によつて行われたものは、それその実情に応じて地方団体が具体的な事態の判断を行ひ得るフリーハンドを与えておられますから、そこで処置をしてください。まあ立法技術になるのかもしれないが、そのような扱いが妥当であらうというので通産省とも話をつけたと、こういうことでございます。

○上林繁次郎君 午前中の質疑にもありましたけれども、今度基礎控除額、配偶者控除額また扶養控除額がそれぞれ上がりました。これはけさの論議にもあつたわけですが、昭和四十八年、四十九年の税制調査会の答申にもあるように、この三つを同額にするということがこの税制の答申なわけですよ。それがやはり相変わらずこういうふうな差がついておるわけですよ。で、言うならば、電気税のときには税調が、急激に、それを五〇%まで上げるといふことはもう前々から話が出ておるわけだけれども、それはやっぱり税調の考え方も踏まえて今回はそうしなかつたんだというふうな話もある。非常に税調を尊重していらつしやるわけですよ。ですから、その税調を尊重する立場ならば、当然ここでもそれを尊重して同額にすべきではなかつたか、こういうふうな思ふわけですが、これはどうして差がついたのかという問題ですね。

○政府委員(首藤英君) 私どもも、税調の答申の趣旨によりまして三控除を同額にするだけ早くしたい、することが望ましいと思つておるわけでございます。しかし、実態的には、なかなか減税額ということに絡みまして困難な問題があるわけでございます。まして、ことしこの程度の措置をとりましたことによつても、御案内のように初年度で四千四百億という大幅な減収になるわけでございます。そなたくともなかなか一挙にはそろえ切れないう実情があるわけでございます。この点は、税調の答申といえどもその点をお認めにはなつていらつしやるわけでございます。先生御案内のように、「これらの控除額を一致させることを目的として、控除額の差を逐次縮小していくことが適当であらう」と、こうお書きをいただいております。一発でいけばこれにこしたことはないんですけども、一発でいきにくい事情もございしますので、なると早く早く詰ると、こういう趣旨の答申に相なつておるわけでございます。

なお、これも御案内のように、今回基礎控除と配偶者控除は初めて両控除をそろえました。そし

て扶養控除との差も、従前ありました四万円の差から二万円の差まで詰めて、なるだけ早く一緒に並べたいという気持ちにじみ出しておると申し上げてよろしいんじゃないかと思つてございませうが、全くそのようなつもりで措置をいたしたのでございませう。

○上林繁次郎君 そうすると、これが三控除とも同額になるということはもう目前の問題である。したがって、次に出てくる際には恐らく三控除とも同額になるであろうと、こういうふうにご意見を伺いますか。

○政府委員(首藤英君) なるだけ早い機会に同額にそろえたいと、こう考えております。

○上林繁次郎君 どうもその、なるだけ早くというやつがくせ者ですね。

で、先日の本会議で私お尋ねをしたわけですが、これも、住民税の課税最低限、これを、われわれが常々言ってきたことは、所得税の課税最低限に同額にしろ、一日も早くそこまで持つていくべきじゃないかと、こういってことを常々主張してきているわけですね。しかし、なかなかそういかない。今回はまた下がってしまった。せつかく九〇%程度まで、所得税の九割の線まで届いたわけですが、それがまた離れちゃうということなんです。所得税におけるいわゆる課税最低限、そして住民税の課税最低限、これを一致させて、こういって考え方があるのか。当然これは相違があつてしかるべきなんだと、こういうふうな基本的な考えであるのか、その辺はどういうふうな考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(首藤英君) 結論的に申し上げますと、私どもは住民税の課税最低限と所得税の課税最低限が一致をしなければならぬことではないと、こういうふうに考えております。その理由は、両税の性格の差が基本的な理由でございまして、所得税の場合は、主として国の財源を得ますという機能のほかに、所得の再配分的な機能も持つておりますので、なるだけ傾斜の激しい累進税率で、高額の所得の人からよりたくさんいたたいて所得

の再配分をするという機能がございませうが、地方税の場合は、応能機能はもちろんございませうけれども、それ以上に地方自治を支える地方自治の会費的な基本的な性格も持つてございまして、なるだけ広い階層の人から能力に応じて負担をしていただいて地方自治を盛り立てよう、こういう性格を持つておられるものと解しておるわけでございます。したがって、住民税の課税最低限は、もちろん最低生活費に食い込んではなりませんけれども、所得税における課税最低限の考え方とは思想を別にして課税最低限のあり方を模索していただく必要はないものと、こういう考え方をしております。

○上林繁次郎君 そうしますと、これは念押しになりますが、われわれは、所得税の課税最低限まで持つていくべきだということを主張してきたわけですよ。いまのお話によりますと、一致させなければならぬんだと、こういうことは、今後もうそういう考え方で一致させませんか、こういうふうにはつきり理解してよろしいんですか。

○政府委員(首藤英君) 何と申しますか、所得税の課税最低限が、いま必ずしも最低生活費とか基準生活費といったものを基準にして設けられていゝるものでないように私も聞いておりますので、そういう所得税の課税最低限の現状に照らしますれば恐らく一致をすることはなからうかと思つておりますが、まあ、両方とも偶然に考え方が一緒になります、偶然の一致といったようなことはそれはあり得るかどうか、これは別問題でございませう。

○上林繁次郎君 今度の法案にありませういゆる電気税の問題ですね、産業電力のあの電気税非課税措置です。これも朝、話が出ましたけれども、この廃止ということについては常々これもやかましく言われてきた問題です。今回の改正では二十四品目が廃止されるということになっておるんですが、後からいろいろとお聞きしてみたいんです。二十四品目にどまってきたといういきさつ、これをひとつお話し願いたいと思つております。

○政府委員(首藤英君) 私どもも、当委員会におかれても前々から附帯決議等で御議論をいたしておりませう。趣旨等にかんがみましても、産業用電気税の非課税の整理というものはぜひともやっていたいというところではございませう。また税制調査会等の御審議も煩わしたのでございませう。

しかしながら、御承知のように、電気税は電気消費に對して課する消費税でございますから、一般家庭用の場合には、平均的な使用水準までは免税点というものを設けてこれを非課税にする。それから、産業用の場合には、原則的にやっばり原料課税という行き方はできるだけ慎め、こういう理論的な根拠があるわけでございます。こういうことは電気税の本質に絡まる一つの問題点であらうかと私どもも了解をしておるのであります。

ただ、この原料課税を慎むというその基準、程度でございますが、これは、先生御案内のように、現行の基準では、製品コスト中に占めます電気料のウエイトが五%以上ある品目、これは電気料が原料だ、こういう見方で品目が設定をされておるのであります。私どもは、この五%という見方は低過ぎるんじゃないかと、もう少しこの五%という率を上げて非課税品目の整理をしてしかるべきではないか、こういう考え方で、各種の案を持ち出しまして税制調査会等の討論を煩わしたのでございませう。その結果、原料課税を慎むという基本的な考え方のもと、電気税の本質にも絡まる問題であるので、この基準の改定ということについては、なお今後とも引き続き検討すべきだと、こういう御答申になりました。この五%の引き上げについて結論が得られなかつた、つまりコンセンサスが得られなかつたというのが実態でございませう。

そこで、基本的な改革は今後の問題といたしまして、さしあたりの問題として、現行の基準に基づきまして得る限りの品目の整理をやらう、こういう方針を立てまして、通産省とも相談の上、二十四品目を整理をする、あとの問題については

今後なおいろいろ問題もございませうが検討を進めてまいりたい、こう考えておる次第でございませう。

○上林繁次郎君 お話はわかりましたけれども、しかし、自治省は昨年の十一月の二十七日、産業優遇税制の洗い直しの一環として、五十年年度から非課税措置を大幅に縮小するという方針を固めたはずですよ。これは昨年です。そこで、いまお話を聞いたように、この免税基準五%、これを三〇%以上に引き上げる、そして残り百二十九品目中十品目くらい、この程度まで削減するのだというふうなことであったように思つておるんですよ。それに比べますと、たとえいろいろ事情があつたとしても、二十四品目というその結論は、これはまことに後退という以外にないんじゃないかと思つておる。この点、どうしてそんなふうになつたのか。まあある程度の理由は聞きまわつた。聞いたけれども、それだけ、言うならば非常に自治省は強気だつたわけですよ、この問題については、どうですかね。

○政府委員(首藤英君) 御指摘のように、私どもとしてはできるだけ大幅にこの非課税品目を整理をいたしたいという考え方のもとで、いろいろな案も提示をしてみたわけでございます。現在の五%を三〇%程度まで引き上げたかどうかという最もきつ案もございませう。また、五から一〇、一〇から二〇、このように段階的に分けてそれぞれ取り扱いを別にしたらどうかと、こういふような案も提示をしたことがあるわけでございます。いろいろ私どもとしてはできるだけの提案をし、努力もいたしたわけでございませうが、先ほど申し上げましたように、税制調査会の審議等の経過におきまして、なお電気税の基本的な問題、つまり原料課税の扱いをどうするかという基本的な問題に絡む問題だから、もう少しこれは慎重に検討する必要があります、こういうことで、同意を得ることができません。そこで、やむを得ず現行基準でできるだけ限りの二十四品目を整理をする、こういう立場をとらざるを得なかつ

たわけでございます。

○上林繁次郎君 これは質問じゃありませんけれども、税調をひとつ隠れみのにするみたいなことにならぬようにやっていただきたいと思うのですね。もっと前向きに取り組んでもらいたい、こう思います。

百二十九品目あつて二十四品目だから、百五品目あと残るわけですよ。極力それをなくしていくための努力をするということなんですが、見通しとしてはどうなんでしょうか、見通しとしては、

○政府委員(首藤義君) 今後、なお私どもとしては積極的に税調等にお諮りを申し上げて、御審議を煩わしいと思つておるわけでございますが、去年あたりの審議の状況等から考えまして、見通しにつきましては現在確たる見通しを申し上げられる段階には立ち至っていないのでございます。

○上林繁次郎君 大臣、ひとつお答ええただきたいのですが、先般大牟田市議会でもつて、去る十三日の本会議でもつて、電気、ガスの非課税を定めた地方税法、この四百八十九条一、二項の規定は憲法違反だということで国を相手にして行政訴訟を起すのだと、こういふことが、これは市側の提案ですけれども、これを賛成多数で可決したわけですよ。この問題について大臣はどういうふうにお考えになるか、ひとつ大臣のお考えをお聞かせ願いたい。

○国務大臣(福田一君) 法律論を云々するつもりもございませんが、しかし、実際問題として、これ、憲法違反と見るべきかどうかということについては、私たちは同意いたしかねるという立場をとつておるわけでございます。非常に地方財政が苦しいときにこういうような非課税の措置をとられておれば、地方財政に対して非常にマイナスになる。地方自治というのから言へば、そういうことはもうやっていいのじゃないかというふうな意味で法律論も出しておられるようでありますけれども、私たちがとしては、この前も一度申し上げたと思うのでありますけれども、いわゆる憲法の条章並びにそれに基づく地方税法における規定

等々を考へてみまして、われわれとしてはちよつとこれを、憲法違反であるからまた自由にやれるんだという立場には賛成いたしかねるというのがわれわれの立場だと思つておる。

○上林繁次郎君 賛成反対かという結論をお尋ねをしようとは思つていなかつたけれども、これは大牟田は決して革新市長のところではありませぬよ、これはね。そこでこういふことが行われたという事は、やはりいかに地方財政というものが逼迫しているかということのあらわれです、これは間違いないんじゃないですか。ですから、これはいづゆる問題を限りますが、いままでも電気税の非課税分を外せ、こう言つてきておることも、

こういふ実情というものを踏まえて考えた場合に、当然これはいづゆる賛成、反対という問題じゃなくて、本気になつてやはり考へていかなければならぬ、あらゆるものを乗り越えてやはり自治省はその実現に努力していくという姿勢を貫いていかなければいけない。そのためにはやはり早い機会に結論を出す、こういふ姿勢が私は大事ではないか、こう思つておるけれども、この点、いかがですか。

○国務大臣(福田一君) お気持ちばかりですが、一応われわれとしては、今度は政策上の面から見れば、これは消費税だから全部なくしてしまふような形はとれないという考へ方をとつておるわけでございます。順次これを整理していくというところについては、これは私たちがむしろ積極的に進めていいのではないかと考へ方を持つております。実際は、しかし、何しろ税制調査会などというものは、やはり一つの権威の者が集まつていまして、われわれが言つてもなかなか必ずしもわれわれの言うことには賛意を表してくれておりませぬ。そういうこともありまして、今度はああいうようなわずかの品目にとどまつたということとは、これはむしろ本當を言つて残念なことだと思つておるわけでありまして、しかし、自治省にしても、どこにしてもそうですが、税制の問題で税制調査会の意向を無視してやるといふのは、な

かなか現実問題としてむずかしい面がございます。今後われわれとしてはもっと努力はいたさなければならぬ、かように考へておるわけでありませぬ。

○上林繁次郎君 そこで産業用の電力、これにいつての話は、いままでもやつてきたわけですが、これも、産業用にはこういう優遇措置が行われておるわけですよ。それを逐次なくしてこういふ方向に国も変わつてきたわけですね、変わつてきたわけですよ。だからそれに対して、いままでもわれわれは家庭用の電気、これについては全く非課税にすべきである、こういうことを言つてきたわけですよ。いづゆる必需品である、こういう立場から言つてきたわけですよ。ですから、産業用についてもいままでも長い間その優遇措置というものを保ちようとして、

そういう姿勢を貫いてきたわけだけれども、いまより早くこゝでもつてそういう考へ方に変つてきたわけですよ。ですから、当然家庭用の電力についても私は考へ方を変える時期が来ている、こういうふうに思つておる。そこで、当然電気税については、家庭用については廃止すべきである、こう思つておるけれども、やはり去年の次元と現在とはまた違つてきているわけですから、その違つた時点でこの点どういふふうにお考へになるのか。

○政府委員(首藤義君) 先ほど申し上げましたように、電気税は電気の消費に対して課す消費税でございますから、当然一般家庭用それから産業用両面にわたるわけでございます。そこで、基本的な考へ方としては、一般家庭における使用につきましても、これは生活必需品であることは間違いないから、いわゆる免税点というものを設けて、一般家庭における平均的な使用水準、こゝまでは税金がかからないようにしようという措置が必要だと思つておられます。またそのために、御案内のように二千元という免税点を設けまして、現実には全国半分の世帯は電気税がかからないような仕掛けにしたいだいておるわけでございます。

それから産業用の方は、先ほどから申し上げましたように、原料課税になる、これはなるだけ償ふべきだと、こういう原則があり得るわけでありまして、そのことに對してどう考へていくか、われわれはなるだけ整備をしていきたい、こういう方向で進んでおるといふ実態であるわけでありませぬ。これが消費税としての性格から出てくる問題でございます。

それからもう一つは、電気税でございますが、市町村の税金でございます。特に市町村でも非常に均てん的な税金でございます。電気税は、産業用課税の分でございます。これはもう都市的なところばかりでございますが、一般家庭用等も含めまして、これは一般の町村にまで均てんをしておりませぬ。これは一般の町村にまで均てんをして、市町村税取の中でも非常に大きなウェイトを占めるとともに、非常に均てん性があるということ、それからもう一つは、電気の消費のあり方が所得のあり方と御案内のように非常にパラレルな相関関係を持つておる、こういうことから考へますと、やはり平均的な使用水準以上の家庭につきましても、電気の消費に応じまして担税力も持ち得る、こういう考へ方から、市町村の税源を拠出をしていただく、こういうことが妥当ではなからうかと私も考へておるわけでありませぬ。その意味で、家庭用電気に対する電気税を廃止するということとは考へていないわけでございます。

○上林繁次郎君 それでは今後家庭用の電気については課税は行つていく、こういうことですね。まあこの問題については、いまの答えがあつたことについて反論するということについては、いままでも角度で反論もできるけれども、それを言つても時間かたつばかりですから、堂々めくりに言つてしまふような結果に終つておるもので、それ以上言いませんけれども、そこで、これは最後の問題になるのですが、地方税の不動産取得税ですね、これの新築住宅用土地の税の減額——これは減額されますね。で、この規定が入れられた趣旨、わかつて聞かうなことで申しわけないけれども、ひと

つ説明願いたい。

○政府委員(石見隆三君) 先生いままお示しのごさ
いまして、現行の地方税法七十三条の二十
四におきまして、不動産取得税につきまして、宅
建業法によって免許が与えられておきまして、建
物あるいは土地の取引を業といたしておきま
す。宅建業者が新築いたしました住宅に係りま
す。当該用地の取得につきましては、一定の軽減
措置を講じておきまして、一定の軽減
が設けられておきます趣旨と申しますが、その中
身としましては、宅建業法によりまして、宅建業
者とその業務の適正な運営と宅地あるいは建物の
取引の公正を期するという意味で、いろいろな規
制が宅建業者にかけられておきましてございま
す。こういう面にかんがみまして、地方税法にお
きまして、良好な宅地供給を促進するという税
制からのインセンティブを与えるという意味でこ
のような規定が設けられておき次第でございま
す。

○上林繁次郎君 いまおっしゃったことですが、
これはやっぱり建築をする立場の人がいるわけ
ですな、その人のために考えられたことですよ、
言うならば、そうじゃないですか。そのためにい
わゆる減税措置、これがとられるわけでしょう。
いわゆる業者のためじゃないんだ、本当から言う
ならば、だとするならば、特定の業者でなければ
減税されないんだ、減税されないんだという行き
方というのは私はおかしいだろうと思うのです
ね。当然、いまあなたが言ったようなことがきち
んとなるならば、これはだれから買っても、新し
いものであるならば、この法律ができたその趣旨
に基づいて当然これは減税してあげるべきであ
る、こう思うんですが、その辺のところはどうも
すっきりしないと私は思うんですが。その点を
ひとつ見解をはっきりしてください。

○政府委員(石見隆三君) この規定の趣旨は、い
ま先生お示しのごさいまして、宅建業者を
優遇するものではございまして、あくまで土地
の取得を税制面から進めていこうという趣旨であ

りますことはお示しのとおりでございます。とこ
ろで、この規定が宅建業者、いわゆる登録を受け
ました宅建業者から取得されました分につきま
しのみ規定を設けている、優遇措置をとっている
といえますのは、先ほども申し上げましたように、
こういう業者につきましては一定の規制が設けら
れておきます。したがって、地方税法におき
ましても、このような規制を受け、登録を受けて
おります業者から供給されまいわゆる良好な住
宅供給の促進を図るという見地からの優遇措置と
して設けられておきます。お示
しにございまして、宅建業者でなくとも、
だれから取得しても同じではないか、その辺を同
じ扱いにしてはどうかという御指摘につきま
しては、いま申し上げましたような、このねらいが
そういうような優良な宅地の供給を図るという地
方税制面からの優遇措置でございますので、この
ような法的規制を何ら受けておらない方々から取
得した土地につきましては、この軽減措置を広く
てまいるのは、若干問題があるのではないかと
いうふうに考えておきます。

○上林繁次郎君 意地の悪い質問ですけども、
若干問題があるというのはどういう問題があるの
ですか。
○政府委員(石見隆三君) この点につきま
しては、土地といえますものが、非常に通常の場合土
地がよく投機の対象になりやすいわけございま
す。あるいはまた、土地につきましても、その土
地が優良な土地であるかどうかというようなこと
がわれわれ素人には非常に判定しにくい向きがあ
るわけでありまして、たとえば一例を申し上げま
すれば、都市計画画街路に乗っかっておきま
す地というふうなものを知らずに買わされるという
ふうな場合もあり得るわけでありまして、こうい
う面から見ますれば、いま申し上げましたように、
こういう登録を受け、適正な規制を受けておる業
者につきましても、この措置を認めるべきではな
いかというふうに考えておる意味で申し上げた次
第でございまして。

○上林繁次郎君 ですから、そういうような心配
があつてこういうふうにしたんだということにな
る。そこで、その歯とめをかけることができない
んですか。たとえば建築許可証であるとか、そう
いったことでもって、不良建築、不法建築だとか
いろいろなことは規制できるはずですよ。そう
いったものとの絡み合いを自治体はどういうふう
に考えておるんですか。何のために市役所あたり
でそういう業務がなされているのかということに
なるわけですよ。そういうものを防ぐためじゃな
いんですか。

○政府委員(石見隆三君) この点は前段お答え申
し上げましたように、やはり地方税制の面におき
ましての優遇措置をどうとするわけございま
すので、どこかである一定の線を引きまして、何
らかの範囲を定めなければならぬわけございま
す。お説のように、一般のこういう宅建業者で
ない方から土地を取得された場合にも、ある
いは宅建業者から取得された場合にも非常に
類似しておるもの場合によりますればあるかと
思うのでございまして。あるいは場合によりま
すように、あるいは都市計画画街路に乗っかってし
まっておるような土地というふうなものをつかま
されるというふうな事態もまたあり得るわけであ
ります。したがって、こういう地方税法にお
きまして特別な優遇制度を設けます際の一つの手
だてといたしまして、いま申し上げましたように、
やはり宅建業法の規定により適正な登録を受け
あるいは一定官庁からの規制を受けておるという業
者から取得されたものにつきましても措置を設
けるのが適当ではないかというふうに考えてこの
ような措置をとっておきます。

○上林繁次郎君 これ最後です。
大臣にお答え願いたいのですが、いま申し上げ
ている問題は、これはやはり住宅が足りない。土
地もなかなか手に入らぬ。土地が入らないと住宅
が建たない。それを比較的安易にというか、スムー
ズに国民のために進めるためにできたものだらう

と思いませんね。だとするならば、買う方の側とす
れば何の罪もないわけですよ、どういふ土地を買
おうがわからないで買ったというものは、建てた
方が問題なのであって、買う方の側としては何に
もわからないわけなんですからね。ですから、そ
ういふ立場からすれば、私はどういふ状態の立場
の人に対して、新しく購入するといったものに
ついては減税措置をとってしかるべきじゃない
か。そのためにこういう悪いやつがいる——いま
悪い業者の例を挙げておるわけですからね。その
悪い業者をもっとばちとやるだけの措置をとる
ということが大事なことじゃないか。その辺を私
は混同しているというふうに考えるのです。この
点いかがですか。

○政府委員(石見隆三君) 繰り返しの御答弁に
なつてまことに恐縮なんでしょうが、あくま
でこの措置は、冒頭申し上げておきますように、
良好な住宅の供給を促進するという観点から、
地方税法におきましてのインセンティブを与えた
ということと設けておる趣旨でございまして
で、だから譲渡を受けましようとするものは問わ
ないというように扱いたしませんことは、前段申
し上げましたようにいろいろな意味で問題がある
かと思つておきます。私もといたしましては、
いま申し上げましたような観点から、こういうよ
うな一定の法によりまして登録をされ、規制を受
けておきます業者から取得されましたものにつ
いてのみ認めるのが適当であらうし、あるいはこ
ういふ形での良好な土地の供給促進ということも税
制面から促進してまいりたいという観点から設け
ておる趣旨でございまして、直ちにこれを全部に
広げるということにつきましては問題があるので
はないだらうかというふうに考えておる次第で
ございまして。

○國務大臣(福田一君) 上林さんのおっしゃる気
持ちはよくわかるわけなんですけれども、実際に
その場合にどんなものでもというふうにいたしま
すという、業者がつくつたやつを転売——買っ
て、またそれを買つてというふうなときのいろいろ

と

ろなまた悪意のものが入ったりいたしました場合等々も、識別するのに非常に困難ではないかという問題も一部あるようにございます。しかし、私は個人にできるだけ住宅を持たしてやりたいということではできるだけの優遇の措置を講じてやって、何かそういうことで優遇措置が阻害されるようなことはあまり好ましいことではない。何か工夫はないものかという気はいたします。これはまたひとつ勉強してもらいたい。とにかくどんな小さな家でもわが家を持ちたいというのはこれはもうみんなの偽らざる気持ちですから、それはできるだけ達成するようにして、そしてまた一面においては悪い業者あるいは悪い転売をするとか、そういうことを業にしておるような者を利用してないような何か工夫がないかということをもっと研究してはいかかかと思っております。

○上林繁次郎君 そういふふうを言っていただければ結構です。

○神谷信之助君 先ほど大臣の提案理由の説明の中で、住民負担の軽減合理化を図るということをおっしゃって、具体的に住民税の点で課税最低額を四十九年が百一十万円、これを五十年年度百二十一万円に引き上げるといふことを述べられておりますけれども、これで五十年年度の所得割りの納税者数はどれくらいになる見込みか、お答えをいただきたい。

○政府委員(首藤英君) 五十年年度の所得割りの納税者数でございますが、現在の推計では三千万四百万人余りではなからうかと思っております。四十九年が三千万四百万人余りでございますので、ほぼ横ばい、若干の減かなという感じでございます。

○神谷信之助君 次に、五十年年度の四十九年度当初見込みに対する自然増収額ですが、これは道府県民税の自然増収額は三千二百一十億円、それに対して今回の改正による減税額は千五百七十四億円。市町村民税の方は、自然増分が五千九百億円、減税分が二千八百三十二億円。だから、減税分を自然増の方が上回っておるといふ状況であるわけ

です。納税者は横ばいで、しかも取税の方はふえるという状況になっておりますが、これでは減税というよりも増税になっていっているのではないかと思っておりますが、この点いかがですか。

○政府委員(首藤英君) 御指摘のように、五十年年度の現行税制によります自然増見込みは九千四百億円余りでありまして、これに対して四千四百億円の減税をいたしますので、四八%余り、約半分のところを自然増収を減税に持ち出した、こういうふうにかつこうになるわけでございます。これは去年の減税が千七百七十三億でございますが、三〇%足らずの率でございますので、減税の幅としては従前にならぬ非常に大きなものだと考えております。なお、実績でございますが、これは各人の所得がその分だけ上がってまいりますので、これは税収額そのものとしては実績の伸び、これはどうも出てくるわけでございます。また実績の伸びがございませんと、財政需要も当然伸びてくるわけでございますから、それに対応できないわけでございます。私どもとしては自然増収の半分近くを取り戻して住民税の減税に充てた、こういうふうに取り組んでおる次第でございます。

○神谷信之助君 住民税の方は、大体自然増と減税額というものを比較をしてみますと、自然増の大きさに対して減税額というのは常に少ないわけですね。これで昭和三十五年から四十年の五年間で見ましても、自然増は千七百七十三億円、減税の方は二百四十四億円、それから四十年から四十五年の五年間の累計を見ましても、自然増は四千二百八十三億円に対して減税額は五百二十六億円、そういう状況です。これは住民税は、インフレなどによって国民の所得の絶対額がおっしゃるよう

に増大をすると、税率構造が累進をとっておりますから、それだけに税負担が絶対額の面でも大きくなってくるというのには当然だと思っております。だから、実際に本当に減税をするということになるのと、それ以上、そういう度合いに応じて思い切った減税を行わない限り、負担増になっていくというのには当然ではないかという点が一つ考えられ

る。特に先ほどからお話しになっておりますが、所得税の控除最低額と住民税の控除最低額というのは住民税の方が低いわけですから、低所得者層に対する税負担という部分がそれだけ広いわけですね。こういう点を考えると、大分問題があるというように思っております。したがって、そういう点から国民所得の向上とインフレの進行、それに見合ったところの税率の緩和、あるいは課税最低限の引き上げ、こういうのを考える必要があるんじゃないかというように思いますが、この点はいかがですか。

○政府委員(首藤英君) 御説のとおりでございます。インフレ等によります物価の値上がり等の状況でございますか、それに伴いますいわゆる最低生活費ないしは基準生計費とでも申しませうか、こういうものの上昇状況とか、そういうことを勘案をいたしまして、課税最低限の設定等を行って、少なくとも最低生活費に住民税の課税といえども食いつままない、こういううでの課税最低限の設定はぜひいたしたい。その付近は考慮をいたしながら課税最低限の設定をさせていただきます。

○神谷信之助君 そういふ論理からいきますと、できるだけ自治に参加をしてもらう、いわゆる会費的な意味だからという論理からいくと、いわゆる所得税と住民税との最低課税制限の額ですね、課税最低限。これはますます広げていくということになるわけでしょう。現実には昨年の所得税が百五十万に對して、住民税は百一十万、ことしは、今度は百八十万に對して百二十一万というように、その差は四十九万円から五十九万円に十万円

も開いてきていますね。そういう意味も含まれてこの課税最低限の差は開いてきているわけですか。

○政府委員(首藤英君) 二つほど問題があるかと思っております。一つは毎度議論になるわけでございますけれども、国税の所得税と住民税の課税の場合の課税最低限の比較の場合に、御案内のように、住民税は前年所得に対する課税をとっておりますので、今回の百二十一万余りという課税最低限を国税の所得税と比較をいたします場合は、四十九年度の百五十万何がしの課税最低限と比較をしていただく必要があるかと、こういうことが一つ問題点であるわけでございます。

それからもう一点は、両者の税の性格から課税最低限の違いということを当然前提にしておるのなら、今後ともますますこの差が開くのかどうかという御設問でございますが、これは国税の方の課税最低限のあり方、この程度が必ずしもいわずに最低生活費という線に引かれておるわけではございません。先生御案内のように、かなりそれよりは上回った金額になっており、世界各国に比べまして、課税最低限のあり方はむしろ日本が一番高い状況になっておるわけでございます。この所得税のあり方とも相関的な関係を持つものであろうかと考えております。私どもといたしましては、住民税の課税最低限は決して最低生活費に食いつまむようなことがあってはならぬ、こういう考え方は持つておりますので、所得税のあり方いかんによつてはその差が開くこともあり、また縮まることもあり得るのではないかと、このように考えておる次第でございます。

○神谷信之助君 住民税は前年度課税、前年度に対する課税だからという話ですが、仮にそうして考えても、昨年の百五十万と、そしてことしの百二十一万円と比較をしても、二十九万円の開きということになります。ここに一つ、所得税以上住民税が大量課税の様相、性格を示しているというように思いますが、もともとこういう状況になってきたというのには、昭和三十六年以来です

ね。いわゆる所得税額に税率を掛ける方式をとっていたのを、三十七年から現在の状況に変わったと。ですから、それまではそういう乖離というのはなかったけれども、三十七年以降現在のような課税最低限の乖離が始まったというふうに思いますが、そういうこといいですか。

○政府委員(石見隆三君) 従来の住民税の課税方式といたしましては、先生御案内のとおり、五つの課税方式があったわけでありまして、一番負担が重くなりますものとして、所得金額から基礎控除のみを引いたものに直ちに税率を掛けるという方式が一番重い税額としてあらわれてきたわけでありまして、一番軽いと申しますか、簡便な方法としましては、所得税額に一定割合を掛けるという、いわゆるオープンション方式があったわけでありまして、これは昭和三十三年に五つの方式を二つに変えられたわけでありまして、その際、本文方式、ただし書き方式という二つの方式があったわけでありまして、御承知のように、昭和三十三年の改正におきまして、いまのような課税方式が一本化されたわけでございます。

○神谷信之助君 ちょうどいまの、現行の方向に三十六、七年からずつと変化をしてきたわけですね。それはちょうどいゆる高度成長政策を進めていく過程と時期は一緒になっておるわけですね。これはこの間予算委員会などに電気税の非課税措置の問題で議論をしたときも、ちょうどあれも五%条項を決めて、そして大企業に対する減免、非課税措置をとると、大企業だけと言ったならば、なんですけれども、いゆるいまの非課税措置がとられてきておる。こういった経過とちょうど合致しているわけですね。ですから、この点が一つは問題だというふうに思っています。

さらに所得税との比較をしてみますと、給与所得者の住民税の所得税に対する割合、これを見てみますと、たとえば年収五十万円の独身者の場合ですと、所得税に対する住民税の比率を見ますと、三十五年は二九・八%です。四十年になりますと五九・三%になり、四十五年には六二・六%とい

うようになっておる。ですから、所得税に対して住民税の比率がどんどん高くなってきています。それから年収百五十万の夫婦子供三人、この場合は三十五年は二八・七%、四十年になりますと四二%、四十五年は七八・二%になる。ところが、年収一千万円の同じく夫婦子供三人の場合を見ますと、三十五年は二八%です。四十年は二八・五%、四十五年は三五・二%という状況になっておる。これ、所得税と住民税との比較ですね、所得税を分母にして、こういう状況です。ですから、三十五年当時の比較をしますと、所得階層による差というのは非常に小さい。ところが、四十五年になってくると、所得階層による差がうんと大きくなってきておる。これは低所得者に対する住民税の重圧が非常に重くなってきておる、不公正になってきておる一つの指標にもなるんじゃないかと思ふんです。この点ですね、これは大臣もひとつ考えていただきたいと思ふんですが、不正の是正を唱えている三木内閣として、ずつといまの所得税と住民税との比較をとって見ますと、そういう所得階層における差、特に低所得者に対する重圧というものがこのように大きくなってきておるというふうに思ふんですが、この辺についての御見解を聞きたい。

○政府委員(首藤嘉三君) 所得税と住民税を対比していただきますと、ただいま御指摘になりましたことおりの事態があるかと思ふます。しかし、このことは国民として考えてみました場合には、所得に対する課税を所得税と住民税とを合わせましてどの様な状況で負担をするのか、この所得に対する課税の率として、負担率としては両方合わせましたものとして観念をしていただく。その所得に對します所得課税を国と地方がどう分配しておるかという問題になるのではなからうかと思ふわけでございます。その一例といたしましては、先ほど三十七年からの御指摘がございましたが、かつて所得税を一部地方住民税に移譲していただくという様な地方財源増強措置をとったこともあ

るわけでございます。そういう観点から見れば、

個人個人で考えました場合の所得税に対する住民税の比率が高まってくる、こういうことは税源移譲ということによっても起こり得ることでございます。それからもう一つは、低所得者におきますほど所得税よりも住民税の負担が割りと重だた申しますか、この事態は、先ほど御指摘がございましたように、住民税がなるだけ多くの階層に負担をいたしたくという観点からあり得るわけでございます。すし、それから高額所得者につきましては、所得税の方が非常に高率の累進税率を持っておりまして、これは当然所得税として納めていただく方の税額がふえたと、こういうことになるのではなからうかと思ふます。

これを総括しまして国民の所得課税、これを国と地方でどう分けるかという配分の問題ともつながるかと申すわけでございますが、一説にはなるだけ地方の住民税の方は低い所得と申しますか、幅の広い階層からわたりフラットに税収をちょうだいして、国税の方はごく限られた一部の高額所得者からうんと累進税率の高い税で所得税を取得るべきである、こういう考え方の説もあるほどでございます。所得税と住民税との比率が御指摘のようになつておることは、総合的に低所得者に対して税金が高いということにはならないのではなからうかと思ふます。

○神谷信之助君 おっしゃる意味は、先ほど議論になつておった負担分担の原則ですね、という立場からそうおっしゃるんだと思ふんです。しかし問題は、なんででしょう、いゆる低所得者層が非常にやっぱり大きい割合を占めているという状況のところの問題がある。これは先ほどの話で言いますと、課税最低限を引き上げればうんと税収が減っちゃうという様な町村もできるんだという話です。これは私は、それは国の産業政策の結果の問題であつて、それとの関連で考えなければ農村が疲弊をし、破壊をされていくと、だから、全体としては課税最低限を引き上げることができ

ないということでは、これは税の理論から言ってもおかしくなってくるし、逆に言えば、そういう課税最低限を引き上げていっても、農村であろうとそういうところでも、どんどんと納税をする人たちがなくなると生まれてくる、そういう住民がどんどんと生まれてくる、そういう状態を指していかなきやならぬ問題で、それは政策上の問題と関連して私はこの税制は考えなきやならぬ問題だと、こういうふうに思ふんですがね。

そこでもう一つは、個人の住民税の状況を見ますと、大体私が言いましたような状況になってくるわけですね、どうしても。しかし一方、法人の方の住民税の税負担ですが、これは逆の現象が起つておるんじゃないかと思ふんです。先ほど言いましたように、所得税と住民税とを比較をしますが、それと同じように、法人所得に対する法人税と法人住民税の負担の割合を見ますと、三十五年は四三・三%、四十年は三八・八%、四十四年は三五%とだんだん低くなってきておるんですね。法人に対しては、個人の場合の状況とは逆に実質減税になってきておる、そういう状況があらわれておる。

しかも、その中身をさらに細かく分析をしますと、道府県税の全収入を一〇〇とした場合、個人の住民税——個人の県民税は三十六年に六%ですが、四十七年には一五%と倍以上になっておる。ところが、法人の県民税は九%から七%というように逆に低くなってきておる。それから個人の事業税を見ますと、これは三十六年の四%から四十七年は二%というように二%低下をしておる。対して、法人の事業税の方は五〇%から四〇%へ一〇%も低下をするという状況になっておる。こういう状況は市町村税についてその全税収入を一〇〇として見ても、同様の状況があらわれておる。たとえば個人市民税は三十六年の二%から四十七年には三%というように一〇%上昇する。法人市民税は一三%から一三%と、これは変わっていない。固定資産税のうち償却資産を見てみますと、三十六年の一〇%が四十七年も

同じように一〇%。この間、償却資産は膨大な増加をしていますが、それを考慮すれば実質的な減税がやられているということになります。

こういふように、個人の負担については増加をしておりますが、法人の負担については逆に減ってきている。個人住民税の場合は負担分任の原則だといふことで所得税の失格者に対しても課税をする。そして広く参加をしてもらうというようにおっしゃる。そして均等割で全住民に課税をするようになっているわけですが、企業に対してはいろいろな形の軽減措置をやっている。そしてこういう状況が生まれてきていると思うのですが、この点について、これは不正だといふようにお考えにならないのか、この点についての改善の措置をする必要があるといふふうにお考えにならないのか、この点についてお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(眞藤勇) ただいま、個人関係の税と法人関係の税の構成比を例にとりましていろいろ御指摘をいただいたわけでございます。これは法人関係の税が、一つは累進税率構造をとっております。のに対して、個人関係の税が累進構造を持っておりますために、税の弾性値がかなり高いという問題もございまして、さらに個人の所得の基準年度からの増加の状況等とも非常に関連を持ちますので、そういう比率も出てこようかと思ひのでございまして。

それからもう一点は、これも三十五年基準で考へていただきました場合と、たとえば四十一年度あたりを基準にして考へていただきました場合とのあり方でも、かなりの相違があるわけでございます。たとえば単純な例示を申し上げますが、地方税の伸び率等を見ても、四十一年度基準では、法人をあらまし分けますと、四十一年度基準では、個人は五・三倍で法人は六倍といふように、この場合は法人の方がよけい伸びていると、こういう事態も出得るのでございまして。途中で税制の改正等もあつておりますし、また所得の伸び率等の変化もございまして、税の累進構造からきます弾性値の問題等もあつたので、一概に個人

に重く法人に軽く、こういうことには必ずしもならない。もう少しいろいろ検討してみる必要があるかと思つております。

○神谷信之助君 いろいろの要素も重なつて、またどの年次をとつて比較するかによつてもおっしゃる通りに違つていふ。しかし、いずれにしても、ずっと見てみますと、たとえばいまおっしゃつたように、仕組みの点でも累進のとり方が個人と法人では大分違つてきています。ですから、そういう仕組みそのものに私は改善をしなければならぬ問題が一つはあるんじゃないか。だから、おっしゃる通りに、個人の住民税については広くと言ひながら、片一方はやっぱり能力のあるそういう企業に対しては、それなりのものをちゃんと納税をしてもらうといふようなことは考えなきやならぬと思ひます。

その中で、これは何遍も問題にしてありますが、例の租税特別措置に基づく特種的な減免税の問題です。これは御承知のように輸出の振興、それから技術の振興、設備の近代化あるいは内部留保の充実、社会開発の促進、こういふことを理由にして特種的な減免税措置、これをなされておりましたが、法人税の減免税の額を見ますと、三十五年は五百六十一億円、四十年が千二百二十五億円、それから四十五年は二千八百八十七億円、大体五年ごとを見ても倍以上にそれぞれふえてきています。これが一つは法人住民税あるいは法人事業税に直接の税収減となつて響いてきていふことははつきりして思ひます。

そこで、この国の租税特別措置の影響による地方税の減収、これと地方税自身の非課税措置による減収額、これは御承知のように四十五年に二千六百八十億円だったのが四十九年には三千四百九十四億円と増加をしております。こういう問題ですね。これをやっぱり解決をしなければならぬといふように私は思ひます。これでひとつ大臣にお伺ひしますが、衆議院の予算委員会でもわが党の林議員がこの問題で質問しました。福田副総理の方からも、これについてはひとつケース・バイ・

ケースで洗つてみて、国の減免措置が地方の税収の減につながるようなものについて遮断できる方法はないかどうか、ケース・バイ・ケースでひとつ検討する、見直してみるといふように答へておられますが、この点について、当の自治大臣としてこれを進めていくお考えあるいは決意といつたものをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(福田一君) 衆議院でもそういう御質問がありまして、ただいま御指摘のような副総理からお話がありました。私は高度成長といふものをやるためにある程度の法人に対する減免措置が行われたことは事実だと思ひます。しかし、これからはそういうようなときはございませぬから、ものによつては洗い直して、私はこれを何といひますか、そういう恩恵的なものか、特に事業を育てていくといふことが適当なものか、そうでないものに分けることも必要であるし、これまた中小企業などになりますといふと、そういう特権を与えておきませぬといふと、いまの段階では、たとえば機械設備などについての減免などというものはよく考へてやらぬと困る場合もあります。だから、ものによつてこれは考え直さねばいけません。いんじやないか、洗い直すのはものによつて、こういう考へ方で臨んでいきたいと思つております。

○神谷信之助君 ところで、二、三具体的にこの点で細かく分析をしてみたいと思ひます。その恩恵を受けているといふことが明らかじやないか。たとえば例の資本蓄積の是正に関する措置があります。これは資本金一億円以上の会社に限つて適用されるということになっていふ。あるいは合併の助成に関する措置は、世間で日産・プリンスの合併が始まつて八幡・富士の合併に終わると言われていましたように、そういう資本集中、そのための特恵の、特別の恩恵的な措置であつたことは事実だと思ひます。

それから国税庁の「法人企業の実態」によりまして、四十二年度の租税特別措置の適用状況があらわれます。それを見ますと、資本金が一千万円未満

の企業といふのは日本の全企業の九二・四%を占めていふ。ところが、この特別措置の適用は一体どうかといふと、所得についての特別措置はそのうち二〇・九%です。価格変動準備金については一四・四%、貸し倒れ引当金は一一%、退職給付引当金は三・三%、それから特別償却の特別措置は一三・六%の企業しか適用されていふ。これが資本金一千万円以上一億円未満の企業について見ますと、その企業数は全企業の六・八%ですが、その中で所得についての措置は一七・九%、それから価格変動準備金については一六・五%あるいは貸し倒れ引当金については一二・三%、それから退職給付引当金は七・九%、それから資本金一億円以上について見ますと、企業数は日本の全企業の中でわずか〇・七六%です。その中で所得についての措置を適用されているのが六一・一%、うんとふえてまいります。価格変動準備金についても今度は六九・〇%、それから貸し倒れ引当金も七六・六%、それから退職給付引当金もこれは八八・九%であります。それから特別償却については特別措置が六五・四%。こういうように、資本金が大きくなればなるほど、この特別措置の適用を受ける企業といふのがふえる、こういう仕組みになってきています。

さらに、この価格変動準備金や退職給付引当金あるいは貸し倒れ引当金、それから特別償却、受取配当なんかを所得に加えた法人の実効税率を計算してみますと、資本金の百万円未満で三六・一%です。それから五百万円までの資本金のところでは四〇・四%、五千万円以上一億円未満で四二・一%、五十億円以上の資本金百億円未満で四〇・七%、百億円以上になると三八・九%、実効税率を見てみますといわゆる逆累進になってきています。

こういうことで、資本の集積と集中を高成長のもとで一層強化をするといふ税の措置をとつてこられた。これが地方税収入にも非常に大きな影響を与えてきたことは先ほど述べたとおりですが、

こういう点、具体的な一つの事例を出しましたが、自治省としても、これを地方税に影響を及ぼさないように遮断する方法を考えていく、これが非常に大事な点になってきているのじゃないかと思えますが、そういう点をひとつ進めていく、あるいは研究をさらにして、国会で答弁をされる、副総理やまた自治大臣のそういう答弁を實際に実現をしていただきたいと思うんですが、その点についてのお考えをさらにお聞きしたいと思います。

○國務大臣(福田一君) いま御提示になりました問題は、これまでの間どうしてそうなっておるかと言えば、一つは、輸出振興ということで、輸出をする場合に、その会社が何か事故でも起きた場合に非常な信用を落とすということもありまして、それからまた何と云ってもやはり海外で安くいい品物を出すという意味で、いわゆる輸出を振興するというような意味が相当含まれておるような税制が行われておったと私は思っております。またたとえ、いまあなたが申し上げた日産とプリンスの合併などにいたしても、これはしかし、自動車業界というものをどういふふうに編成するか。これも輸出にもちろん関係がありますけれども、国内で余り乱立しておるのもおもしろくないというような意味もあって、そういう場合にはひとつ合併をさせた方がいいのではないかという制度で税制の問題が一つ考えられたことともございます。

でありますから、私は自分が通産大臣をやっていた時分に、特定産業振興法というのをつくって、そして輸出を振興しよう。その時分は、これはかつて申し上げたかもしれませんが、わづかに二十億ドルぐらいの外貨が日本にございませんでした。三十八年から九年にかけてまだそうだった。それを何としても外貨を獲得せねばいかぬという考え方で、輸出振興というところに産業の重点を置いていったから、いま言ったような税制が行われ、それがいまま今残っておるものが多いと思うのであります。

でありますから、今後の問題としては、ものによつてそれは洗い直して是正をしていくということとは、これは結構なことだと思つておりました。そういうものが地方の財政に悪影響を与えないようにしていくということも、その税その税によつてやはり考えていかなければならない。やはり、まだしばらくは続けていかなければならぬものも私はあり得ると思つておられます。しかし、もうこの段階では何とか直すべきであるということであれば、これはわれわれとしても当然見直しをしなければならぬ、かような考え方でおるわけでありませぬ。あなたが御指摘になりました数字の問題は、こういうことを見る上での一つの重要な資料にはなると思つておられますが、われわれとしてもそういう点も考えながら、そういう数字を十分に見ながら問題の解決に資していかなければならぬかと思つておられます。

○神谷信之助君 今日までの高成長政策といいますが、あるいはいま大臣のおっしゃるような輸出振興策、そういうために、合併に当たつての恩恵的な措置なり、あるいは特別の償却措置を見てやるとか、いろいろな措置をとつてきているのですね。しかし、この三木内閣になつて、総理自身も国会で明らかにされているように、たとえ非常に破壊をされてきた日本の農業経済、国民の食糧の自給率を高める、こういった問題を進めるのだとおっしゃるし、あるいは社会的公正を是正をするために福祉政策をもっと重視をするというようにおっしゃる。そうすると、税の面でもあるいは税負担の措置についても、こういったことを實際にやれば、いままで大企業にやつてきたようなことを、今度は農業経済を振興し、食糧自給策をとるために、そういう面でも配慮をする、あるいは日本の経済の土台を支えている中小企業に対して、大企業に与えてきたと今度は逆に、中小企業に対してそういう措置を考えていくとか、あるいは勤労している勤労国民に対する税負担というものを軽減しながら、そのインフレや不況に負けない、耐えることのできる生計力といひますか、

生活力というものを培養していくというふうな面は、税だけではもちろんありません。総合的に考えなければならぬけれども、税の面でもやれば私は考えなければならぬというふうに思つておられます。ところが、まあそれで福祉を充実するというところは、それは高福祉、高負担、そのためには負担も高くなるのはやむを得ないとおっしゃるけれども、私は、そうではないに、いままでのそういう国際経済との関連も含めまして、日本の生産性を高める、こういう必要からとつてこられたいろいろな措置というものを、今度は国民の生活を高め、日本の経済を、特に農業を土台にした日本の経済、中小企業を育てていくという観点から改めていくということが非常に大事なことじゃないか。そういう中で初めて高福祉の政策も実際に進めていくことができるんじゃないかと思つておられます。この点、ちょうどいま経済社会基本計画を今日の日経済情勢の変化に伴つて改定の作業をやつておられるわけですから、こういった点、国民にさらに高い負担を求めるのじゃないに、いままでの仕組みそのものについて再検討していくという立場から、ひとつ勇気を持ってやつていく必要があるというふうに思つておられます。この点についての御見解を再度お聞きしたいと思います。

○國務大臣(福田一君) 私たちは見直しということとはやらにやいけませんけれども、しかし、いまあなたもおっしゃつたように、経済の問題というのは一面だけ見てやつていくわけにいきません。たとえば為替の問題あるいはオイルダラーの問題等々を考へてみても、今日の円の価値というものはある程度高まってきておる。まあ、一時よりは高まったということになりますと、それだけ輸出は悪影響を受けるわけでありませぬ。輸出が悪影響を受けて、そういうようなところから税収が非常に減つてくるというふうなことになつたのでは、私はとても福祉政策などというものは進めていくわけにはいかなないわけですから、私が申し上げておることはこれは一例でございますけれども、経済を見る場合には税の問題も非常に大事であるわけ

れども、たとえば金融問題あるいは為替の問題、国際情勢等々をみんな総合的に考えながら、悪影響がないように処理をしていかなければならぬ。しかし、その段階において、いまあなたが申し上げたような、いままでの高度成長のときにやつてきた措置のうちで、今日そういうような問題を考へてみても処理が——撤廃をしたり、あるいは方向を変えていくことができるというものが私はやはりあり得るだらうと思つて、そういう意味ではやつていかなきゃならないと思つておられます。でありますから、経済は生き物でございますから、私たちが——しかも日本は輸出によつて立つておるんですから、この輸出が非常に減るというふうなことであつてはこれまた大変でございますから、そこらも一つの大きなめどにしておかなければいけません。いま輸出については案外まだ大丈夫だらう、大丈夫だらうという樂觀論もあります。實際言つて、これは日本の——私はここでそんなことを言つておしかりを受けるかもしれないが、日本の商社というのは大したものなんです。これはもうえらゐすばらしい力を日本に与えているわけなんです。日本の商社マンが海外へ行つて、だれも行かないようなところに入つて、そして販路を拡張しているような姿をわれわれはよく見ることがありますが、私は商社の悪い面ばかりが指摘されて、そしていい面が案外ネグレクトされていることはやはり考へてみなければいけないかと思つておられます。もちろん、買占めをやつたりしたようなことはこれはもう絶対いけません。これはわれわれはもう何としても認めるわけにはいきませんけれども、でありますから、全部を見ながら見直しをしていくということ、特別措置がこゝで全部が悪いんだ、だからすぐ直せ、こういうことに直接つながるのではなくて、経済全体の動きを見ながら、しかもいままでやつてきた面では是正すべきものがあればこれを是正していく、こういうのが私は副総理があつた席で述べた気持ちであると、私は聞いておつて実は理解しておつたわけでございます。しか

し、あなたがおっしゃる気持ちも私は決して理解できないわけではございません。そういう意味で、もう一遍農業との関係あるいはその他の関係等々もよく見直しながら、今後の政策を立案するに当たっては、いま言ったような、いまあなたが言われたような問題も十分頭の中へ入れて、そして政策立案をしていかなければならない、かように考えております。

○神谷信之助君 大臣、経済の問題を考える場合一面的になつてはいかぬとおっしゃっているんですが、私は、今日まで一面的過ぎた面、これがやっぱり石油ショックを引き起こしたり、あのインフレを引き起こしたり、あるいは食糧の自給率を低下させるといふことにもつながってきている。ですから、われわれも一切大企業あるいは生産を止めさせないというふうなことは言っていない。問題は、全体の日本の財力といふこと、あるいは富といふこと、その使い方といふことを、いままでのように大企業中心でなしに——大企業にももちろん回して生産力も高めにいけません、同時に日本の農業なり、中小企業なり、あるいは国民生活、社会福祉の充実といふところにもっと回すように割合を変えていく、そういう方向を考える必要があるという意味で言っているわけなんです。

そこで、もう時間ありませんから次の問題に移りますが、道路公団の高速自動車道路とそれに対する固定資産課税の問題についてお伺いしておきたいと思つておられます。日本道路公団の高速自動車道路は、これは固定資産課税の非課税措置の対象になつてはいるんですが、その根拠はどこにあるわけですか。

○政府委員(首藤義君) 地方税法の三百四十八条の第二項第五号でございますが、これに固定資産税の非課税が規定をされておるのでございまして、この五号には、公共の用に供する道路といふものは固定資産税がかからない、こういうふうなところになっておるわけでございます。

ところで、御指摘の日本道路公団が建設をいた

します有料道路でございますが、これは当時の解釈によりまして、道路整備特別措置法の第三条第二項でございますが、これに基づきまして料金徴収の期間が定められておるとか、あるいはその期間は、道路の新設または改築のための費用を償却をすることができましてしまえばそれまでであつて、その後は公共のものとして無料で公開をするとか、こういうような規定がございまして、他の有料道路とは違って、日本道路公団が建設する有料道路は、いま申し上げました地方税法の「公共の用に供する道路」これに当たると、こういう解釈が従来からなされておつたのでございまして、したがつて非課税とされておりました。

○神谷信之助君 その問題についてはまた後で触れますが、次に、道路公団のあの道路のサービスエリアとか、それから高速道路の高架下をガレージや倉庫に使つておられる場合です。これは課税対象になるのかどうか、いかがですか。

○政府委員(首藤義君) ただいま申し上げましたように、「公共の用に供する道路」、これが非課税であるわけでございますが、そのほかは問題がいろいろあり得るわけでありまして、たとえば、たゞえば、御指摘の、有料道路が二階建てになつておつて、その下の敷地、これはなるほど道路敷地ではございませんが、また倉庫とかそのほか貸すことによつてその敷地にもなつておられるわけでございますから、これは当然課税の対象になり得ると考えますし、またサービスエリアにおきましても、通常サービスエリアも道路そのものの敷地に入る部分もございまして、サービスエリアの一部をたとえばレストハウス等に賃貸をする、こういうふうなところになつてまいりまして、これは公共の道路以外の目的にも使うことになりまして、当然課税の対象に相なつてまいります。

ただ、その課税の場合に、道路の敷地と貸してある倉庫の敷地等の兼用のかつこうになつておりますから、これをどういう軽減の措置をとるか、これはその実態に応じていろいろ考えなければならぬ、こう思つております。

○神谷信之助君 そこで、九州縦貫道のサービスエリアですが、レストハウスや休憩場について鹿児島県の始良町が課税をしたところ、固定資産税一期分だけ納入をしたけれども、あと拒否をした、そういう事件が起こつていますが、ひとつその内容を説明してもらいたいということなんです。

○政府委員(首藤義君) お尋ねの鹿児島県始良町の件でございますが、御指摘のとおりそういう問題がございまして、これは道路公団のサービスエリアの土地を有償で借り受けまして、レストハウスをつつたのであります。このレストハウスにつきましては現地において課税上の問題が起りました、最初に課税をいたしたのでありますが、その次から若干のトラブルが起つた、こういうことでございます。

しかし、こういった点につきましては、先ほど申し上げましたように、道路下の倉庫用地であるとか、あるいはサービスエリアのレストハウスの用地であるとか、こういうものは課税ができるという立場を私どもも持っておりますので、その旨指導もいたしておりますし、やがて解決を見るものと、このように考えております。

○神谷信之助君 この問題について、建設省あるいは道路公団の方では一体どういふようにお考えか、お答えいただきたい。

○説明員(加瀬正蔵君) 高速道路におきます占用の施設でございますが、これにつきましては、従来から施設分は占用者が負担してこれは税金を払つておられますが、その敷地部分が問題になつておるわけでございます。その敷地についての税金は、これは公団が払うわけでございますが、その課税の問題について、現在課税の対象範囲、あるいは評価問題、こういう問題については自治省と御相談をしております。

具体的には始良町の問題につきましては、レストハウスといふんですが、私も休憩所といふふうな理解しておりますが、休憩所の敷地についての課税のみでなく、範囲についてやや問題がないわけ

でもないというふうなことから、若干のトラブルがあったやに聞いておりますが、近く解決するといふうまいに理解しております。

○神谷信之助君 そうすると、建設省の方は課税対象であるということはお認めになつておられるわけですか。

○説明員(加瀬正蔵君) そういうことを、全体を含めまして現在自治省と協議中でございます。

○神谷信之助君 そうすると、建設省の方では、課税対象にはならないという見解も持つておられるということですか、いまでも、ちょっと建設省の方に。

○説明員(加瀬正蔵君) 現在交渉中といひますか、協議中の段階でございますので、これはちょっと断定的に申し上げるわけにはいかないわけでございますが、占用をさせておる施設の敷地で占用料を取つておるといふようなものについては、課税の対象となり得るかといふうまいに考えております。

○神谷信之助君 自治省の方の見解は、この問題についてはどうなんですか。

○政府委員(首藤義君) 先ほどから申し上げておりますように、道路用地として買収したりしたものでございまして、これを有料で貸し付けるといふような措置をとつておられます場合には、これは道路用地でありまして、同時に、貸付をいたす他の目的に使つておる土地でございまして、その分として課税の対象になる、このように考えておるわけでありまして。

○神谷信之助君 これは地方税法の先ほどの三百四十八条の第三項ですね、この目的外使用になつておるわけですか、私は当然課税対象になるんじゃないかというふうに思つておるんです。この点建設省の側と若干意見の相違があるようですが、大臣、これもひとつ、これは現地の場合は、公団が、鹿児島交通と林田交通にそれぞれ月百三十万円ですか、この使用料で貸し付けておるに営業をされておるわけですから、こういった点から言ひましても当然のことだといふように思つておるんで、いまま

自治省はそういう指導をされているという話ですが、ひとつはつきりさしてもらいたいというふうに思っています。

○国務大臣(福田一君) 私は、この課税の問題は、われわれ何も反対しているわけじゃない。建設省ともよく話をつけて、そして処置をするようにしたいと思っております。

○神谷信之助君 次に、高速道路そのものについての問題ですが、御承知の吹田市とか大阪府の市長会、さらには百九十七市が集まって、協議会ですか、高速自動車国道通過市議会協議会、こういうところが非課税措置を不当としていろいろと訴えておられます。これらの主張の要点をひとつ説明してもらいたいというふうに思います。

○政府委員(首藤義君) 先ほど申し上げましたように、日本道路公団の持つております有料道路は、料金は取っておりますが、その料金徴収の期間が決められておるとか、減価を償却すれば無料で公開するとか、それから道路そのものが国道あるいは府県道そのものであるとか、こういう特別の事情のある特別法に基づいたものでありますから、公共の道路だと、こういう認定をして非課税にいたしておったのでございますが、最近、当初のスタートより若干事態が違つてまいりましたのは、料金の取り方の年限が、いわゆるプール制というものが採用されて、現在のところ、十一路線について料金プール制、これを採用いたしました結果、料金を取ります期間が、従前ですと、たとえば十八年というようにわり短かかったのでございますが、四十一年というようにかなり長い年限になる。こう長く料金を取られるのでは、国鉄の線路であるとか、そういうもの之余り変わりがないんじゃないか、したがって、課税をさしてもらってもいいのじゃないかというのが各市の主張、このように承つておるわけでありませう。

○神谷信之助君 四十七年の道路整備特別措置法が改正されるまでは先ほどおっしゃったような状況だった。ところが、それが改正されて、プール制になって有料期間がずっと延長されるよ

うになったのですが、建設省にお伺いしますが、四十七年の改正でプール制になって、そういう方式になって期間が延長されたわけですが、現在の工事の施行区間四千八百六十六キロメートルですか、これの償却終了時期、すなわち有料期間の終了時期というのは昭和何年になったわけですか。

○説明員(山根孟君) 昭和八十二年と推算いたしております。

○神谷信之助君 それで、さらに現在の建設予定路線、これを加えますと総延長が七千六百キロになるんですが、これはいつから工事にかかるかわからぬということになりますか、これらも逐次施行に入っていくということになるわけでしょうか。そうすると、またこの期間は延長されるといふことになるように思いますが、そういうことではないんですか。

○説明員(山根孟君) 先生御指摘の七千六百キロメートルでございますが、これは国土開発幹線自動車道建設法の実行予定路線になっておるものでございます。現在日本道路公団が建設ないし管理をいたしております区間は、先ほど御指摘のありましたような四千八百六十六キロでございます。現在この四千八百六十六キロメートルに対して先ほど申し上げたました償却期間になる、こういうことを申し上げたわけでありませう。今後どういふか、いかにこれを進めていくかという点については、現在調査中でありませうし、計画線が確定してないものもあるわけでありませう。したがって、しかもこの着工の時期その他は今後の問題でありませうので、試算はいたしておらないのであります。しかしながら、この新しい路線を取り組んでいくというときの基本的な考え方としましては、四十七年三月に、つまりこのプール制を導入いたしますときに、道路審議会が数年間にわたりますいろいろな御審議をいただきました。この答申にありませうように、おおむね三十年間となるような料金の設定、路線の取り組み方ということがあります。われわれとしましては、こういふことを前提にいたしまして今後取り組んでいくことになる

うかと思っておりますので、この償却期間がこれよりも大幅に延びるということは実は考えておりませう。大体ここを中心にしたしまして、若干のプラス・マイナスはあるかと思ひますが、大体この辺でおさまるのではないかといいたいと考えております。

○神谷信之助君 そこで大臣、最後にお伺いしたいと思ふんですが、いわゆる四十七年の道路整備特別措置法が改正されるまでは、たとえば名神高速道路の有料期間というのは昭和六十八年までだったんですね。ところが、そのとき道路整備法が改正されてプール制になったために、昭和八十二年まで有料期間が延長されたわけなんです。それで、これは今後道路公団を解散してもう有料の高速道路はつくらぬということになれば別ですけれども、さらにまた続けられるということになっていきますと、この昭和八十二年という期間も、プール制ですから新しくまたふえればまた延びていくわけですね。そういう仕組みになってきているわけですか。ですから、当初税務局長がお話になったように、公共のための道路で、たとえ有料であっても、それは償却のための一定の期間が決まっているんだから、有料であっても公共の間の道路だという解釈をなさって、昭和三十三年なり三十六年にそういう行政実例が出されていまして、ところが、いまの、そういうプール制になっています。ところが、いまの状況が生まれているんじゃないかと思ふんです。現に吹田市では名神、それから中

国線貫道、それから近畿自動車道、これが全部錯綜しているんですね、吹田市は、そうすると、占有面積は六十三万四千平米です。もしこれに固定資産税をかければ、推定収税は約一億四千万円になります。また、こういうインフラ・チェンジその他ができませんと、それに伴つて交通渋滞、騒音、排ガス対策、それから救急業務は市町村が受け持たなきゃならぬ、こういうことで財政需要は増大をしていく。財政難に悩んでいる自治体にとっては大変な問題になってきているというのが今日の事情になつてきていると思ふんですね。ですから、さ

きの、そういう意味のプール計算で事情も変わつたわけですから、私は一つは課税対象にする必要があるのじゃないかということも含めて、たとえば国鉄なんかや公社のような納付金制度にするとかいう方法もあるでしょう。いろんな方法も考えられると思ふんですが、それらも含めてひとつ再検討をされる御意思があるかどうか、最後にお伺いしたいと思ふんです。

○国務大臣(福田一君) これは私も一理屈あるというか、気持ちにはわかるのでありまして、とにかくある一定の期間をつくつて、それが全部経費を支払った際には国道にしてしまふという条件にして最初スタートしたのが、それが一応済んでしまつても、何年たつてもプール計算ですつとやつていられるというのは最初の約束と違ひますから、私は法律論がどうなるかは別として、納付金を公団から出す形にしてみたいという、あるいはどういふ形がいいのか、それは私はわかりませんが、これは一遍研究しなけりゃいかぬということ、実は建設省とはまだ話していませんけれども、公団にはちょっと私は、それは考えた方がいいぞ、建設省ともよく相談したらどうかということを言つておつたわけなんです。だから、それはこれからやる分について、これは絶対にもうしばらくの間は、十年なり二十年、三十年はだめですということになっていなければいけません。最初約束したのが約束が違つたんじゃないかという形は、やっぱりちょっと、いかに法律で直したとか

を得ないと私は思つております。だがしかし、どの程度にどうしたらいいかということは、これらの課題として建設省や公団で研究してもらつてはどうかと、こう思つておるわけですが、したがって、いまここでどうする、こうするということはいえませぬ。

○委員長(原文兵衛君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。本日はこれにて散会いたします。午後五時十分散会

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第四条まで、第七条の二、第八条及び第八条の四」を「第五条まで、第十一条から第十二条まで及び第十二条の四」に改める。

第二条の三第八項中「規定する者」の下に「(以下「沖繩の組合員であつた者」という。)」を加える。

第二条の五第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。(昭和五十年度における昭和四十五年三月以前)の地方公務員共済組合の年金の額の改定)第二条の六 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等の

うち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金額の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額(仮定新法の給料年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき給料年額を求め、その給料年額を基礎として第一条から第二条の四までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみなされた額を算定し、その額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額より少ないときは、その乗じて得た額)に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金額の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前項中「一・二九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を、それぞれ当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(四十二年)に達しているものに係る年金 四十二年

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものである(イ)に掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(三十一万五千円)に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものである(イ)に掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(三十一万五千円)に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ニ 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(四十二年)に達しているものに係る年金 四十二年

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものである(イ)に掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(三十一万五千円)に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(三十一万五千円)に達しているもの 三十一万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のものである(イ)に掲げる年金を除く。並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(三十一万五千円)に達しているもの 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万五千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受取る者(六十五歳未満の者に限る)が六十五歳に達したとき(遺族年金を受取る妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

5 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて、第二項から前項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

7 沖繩の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(三十一万五千円)に達しているもの 三十一万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のものである(イ)に掲げる年金を除く。並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(三十一万五千円)に達しているもの 三十一万五千円

昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては昭和五十年八月分以後、同年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては昭和五十一年一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三条の二第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十年年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第三条の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超えた場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。
この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 沖繩の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第四条第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条第三項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、「退職に係る年金」の下に「(第五項の規定の適用を受ける年金を除く。)」を加え、同条第五項中「及び施行法第三百二十二条の二第一項第三号に規定する沖繩の組合員であつた者」を「並びに沖繩の組合員であつた者」に、「退職に係るものについては」を「退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては」に改める。

第十三条中「第九条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。
第十二条中「第十条」を「第十四条」に、「第十一条」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。
第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とする。

第九条第二項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十三条とする。
第八条の四第一項中「第八各第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第八各第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の四とする。

第八条の三第一項及び第二項中「第八各第一項」を「第十二条第一項」に、「第八各第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第三項中「第八各第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の三とする。
第八条の二を第十二条の二とし、第八条を第八条とする。

第十二条とする。
第七条の二第一項中「遺族年金」の下に「(以下「新法の規定による地方議会議員の退職年金等」という。)」を加え、「以下この項において同じ」として「以下同じ」に改め、「一百万」として「(以下「昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額」という。)」を加え、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十年年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十一条の二 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和四十五年四月三十日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四百二十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十五年五月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたらば同年五月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定められた標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該地方議会議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に一・六を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第六十一条第二項又は第六十二条第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
3 施行法第四百二十二条の三第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十五年四月三十日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前

二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。
第七条を第十条とする。
第六条第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六条の二第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七条第一項の場合」と、「前項第二号」とあるのは「第七条第一項第二号」と、「前項第三号」とあるのは「第七条第一項第三号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。
第六条第三項中「係るもの」の下に「及び沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるものうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。
(昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第七条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- 一 二十四万円
- 二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に

一・二九三を乗じて得た額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

に相当する金額に二百四十を乗じて得た額は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同

2 第六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同

2 第六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同

「前項に」とあるのは「第七條の二第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第七條の二第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七條の二第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七條の二第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替へるものとする。

3 沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日以前に現に支給されているものについては、同年八月一日以後に支給されたものにあつては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

3 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

3 沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日以前に現に支給されているものについては、同年八月一日以後に支給されたものにあつては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十年四月における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定）
第八条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

（端数計算）
第九条 第二条の六、第三条の三、第四条の二、第五条、第六条の三及び前二条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

一 二十四万円
二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料に一・二九三を乗じて得た額をいう。の千分の十

第五条の二第二項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条を第六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

2 前項の場合において、その者に係る第二号

る。

7 前項の規定の適用を受ける年金(昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものに限る。)については、昭和五十一年一月分(その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第三項から第五項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第五條第一項中「(以下「新法の規定による通算退職年金」という。)」を削り、同条を第六條とする。

第四條の次に次の二條を加える。

(昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第四條の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第四項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十年八月分以後、その額を、前條第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二條の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日に

おいて現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

4 前條第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年年度における昭和四十八年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第五條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該年金の額(その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十四條第二項若しくは施行法第二條第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七條第三項若しくは第二條第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定

する。

2 第二條の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第二條の六第三項及び第四項の規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものうち昭和四十九年四月一日以後の退職に係る年金(第五項の規定の適用を受ける年金を除く。)の額の改定について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日以後の退職に係るものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

5 沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるもののうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一條、第一條の二關係)」に改める。
別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一條の二關係)」に改める。
別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第二條關係)」に改める。
別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第二條の二關係)」に改める。
別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六(第二條の二關係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第一條、第十二條關係)」に改める。
別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二(第一條、第一條の二、第十二條關係)」に改める。
別表第二の三中「別表第二の三」を「別表第二の三(第一條の二、第十二條關係)」に改める。
別表第二の四中「別表第二の四」を「別表第二の四(第二條、第十二條の二關係)」に改める。
別表第二の五中「別表第二の五」を「別表第二の五(第二條の二、第十二條の三關係)」に改める。
別表第二の六中「別表第二の六」を「別表第二の六(第二條の二、第十二條の三關係)」に改める。
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第一條關係)」に改める。
別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二(第一條關係)」に改める。
別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二條の三、第十二條の四關係)」に改める。
別表第五中「別表第五」を「別表第五(第二條の五、第二條の六、第六條の三關係)」に改め、同表の次に次の一表を加える。
別表第六(第二條の六、第六條の三關係)

退職の時期	率
昭和三十七年十二月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・三三八

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・三二九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・三二二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・三〇三

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第五項中「減額退職年金の額とする。」の下に「のうち第七十八条の二第一項第二号に係る額」を、「乗じて得た額」の下に「と当該改定前の減額退職年金の額のうち同項第一号に係る額との合算額」を加える。

第八十八条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第九十条の次に次の一条を加える。
第九十条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第九十条第三項及び第九十条第四項中「二十四万五千円」を「三十一万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「昭和四十一年六月三十日」を「昭和四十五年六月三十日」に改め、「在職した者」の下に「(沖縄の教育区に在職した者のうち、これに相当する者として政令で定める者を含む。)」を加え、同条第八項を次のように改め

る。

8 前二項の規定は、公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第四百七十七号)若しくは公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第五百四十四号)の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者若しくはその遺族又は公務員退職年金法(千九百六十五年立法第百号)の規定による年金たる給付を受ける権利を有する者については、適用しない。

第三条第九項中「昭和二十年九月三日前」を「昭和十九年四月一日前に給付事由が生じた樺太にあつた市町村の退職年金条例の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付で政令で定めるもの及び昭和二十年九月三日前」に、「樺太の退職料等」というを「樺太の退職料等」と総称する」に改める。

第三条の三第一項第二号中「昭和四十八年法律第六十号」を「昭和五十年法律第 号」に改め、同項第五号中「昭和四十九年法律第九十三号」を「昭和五十年法律第 号」に改める。

第七条第一項第四号中「第十条第四号」を「第十条第一項第四号」に改め、同項第五号中「第十条第六号」を「第十条第一項第六号」に改める。

第十条に次の三項を加える。
2 新法第七十八条第一項、前二条又は前項の規定に該当しない更新組合員のうち、学校給食に関する単純な業務その他の地方公共団体の事務に相当するものとして政令で定める特定の事務に従事していた者(地方公共団体の財政

上の理由その他政令で定める理由により職員となることなく当該特定の事務に従事し、かつ、その者の当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当していた者に限る。以下この項及び次項において「特定事務従事者」という。であつたもので引き続いて職員となつたもの又は更新組合員以外の者(新法第七十八条第一項の規定に該当しない者に限る。)のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となつたもの(これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、昭和五十年八月一日において組合員である者に限る。)が同月一日から昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続き当該特定事務従事者であつた期間から十二月を控除した期間を算入するとならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 更新組合員以外の者のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となつたもの(前項の規定の適用を受ける者に限る。)に係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、その者を更新組合員とみなす。
4 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用については必要な事項は、政令で定める。
第十一条第七項中「こえる」を「超える」に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第十一項中「前項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。
11 八十歳以上の更新組合員が退職した場合に

において、第七条第一項第一号又は第二号の期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の二)」と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」とする。
第十一条に次の一項を加える。

13 新法第七十八条第一項又は前三条の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第十項各号に掲げる期間を有するときは、その者を第十一項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第十二条第一項第一号中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十項及び第十一項」を「及び第十項から第十三項まで」に改める。
第十三条第一項中「第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる期間に係る前三条の規定により算定した金額」を「第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる金額」に改める。

第二十七條第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第十一条第一項」を「第十一条第十二項及び第十三項」に、「同項中「前項各号」」を「第十一條第十二項中「第十項各号」」に、「読み替える」を「と、同条第十三項中「第十項各号」とあるのは「第二十七條第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、「第十一項」とあるのは「同条第八項」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。
8 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合

において、第七條第一項第一号又は第二号の期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の二)」と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」とする。

におけるその者に対する第一項から第六項までの規定の適用については、第一項第一号中「退職年金条列の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは「退職年金条列の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）を乗じて得た額を加えた額」と、同項第二号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）を乗じて得た額を加えた額」と、同項第三号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した額を乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した額を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）を乗じて得た額を加えた額」と、同項第四号中「共済法の給料年額に三百分の一・一」とあるのは「共済法の給料年額に百八十分の一・一」と、同項第五号中「前二項の場合において、これらの規定による」とあるのは「第三項から前項までに規定する場合において」とに改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項各号」を「第三項各号」に

改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。
 6 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第三項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受ける者が第四項の規定に該当する者となし、当該遺族年金の額を改定する。
 4 前項の場合において、遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一」とあるのは「三分分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」と、同項第二号中「三分分の一」とあるのは「三分分の二（その超える期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」とする。
 第三十九条第一項中「及び第十一條の二から第十四条までの規定により」と、第十一條の二から第十四条まで及び前条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより」に改め、「相当する金額」の下に「（遺族年金を受ける者が新法第九十三條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）」を加え、同条第二項を削る。
 第四十條第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「前条の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を削る。
 第四十一條中「三十六万六千六百四十七円」を「五十万六千円」に、「一万二千元」を「一万八千円」に改める。
 第五十七條第三項中「第十一條第十項」を「第十一條第十項又は第十一項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第五項中「第

二項において」とを「第二項の規定により」に、「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第六項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「適用する場合に於ける」の下に「政令で定める場合を除き」を加え、「第三十八條第五項」を「第三十八條第七項」に改め、同条第七項中「七十歳」を「六十五歳」に、「第三十八條第五項」を「第三十八條第七項」に改める。
 第五十九條第二項中「第十項及び第十一項」を「及び第十項から第十三項まで」に改める。
 第六十八條第二項中「次項及び第四項」を「次項から第六項まで」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
 4 八十歳以上の知事等であつた更新組合員が退職した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときにおけるその者に対する前項の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」とする。
 第六十八條に次の一項を加える。
 6 地方公共団体の長の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当する者となし、当該退職年金の額を改定する。
 第七十六條第二項中「次項及び第四項」を「次項から第五項まで」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「第六十八條第四項」を「第六十八條第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「前項」を「第三項」に、「読み替へる」とを「と」と、同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「第七十六條第四項の規定により読み替へる」とあるのは「同条第四項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と読み替へる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方公共団体の長であつた期間が十二年を超える八十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「地方公共団体の長の退職年金条列の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「地方公共団体の長の退職年金条列の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）を乗じて得た額を加えた額」とする。
 第八十二條第一項中「相当する金額」の下に「（遺族年金を受ける者が新法第七條第一項の規定により適用することとされた新法第九十三條の三第一項各号に該当するときは、更に同条第二項中「新法第九十三條の三及び」を削る。
 第八十三條第二項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く）」に、「同条第四項中「前項各号」を「退職年金条列の給料年額」とあるのは「地方公共団体の長の退職年金条列の給料年額」と、「同条第四項中「前項」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第一号」とを「第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」とに改め、同条の次に次の一條を加える。
 （地方公共団体の長の公務によらない遺族年金に関する経過措置）
 第八十三條の二 更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第七條第一項の規定により適用することとされた新法第九十三條第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第六十八條第一項及び第二項、第六十九條から第七十一條まで並びに前条第二項の規定に

より読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第七十七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するとき）は、更に同条の規定に準じて算定した金額とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定による遺族年金の額について準用する。

3 第八十二条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第九十条第六項中「第一項の規定の適用を受ける」、「又は職務加算等の期間」及び「又は第四項において準用する第五十七条第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 八十歳以上の恩給公務員である職員であつた更新組合員が退職した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」とする。

第九十条に次の二項を加える。

8 警察職員の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するとき、その者を第三項の規定に該当する者としてみなして、当該退職年金の額を改定する。

9 警察職員の退職年金を受ける者が六十五歳

に達した場合において、その者が第五項において準用する第五十七条第五項に規定する職務加算等の期間を有するときは、その者を第五項において準用する同条第五項の規定に該当する者としてみなして、当該退職年金の額を改定する。

第九十七条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 警察職員であつた期間が十五年を超える八十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十に相当する金額」とあるのは、「警察職員の恩給法の給料年額に百五十分の一と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）とを加えた率を乗じて得た額に相当する金額」とする。

第九十七条に次の一項を加える。

6 第九十条第七項から第九項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第三項」とあるのは「同条第四項」と、同条第九項中「第五項において準用する第五十七条第五項」とあり、又は「第五項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七条第五項において準用する第五十七条第五項」と読み替えるものとする。

第九十条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「第一百四条の二第一項の遺族年金の額の算定の例に

準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第一百四条第二項中「第五項まで」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「十二年」と、同条第四項中「前項各号」を「十五年」と、「退職年金条例の給料年額」とあるのは「警察職員の恩給法の給料年額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第一百四条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第一号」とを「第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第一百四条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」とに改め、同条の次に次の一項を加える。

（警察職員の公務員によらない遺族年金に関する経過措置）
第一百四条の二 更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第五十七条第六項及び第七項、第九十条の二から第九十条第三号まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するとき、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 第一百三十三条第三項及び第四項の規定は、前二

項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第一百十一条第二項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第一百七一条第一項中「第一百十一条第一項」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一百十一条第一項」に改める。

第一百九条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「次条第一項の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第一百九条の二を第一百九条の三とし、第一百九条の次に次の一項を加える。

第一百九条の二 更新組合員である消防職員に係る新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第三十八条第三項から第七項まで、第五十七條第六項及び第七項並びに第一百十一条から第一百四条までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第九十三条の三第一項各号に該当するとき、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。
第一百三十一條第二項中「第十号各号」を「第十條第一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十一條第三項」を「附則第十一條第二項」に改める。

第四百三十三条の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が第四百三十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」とする。

6 新法第二百二条において準用する新法第七十八條第一項の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第四百三十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当するとみなして、当該退職年金の額を改定する。

第四百三十三条の三に次の一項を加える。
新法第二百二条において準用する新法第七十八條第一項の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第四百三十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当するとみなして、当該退職年金の額を改定する。

4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合

におけるその超える部分の年数については、三分の一）」を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に九十分の一と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」を加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」を加えた率を乗じて得た額」とする。

第四百三十三条の三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を「同条第四項中「前項」とあるのは「第四百三十三条の三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第二号」とを「第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第四百三十三条の三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」とに改める。

第四百三十三条の三第四項中「又は第四百三十三条の三の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第四百三十三条の四まで及び前条の規定により読み替えられた第三十八條第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第二百二条において準用する新法第九十三條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）」に改め、同条第二項を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二十三條、第七十五條関係）」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二十九條、第七十八條、第九十九條関係）」に、「一、四四二、〇〇〇円」を「一、九八四、〇〇〇円」に、「九三三、〇〇〇円」を「一、二八三、〇〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「一八四、〇〇〇円」に改め、同表の備考二中「七万二千元」を「十二万円」に改め、同表の備考三中「四万二千元」を「六万円」に、「一万二千元」を「一万八千元（同号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち一人に限り四万二千元）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第四百三十三條の關係）」に改める。
別表第四中「別表第四」を「別表第四（第四百三十三條の關係）」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。

は第九項の規定の適用により新たにこれらの規定に規定する沖繩の退職料等又は樺太の退職料等のうち年金たる給付を受ける権利を有することとなる者には、昭和五十年八月分以後、これらの給付を支給する。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち準公務員期間等を有する者に関する経過措置）
第五条 この法律の施行の際、現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正前の施行法」という。第十條第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第一号）第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十五号）以下この条において「改正後の法律第五十五号」という。）附則第四十四條の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員（改正後の施行法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条及び附則第九條において「更新組合員等」という。）若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十年七月三十一日において改正前の施行法第十條第一号（改正前の施行法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受け権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五號附則第四十四條の二の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるも

のとす。

(職務加算等の期間を有する者等に関する経過措置)

第六條 改正後の施行法第十一條第十一項及び第十三項、第二十七條第八項及び第九項、第三十八條第四項、第六項及び第七項、第三十九條、第四十條、第五十七條第三項及び第五項から第七項まで、第五十九條第二項、第六十八條第二項、第四項及び第六項、第七十六條第二項、第四項及び第五項、第八十二條、第八十三條第二項、第八十三條の二、第九十條第三項、第八項及び第九項、第九十七條第四項から第六項まで、第九十條、第九十四條第二項、第九十四條の二、第九十條第二項、第九十九條、第一百零九條の二、第一百一十條第二項、第一百一十條の二、第一百一十條の三、第一百一十條の四、第一百一十條の五、第一百一十條の六、第一百一十條の七、第一百一十條の八、第一百一十條の九、第一百一十條の十、第一百一十條の十一、第一百一十條の十二、第一百一十條の十三、第一百一十條の十四の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第七條 改正後の施行法第四十一條及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十年八月分以後適用する。

2 昭和五十年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一條又は別表第二の規定を適用する場合に、同年八月分から同年十二月分までの年金については、同条中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、同表中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、〇〇〇円」とあるのは「一、二一四、〇〇〇円」と、「八四四、〇〇〇円」とあるのは「八〇三、〇〇〇円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の額の最低保障)
第八條 組合員又は団体共済組合員が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これら

の者又はこれらの者の遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次イからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円

二 改正後の法の規定による廃疾年金 次イからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間に達しているものに係る年金 四十二万円

ものに係る年金 三十一万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次イからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十万五千円

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

つた者又はこれらの者の遺族が附則第五條の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第十條 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第七條」を「第十條」に改める。
(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第十一條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第七條」を「第十條」に改める。
三月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、住居表示実施のため新宿区戸塚町の町区域、町名変更に関する請願(第一五八五号)

一、地方職員共済制度施行以前に恒常業務に従事していた臨時職員等の組合員期間の通算要件の緩和等に関する請願(第一八一〇号)

一、地方財政確立に関する請願(第一九一一号)

第一五八五号 昭和五十年三月七日受理
住居表示実施のため新宿区戸塚町の町区域、町名変更に関する請願
請願者 東京都新宿区戸塚町三ノ三八三
高井吉夫
紹介議員 阿部 憲一君
東京都新宿区の戸塚町域及び町名変更の処分は、住民大多數の意思に反する専断行為で、かつ、違法な行政決定であるから、ぜひ、国会において審議の上、右行政決定を取り消すよう勧告されたい。

した「住居表示実施のため町区域、町名変更について」と題する案に関し、同区議会議決及びこれに基づく新宿区長の告示処分ならびに告示に対し、同年十二月五日行政審決の申請をしたが東京都は右申請書の提出を受けたにもかかわらず直ちに東京都知事の告知処分をなし、これを公報に記載し、かつ住民代表の大多数の行った右行政審決の申請に対しても昭和五十年二月六日申請却下の決定をした。

この安易な審理に住民として納得ができず承服しなかつたので、自治省に対し昭和四十九年十二月二十六日再び都の告知処分（新宿区の行政措置を含む）に対し行政審決の申請を行い、目下審理検討中である。

当所の三分割案（戸塚全地域を早稲田、高田馬場、戸塚に区分）を審議途中から住民の最も反対する二分分割案（西早稲田と高田馬場に区分）に変更し、反対を押し切つて急遽強行採決を図つたといふことと、又、戸塚町という永年愛称してきた町名を尊重する住民約二万名（戸塚町域の全人口は約三万名）の反対はもとより、早稲田大学事務局も今後の施設管理、学生運動の取締上由々しき事態であると猛烈と反対している。

第一八一〇号 昭和五十年三月十二日受理

地方職員共済制度施行以前に恒常的業務に従事していた臨時職員等の組合員期間の通算要件の緩和等に関する請願

請願者 横浜市西区宮崎町二五横浜市従業員労働組合内 中島利重外三千三百七十二名

紹介議員 山崎 昇君

一、地方職員共済制度施行以前の地方職員のうち、恒常的業務に従事していた臨時職員ならびに非常勤職員の組合員期間について通算要件を緩和し、その期間を基礎期間とすること。
二、中、高年齢で就職した者に係る退職年金等の受給資格については特別措置を講ずるよう

検討すること。

第一九二一号 昭和五十年三月十三日受理

地方財政確立に関する請願

請願者 岡山県井原市井原町一、八七五高等学校教職員組合精研分会内 三宅厚外七百十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政緊急措置法案（和田静夫君発議）
一、地方税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十四日）

地方財政緊急措置法案

地方財政緊急措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 第二交付税（第三条―第八条）

第三章 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する措置（第九条―第十六条）

第四章 地方債に関する特別措置（第十七条―第二十四条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、経済の不況及び地方公共団体の行う事務の増大により地方公共団体の財政が窮乏している現状にかんがみ、国と地方公共団体との間の適正な事務の再配分及びそれに伴う財源の再配分に基づく国の財政と地方公共団体の財政との適正な関係が確立されるまでの間、臨時に、地方公共団体の財源の充実、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化等

を図るための緊急措置を定め、もつて地方公共団体の財政の健全な運営に資することを目的とする。

（国の責務）

第二条 国は、地方自治の本旨に基づいて、速やかに、国と地方公共団体との間の事務の配分、財源の配分その他の基本的関係について全般的な検討を加え、必要な施策を講ずるものとする。

第二章 第二交付税

（第二交付税）

第三条 昭和五十年から昭和五十二年までの各年度に限り、地方公共団体に第二交付税を交付する。

（第二交付税の総額）

第四条 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の八をもつて第二交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき第二交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税

の収入見込額のそれぞれ百分の八に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における第二交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（第二交付税の種類）

第五条 第二交付税の種類は、第一種交付税及び第二種交付税とする。

（第一種交付税）

第六条 第一種交付税は、都道府県並びに市町村及び特別区に対して交付する。

2 各都道府県又は市町村若しくは特別区に対し毎年度分として交付すべき第一種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる測定単位ごとの下欄に掲げる単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を当該地方公共団体について合算した額とする。

測定単位	単位	費用
人口	一人につき	一、一九四円
面積	一平方キロメートルにつき	三三三、二二四

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二 面積	建設省国土地理院において公表した最近の当該地方公共団体の面積	平方キロメートル

4 第一種交付税は、毎年度、十月に交付する。

（第二種交付税）

第七条 毎年度分として交付すべき第二種交付税の総額は、当該年度分として交付すべき第二交付税の総額から当該年度分として各都道府県並びに市町村及び特別区に交付すべき第一種交付税の総額を控除した額とする。

2 第二種交付税は、毎年度、次項の規定により算定した基準財政需要額が同項の規定により算定した基準財政収入額を超える都道府県及び市町村に対して交付する。この場合において、特別区の存する区域については市町村とみなし、その交付することとなつた額を都に対して交付する。

3 前項の基準財政需要額及び基準財政収入額は、道府県及び市町村にあつては地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十一條及び第十四條の規定により、都にあつては道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定の例により、特別区の存する区域にあつては市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定の例により、算定するものとする。

4 各都道府県又は市町村に交付すべき第二種交

経費の種類	測定	単位	
		単位	費用
民生費	決算における民生費の額	千円につき	二六四円
普通単独事業費	決算における普通単独事業費の額	千円につき	一七三

5 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。

この場合において、特別区の存する区域に係る測定単位の数値の算定については、同表中「当該地方公共団体」とあるのは「各特別区」と、「経費」とあるのは「経費の合算額」とする。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 決算における民生費の額	当該地方公共団体の決算（当該年度の前前年度のものをいう。次号において同じ。）における社会福祉及び社会保障に関する事業で自治省令で定めるものに係る経費	千円
二 決算における普通単独事業費の額	当該地方公共団体の決算における国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けないで施行した公共施設及び公用施設の建設の事業で自治省令で定めるものに係る経費	千円

6 第二種交付税は、毎年度、一月に交付する。
（地方交付税法の準用等）

第八条 地方交付税法第四條 第五條（第五項を除く）、第八條、第九條、第十條第三項から第五項まで、第十七條、第十七條の三から第二十条まで、第二十条の三第二項、第二十一条第二項及び第二十二條の規定は、第二交付税について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

2 この法律に定めるものは、第二交付税の交付に關し必要な事項は、自治省令で定める。

付税の額は、次の表の上欄に掲げる経費の種類及び中欄に掲げる測定単位ごとの下欄に掲げる単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を当該都道府県又は市町村について合算した額（以下この項において「算定額」という。）とする。ただし、算定額の合算額が第二種交付税の総額を超える場合においては、第二種交付税の総額を算定額であん分した額とする。

第三章 国と地方公共団体との財政上の負担關係の健全化に關する措置
（定義）
第九條 この章において「超過負担」とは、国の地方公共団体に対する支出金を受けて地方公共団体又はその機関が実施する事務又は事業について、当該地方公共団体が負担すべきものとされる割合を超えてその経費を負担し、又は当該地方公共団体が法令の規定により負担する義務を負わぬものとされる経費の全部又は一部を負担することをいう。

（地方超過負担調査会）
第十條 総理府に、地方超過負担調査会（以下この章において「調査会」という。）を置く。
2 調査会は、次の各号に掲げる事項に關し、調査審議して、内閣総理大臣に対して意見を申し出るものとする。
一 昭和四十九年度以前に行つた事務又は事業に係る各地方公共団体の超過負担の実状
二 超過負担を生じさせないための措置その他国の財政と地方公共団体の財政との負担關係の健全化に關する措置
第十一條 内閣総理大臣は、前條第二項の意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。
第十二條 調査会は、必要があるときは、關係行政機關の長又は關係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
第十三條 調査会は、委員十五人をもつて組織する。

名する委員が、会長の職務を代理する。
第十五條 国は、超過負担をした地方公共団体に對し、超過負担によつて地方公共団体の負担となつた額に相當する額の交付金を交付する。
2 前項の規定により各地方公共団体に對して交付する交付金の額は、超過負担によつて当該地方公共団体の負担となつた額として調査会が算定した額に基づいて内閣総理大臣が定める。
（政令への委任）
第十六條 この法律に定めるものは、調査会の組織及び運営並びに前條の交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十五條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十六條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第十四條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十五條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十六條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第十四條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十五條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十六條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第十四條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十五條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十六條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第十四條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十五條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十六條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第十四條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十五條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十六條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第十四條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十五條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
第十六條 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を代理する。

第二十二條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県地方債審議会)
第二十三條 都道府県に、都道府県地方債審議会を置く。

2 都道府県地方債審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、都道府県知事の許可に係る地方債の発行の許可について調査審議するものとする。

3 都道府県知事は、都道府県地方債審議会から答申があつたときは、これを尊重しなければならない。

4 都道府県地方債審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(地方債に係る政府資金)
第二十四條 国は、一會計年度において地方公共団体が起こす地方債の額の八割に相当する額を、資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條の資金運用部資金をいう。)及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるように努めなければならない。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二條 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三三號)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第八項を附則第十項とする。

附則第六項及び附則第七項中「第三項」を「第

五項」に改め、これらの項をそれぞれ附則第八項及び附則第九項とする。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項を附則第六項とし、附則第三項を附則第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 昭和五十年から昭和五十二年までの各年度に限り、第三條中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二交付税交付金(地方財政緊急措置法(昭和五十年法律第 号)第二章による第二交付税の交付金をいう。)、地方譲与税譲与金」と、第四條中「控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額に相当する金額と当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の八に相当する金額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における地方財政緊急措置法第二章による第二交付税に相当する金額で、またこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該第二交付税に相当する金額を超えてこの会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額との合算額」と読み替へるものとする。

4 昭和五十三年に限り、昭和五十二年以前年度の年度における地方財政緊急措置法第二章による第二交付税でまだ交付していない額がある場合においては、第三條中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二交付税交付金(地方財政緊急措置法附則第六條による第二交付税の交付金をいう。)、地方譲与税譲与金」と読み替へ、昭和五十二年以前年度の年度における第二交付税に相当する金額でまだこの会計に繰り入れていない額がある場合においては、第四條中「控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額に相当する金額と昭和五十二年以前年度の年度における地方財政緊急措置法第二章による第二交付税に相当する金額で、またこの会計に繰り入れていない額に相当する金額との合算額」と読み替へるものとする。

のとす。

(総理府設置法の一部改正)
第三條 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第十六號の四の次に次の一号を加える。

十六の五 地方財政緊急措置法(昭和五十年法律第 号)(第三章の規定に限る。)の施行に関すること。(同法第十五條の交付金の交付に関するものを除く。)

第十五條第一項の表中国民生活安定審議会の項の次に次のように加える。

地方超過負担調査会
地方財政緊急措置法の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

(自治省設置法の一部改正)
第四條 自治省設置法(昭和二十七年法律第百六十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十二號から第二十四號までの規定中「地方交付税」の下に「及び第二交付税」を加え、同項第二十八號の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 地方財政緊急措置法(昭和五十年法律第 号)第十五條の交付金を交付すること。

第十二條第二號から第四號までの規定中「地方交付税」の下に「及び第二交付税」を加え、同條第十九號の次に次の一号を加える。

十九の二 地方財政緊急措置法第十五條の交付金の交付に関すること。

第十七條第一號から第四號までの規定中「地方交付税」の下に「又は第二交付税」を加える。

第二十三條の三の次に次の一条を加える。
(地方債審議会)
第二十三條の四 自治省に、地方債審議会を置く。

置法の定めるところによる。

附則に次の一項を加える。
7 自治大臣は、地方財政緊急措置法第十八條の規定に基づき地方債審議会が調査審議する事項については、同審議会が置かれていない間は、地方財政審議会の議に付さないものとする。

(この法律の失効)
第五條 この法律は、次条及び附則第七條を除き、昭和五十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

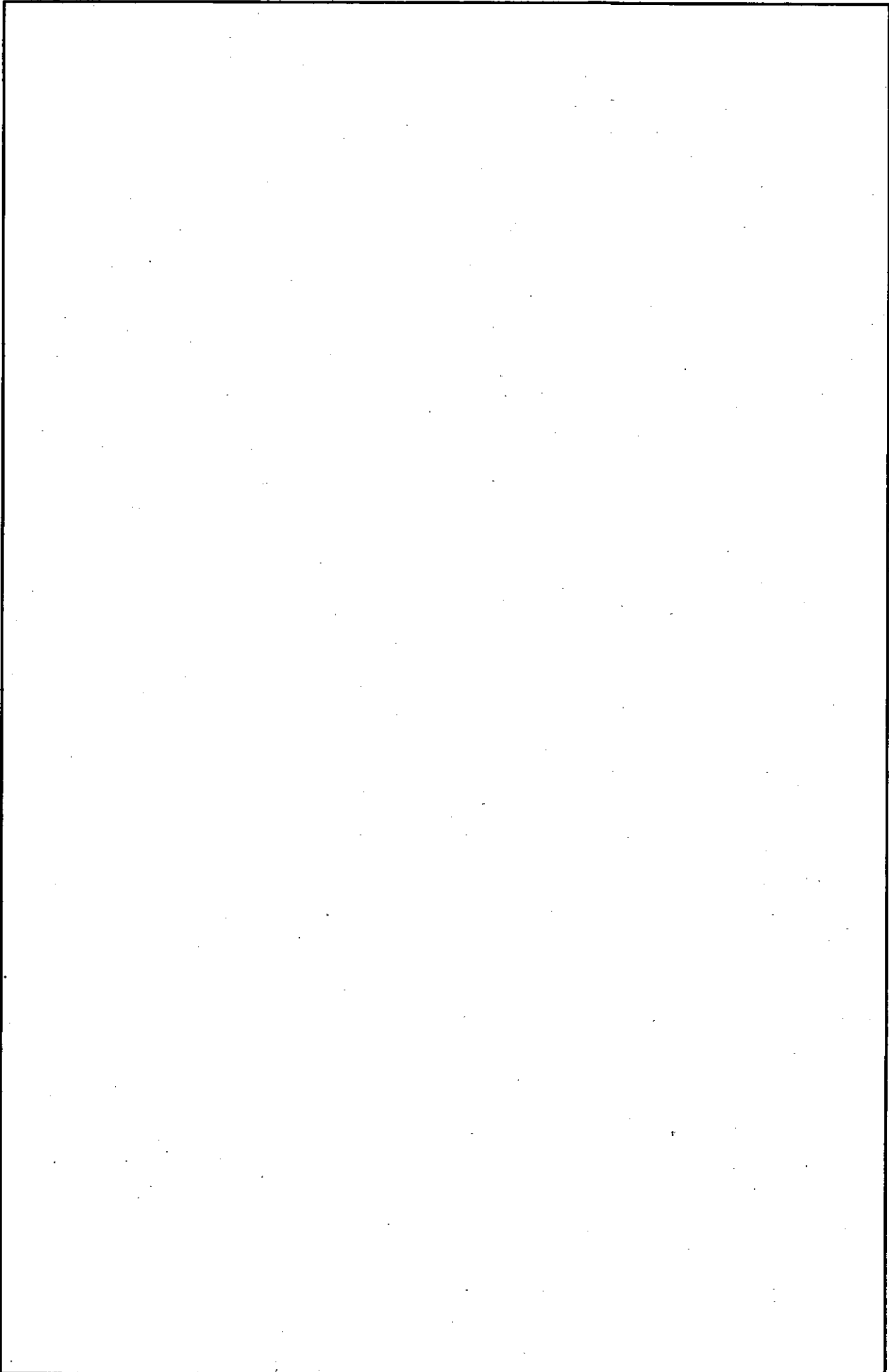
(失効後における措置)
第六條 昭和五十三年四月一日において昭和五十二年以前年度の年度における第二交付税でまだ交付していない額がある場合は、その額を昭和五十二年分第二交付税の交付を受けた地方公共団体に対して交付する。

2 前項の規定により各地方公共団体に対して交付する第二交付税の額は、昭和五十二年分として各地方公共団体に交付した第二交付税の額で前項の額をあん分した額とする。

3 第一項の第二交付税は、昭和五十四年一月に交付する。

第七條 昭和五十三年四月一日において昭和五十二年以前年度の年度分として交付した第二交付税の額が昭和五十二年以前年度の年度において交付すべきであった第二交付税の額を超えている場合においては、当該超えている額は、昭和五十二年の第二交付税とみなす。

この法律の施行に要する経費は、一兆一千億円の見込みである。



昭和五十年四月十六日印刷

昭和五十年四月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W